

919.2-0387



1200500759464

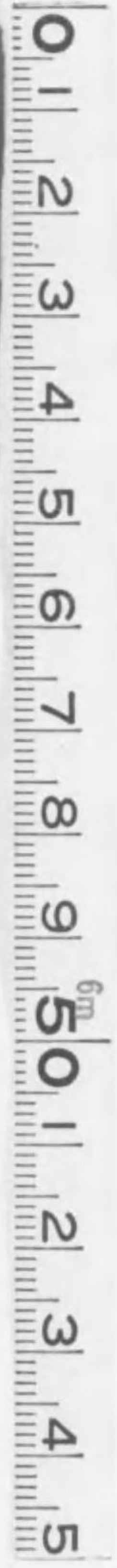
2

8

田正之著

近江奈良朝の漢文學

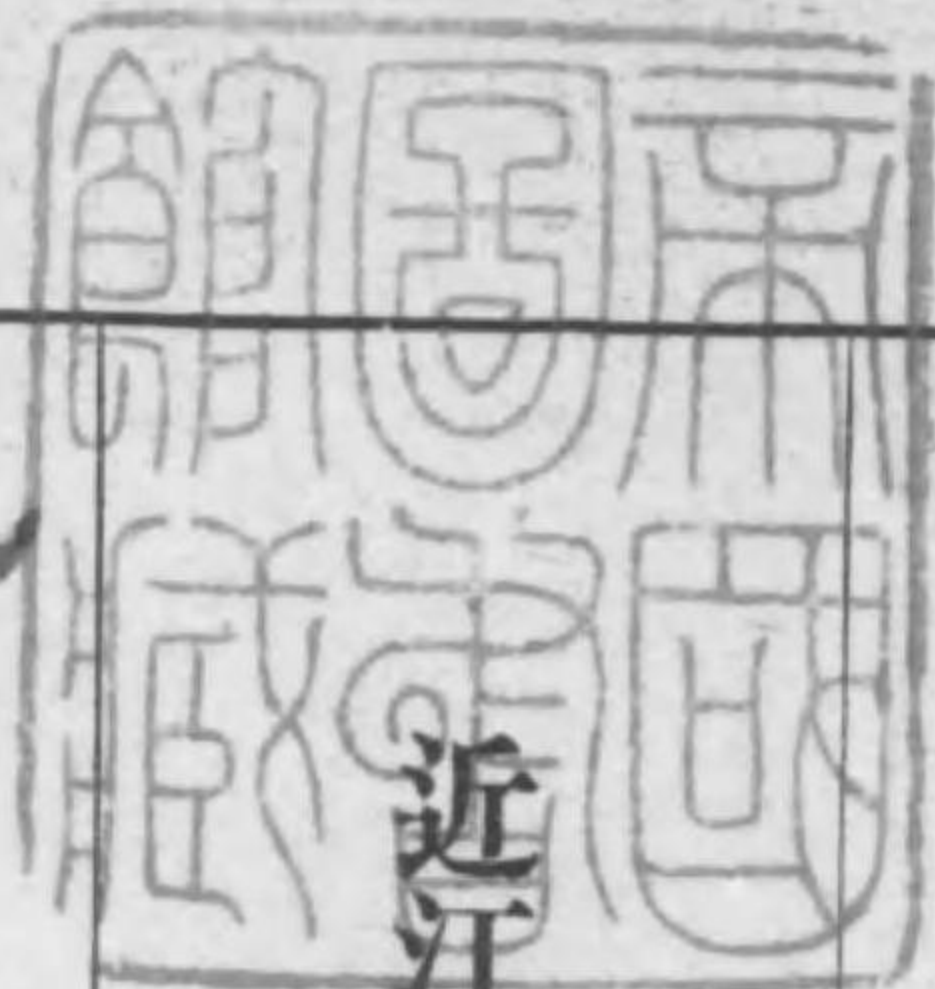
養徳社刊



始



919.2
0.38



岡田正之著

近江奈良朝の漢文學

養
德
社
版



~~1007~~
~~1013~~
71

目次

序

第一編 由來

第一章 典籍の傳來

附說

一 漢字傳來以前の文字の有無

二 漢文の讀法

第二章 歸化民族と漢文學

第三章 推古朝の遺文

附說 憲法十七條に就いて

一 甲子の發布と讖緯說

目

次

一

三

三

一

二

一〇

五

一



目次

二十七の數と陰陽思想	四六
三 法家思想	五二
四 憲法の文辭	六〇

第二編 學風

第一章 學校及び貢舉

一 沿革	六六
二 職員	七一
三 學則	六八
四 省試	七六
五 釋奠	九五

第二章 聖學及び人材

一 帝室の崇獎	一〇〇
二 學者の輩出	一〇四

第三章 學術の氣風

一 實學を尙ぶ	一〇九
---------	-----

第三編 文章

第一章 記紀及び風土記

一 記紀以前の史乘	一一六
二 武藝を修む	一二三
三 老子を斥く	一二六
四 讖雜を信ず	一二九

二 古事記の撰錄と其の上表	一二三
---------------	-----

三 書記の編修	一二六
---------	-----

四 二典の書法と其の比較	一二九
--------------	-----

五 風土記	一三五
-------	-----

第二章 養老令

一 撰定の來歴	一三三
二 令文	一七〇

第三章 各種の文體	一七四
-----------	-----

第四編 詩藻

目次

三

第一章 詩と詩集

一 詩の原委……………一〇

二 作詩の諸家……………一五

三 詩歌集の濫觴……………一七

第二章 懷風藻

一 撰者と其の文辭……………一九

二 編次と顯晦……………二四

三 詩形……………三〇

四 詩想……………三六

五 詩式……………三七

附録

懷風藻詩體韻字致……………三九

第五編 影響

第一章 漢文學と萬葉集

一 撰次の體と其の書名……………四八

二 萬葉の文字……………五一

三 文辭と思想……………五二

第二章 宣命・祝詞と漢文學

一 宣命……………五九

二 祝詞……………六〇

序 說

開國二千五百八十年、高潔醇健なる思想の發達を遂げたるものは、我が邦固有の美德に本づけるは論なきも、我が國民に同化せられたる漢文學が、其の性情志氣に與へたる影響の最も多大なりしことは何人も争ふべからざる事實なり。

由來漢文學の根本思想は、儒教主義にあり。是を以てか、四書五經は勿論、歴史も傳記も詩歌文章も小説戯曲も皆此の主義を以て根柢とせざるなし。小説戯曲が勸善懲惡に歸著し、歴史傳記が褒貶黜陟を宗旨とし、文章と云へば道を載する器なりと云ひ、詩と云へば情に發して禮義に止まると曰ふ。是れ、皆、支那の古今を通じたる學者の主張なるが、全く儒教主義の發現に外ならざるなり。

更に文辭の上より之を観るに、詞氣の雄麗雅健なるは、彼の特長とする所なり。其の原由は主として漢語、漢字の關係より來れるものにして、夫の一語一辭に多數の音節を有するものは、自ら聲調長くして舒緩なるに反し、言語の簡短にして音節の急なるものは、聲調短くして剛強なることは、言文上動かすべからざる理法なり。漢語の單音語にして語尾の變化なく、「天運遠波」の加添なくして、聲調の堅硬に、字句の緊縮せるは、即ち文辭をして雄健ならしむる所以なり。

漢文學の傳來以降、我が國民の朝夕接觸するものは、此の如きの思想なり、此の如きの文辭なり、歲月の長き、如何ぞ影響を受けざるを得ん。高尚なる性情の修養と健實なる意志の陶冶とは、彼に負ふ所あるは尠少にあらざるなり。是れ、支那より來れる漢文學に就いて述べたるものなるが、更に我が邦に生れたる漢文學に就いて之を言へば、國民思想の上に一段の切要なる感化を與へたるものあり。我が邦の漢文學としては、開國以來の國史あり、我々の祖先が披瀝したる漢詩文あり。六國史、大日本史、近くは日本外史等を讀まば、誰れか光輝ある史迹に鑑みて忠愛の情を起さざらん。漢詩文を諷誦朗讀せば、誰れか性情を雅化し、志氣を作振せざらん。人口に膾炙せる菅公の「去年今夜」の什を誦せば、果して如何、機山不識庵の詩を吟せば、果して如何、千歳の下名臣の至誠を慕ひ、英雄の胸中を伸ばしむるものは、和歌と何等の差がある。殊に、幕末志士の吐ける心血の文字は、明治の維新を開きたる幾多の名士を生み來れり。是れ我が邦に同化せられたる漢文學が、國民思想に多大なる影響を與へたりと謂ふ所以なり。

漢字は、外來の文字なり、漢文は輸入の文章なり。然るに、我等の祖先が非常なる苦心と努力とに因りて文字を整理し、字音を傳へ、字訓を定めたるを以て、始めて同化的の文字となり、我が國語を寫すにも、我が思想を發表するにも、唯一の機關となり、茲に我が國文上に二大系を生ぜり。一は和文系なり、一は漢文系なり。和文系は、言語學者の所謂加添語に屬し、「天邇遠波」を加添して、主

客説明の諸格を表せる叙述法なり。漢文系は、所謂綴語に屬し、語尾の變化なく、「天邇遠波」なく字句の位置に依りて主客説明の諸格を示せる叙述法なり。然るに、我が邦に於ける漢文は、支那のそれとは異にして二種の形式を具せり。一は組織上より觀たる漢文にして、字句の位置に因りて其の義を領會するものなり、一は讀法上より觀たる漢文にして、音訓相交へ、上下傾讀して、其意を理解するものなり。語を換へて之を言へば、前者は目に見るものにして、後者は耳に聞くものなり。若し、讀法上より之を觀ば漢文も一種の和文に異ならず、試に耳に聞きしまゝを書取らば普通の和文と何等の差異あるなし。此の如く漢文系の文章をして一變して和文系に屬せしめたるは、又我が祖先が巧に漢文を同化したる點にして、漢字漢文が第二の國字國文として永く生命を保ちし所以は、實に此に存せり。

顧ふに、品性の修養と共に、趣味の領會が人格を作る上に於て必要とすれば、我が國民は少くとも我等の祖先が味ひ得たる漢文學とその瀝ぎ出せる作品とに向つて先づ研究の指を染めざるべからず。殊に、其の變遷の跡を明にして、醇健なる思想と高雅なる趣致とを後來の國民に傳ふるは現代國民の一大義務なり。世人動もすれば、我が邦に生れたる漢文學を我が國文學史上より疏外せんとするものあり、是れ我が祖先の苦心を没却するものなり、我が國文學の範圍を狭くするものなり。我が國民の精髄の發したる所は獨り和歌と和文とのみにあらざるなり。

余は如上の見地よりして、我が邦に於ける漢文學の逕路を討ねんとするものなり。而してその第一著手として近江奈良の朝に取るものは、他なし、近江淨見原藤原奈良の十二朝、百十餘年の間は、實に我が漢文學の同化大成せられたる時代にして、平安朝以後に奔放横溢せる漢文學の源頭たりしを以てなり。

第一編 由來

第一章 典籍の傳來

漢字の渡來と使用との始は、何れの時に在るを詳にすべからざるも、日韓交通の既に神代史にあるに據れば、其の由りて來りしことの遠きを思ふべし。典籍の傳來に至りては二傳説あり、一は徐福齋來の説、一は神后征韓收還の説なり。

徐福齋來の説 秦人徐福が、始皇の命を受けて海に入りしとの事史記に出でしより、一轉して徐福が我が日本に來りしとの説となり、後周の義楚が釋氏六帖に見れ、再轉して、書を齋す説となり、宋の歐陽修の日本刀の詩に詠せらる。其の詩に曰く、

傳聞其國居大島	土壤沃饒風俗好	其先徐福詐秦民	採藥淹留卽童老
百工五種與之居	至今器玩皆精巧	前朝貢獻屢往來	士人往往工詞藻
徐生行時書未焚	逸書百篇今尙存	令嚴不許傳中國	舉世無人識古文
先王大典藏夷貊	蒼波浩蕩无通津		

と。歐陽修は何の據る所ありて此の説を爲せるか。神皇正統記にも孝靈天皇の條に左の如く見ゆ。
 四十五年己卯秦の始皇即位、此始皇仙方をこのみて長生不死の薬を日本にもとむ。日本より五帝
 三王の遺書を彼國にもとめしに、始皇ことごとく是を送るといへり。其後三十五年ありて彼國書
 を焼、儒を埋にければ、孔子の全經日本にとゞまるといへり。此事異朝の書にのせたり。
 北畠准後の引用せし異朝の書とは、何れの書を指せしものなるかを知らざれども、歐陽修の説く所と
 頗る相似たるものあり。日本刀歌と正統記とを對照し來れば、五代趙宋の時に此の種の傳説ありしも
 のならん。然れども、所謂蜀書燕説にして、信を措くに足らざるなり。

神后征韓收還の説 日本書紀に神功皇后の新羅を征して、其の國中に入りたまひし事を叙して「遂
 入國中、封重寶府庫、收圖籍文書」とあり、谷川士清は文書則經史百家之言、蓋此時既來於我邦也明
 矣（日本書紀通説）と註し、伊地知季安の漢學紀原にも「海西書籍之入國朝、蓋應首乎皇后親征新羅所收還本
 也」と斷せり。

然れども、圖書文書なる語は、果して當時の事實を叙したるものなるか。漢書の高祖本紀に、高祖
 が咸陽に入りし事を書して「封秦重寶財物、還軍霸上、蕭何晝收秦丞相府圖籍文書」とあり、日本書
 紀の編者は、或は此の文を轉用して事實を修飾したるものにあらざるか。縱令、實際に圖籍文書を收
 めたまひたりとするも、其の圖籍文書は、地圖・戶籍及び官府の書類を稱したるものなるべし。史記
 の蕭相國世家に「何獨先入、收秦丞相御史律令圖書藏之、○中略漢王所以具知天下阨塞戶口多少疆弱之
 處、民所疾苦者、以何具得秦圖書也」と見え、漢書の蕭何傳も略同。其の圖書とあるは、即ち圖籍
 文書にして下文に之を收得したる効果を擧げし處より觀れば、經史百家の書とは關係あるなし。故に
 神後の收還したまひたる文書は、公文書類にして典籍にあらざること疑なし。

如上の二傳説、既に信するに足らざるを以て、國史の明示する所に從ひ、傳來の始を應神の朝に置
 かざるべからず。應神帝は、神后征韓の後を承け、内外を綏撫し、大に工藝を奨め、文化を興し給ふ。
 百濟より阿直岐・王仁等の入朝歸化するあり、論語十卷と千字文一卷とは、實に王仁の進獻に係れり。
 古事記に其の事を書して曰く、

百濟國主照古王、以牡馬壹疋牝馬壹疋、付阿知吉師以貢上、此阿知吉師者、阿直岐等之配、亦貢上橫刀及大鏡、又
 科賜百濟國、若有賢人者貢上、故受命以貢上人名和邇吉師、即論語十卷、千字文一卷、竝十一卷、
 付是人即貢進。此和邇吉師者、文首等語、

と。是れ我が國史の上に漢籍の名を留めし始にして、而かも、我が國民思想の根柢を培養したる儒教
 眞髓の論語と、我が言文の一大機關たる文字の書の千字文とが、典籍傳來の嚆矢ならんとは、豈一奇
 縁ならずや。日本書紀にも、阿直岐・王仁の事を叙して曰く、

十五年○皇紀九四四年秋八月壬戌朔、丁卯、百濟王遣阿直岐貢良馬二匹、即養於輕坂上厩、因以阿直岐令

掌伺、故號其養馬之處曰厩坂也、阿直岐亦能讀經典、即太子菟道稚郎子師焉、於是天皇問阿直岐曰、如勝汝博士亦有耶、對曰、有王仁者是秀也、時遣上毛野君祖荒田別巫別於百濟、仍徵王仁也、其阿直岐者、阿直岐史之始祖也。

十六年春二月、王仁來之、則太子菟道稚郎子師之、習諸典籍於王仁、莫不通達、故所謂王仁者、是書首等之始祖也。

と、古語拾遺にも

至於輕島豐明○應神朝、百濟王貢博士王仁、是河内文首始祖也。

と、記紀の二書及び拾遺に據りて、王仁の來朝と典籍傳來との事を明にすべし。

此に王仁と異名同人とも看るべき史料あり、他なし、辰孫王の事なり。桓武帝の延暦九年七月、圖書頭兼東宮學士伊豫守津連眞道等の上表文に

眞道等本系出自百濟國貴須王、○中略輕島豐明朝御宇應神天皇、命上毛野遠祖荒田別使於百濟、授聘有識者、國主貴須王恭奉使旨、擇採宗族、遣其孫辰孫王、一名智隨使入朝、天皇嘉焉、特加寵命、以爲皇太子之師矣、於是始傳書籍、大闡儒風、文教之興、誠在於此。

とあり(讀日本書紀)事頗る王仁に似たり。或は王仁も辰孫王も共に書を獻じ、稚郎子の師となりしか。

大日本史に疑を存して曰く「辰孫王當應神帝時、荒田別得之百濟、而爲太子師、其事大類王仁、疑非

別人、而今無所考」と、誠に考ふべきなきを以て辨すべからざるなり。

今一事の疑を存すべきものあり、書籍を貢進せし百濟王の事なり。古事記は照古王蓋し近古王とし、日本書紀は阿花王とし、眞道の上表文は貴須王王仁の後裔なる武生連眞道の上首に久とし、各其の説を異にせり。由來、我が國史と韓史とは年代頗る乖違し、先儒の論も甚多く、考覈の極めて難き所あるを以て、遽に斷定すべからざるなり。然れども、百濟の年代は、姑く置き、貢進の我が應神朝に在ることは、記、紀、及び拾遺、眞道の上表文の一致せる所にして、動かすべからざる事實なり。

皇太子稚郎子は、既に阿直岐・王仁等に就いて講習せられしを以て、學業も大に進ませたまひ、嘗て高麗より上りたる表文に「高麗王教日本」の文あるを以て、其の無體を怒り、使者を責められし事は有名なる史實にして、太子が疾く斯文に達したまひたるを證したるものなり。殊に父帝の崩後、義を重んじて位を皇兄に譲り、遂に自殺して其の志を明にしたまひし如きは、太子の睿明に本づくとも、一は論語の教に感發したまひしに由れることは世の定論なり。

繼體帝の七年(三一七)に至り、百濟より始めて五經博士段楊爾を貢し、十年(六一七)に至り、五經博士の漢高安貞を貢して段楊爾に代へんと請ひしことあり。五經とは、尙書、周易、詩經、春秋、禮記なり。此の種の博士の渡來せしに據れば、五經の經籍も傳はり、既に其の教を受けしものもありたるならん。欽明帝の十五年(四二二)に五經博士の柳貴來りて、馬丁安に代り、又新に易博士王道良、曆博士

醫博士、探藥師、樂師等の來朝するありて、社會の進運と共に漢文字も漸く金鷄曉を告げ旭光の將に地平線を出でんとする觀あり。

附 說

一 漢字傳來以前の文字の有無

文學として最も必要なるは、文字なり。我邦に於て、漢字傳來以前に固有文字のありしや否は、猶討究を要すべき問題なるが、齋部廣成は、古語拾遺の序に「蓋聞上古之世、未有文字、貴賤老少、口相傳、前言往行、存而不忘」と云ひ、三善清行は革命勸文に「上古之事、皆出口傳、故代之事變、應有遺漏、又允恭天皇以後、古記頗備」と云ひ、大江匡房の宮崎宮にも「我朝始書文字、代結繩之政、即創此朝○應神朝」とあり、此等先賢の説は受くる所あるものなれば、古來の學者の文字なかりしとの説を爲すもの有力なる憑證とする所なり。意ふに、我邦太古草昧淳樸の時に早くも三韓の文物に接觸せしを以て、我邦の文字を製するに及ばず、直に漢字を以て我國語を寫す機關となししは、恰も三韓が夙に支那の治教を受けしに因り、漢字を以て其の國字となししに異ならざるべし。若し、我が國語に本づきて發生したる固有の文字あらば、何を苦みて外來の文字を用ひんや。且夫の古事を語り傳へ

る氏人ある如きも、亦此の間の消息を報するものにして、天語連は、姓氏錄（右京神上）に、海語連は日本書紀（元正）に、語君は東大寺文書（天平十一）に、語臣は出雲風土記に見え、語部、語部首、語直は正倉院文書中に錯出す。此等は即貞觀式に所謂語部の氏族にして、其の諸書に散見するもの一ならず、若し文字あり、記録あらば、故らに古事を語り傳ふる専門の人を置く要なけん。此の氏族あるは固有文字のなかりし一證ともなすべし。然るに、平田篤胤は神字日文傳を著して、神代文字あることを主張せり。而かも、其の文字が進歩的の音標文字なるに於ては、一驚を喫せざるを得ず。清の沈文熒は更に日本神字考を著し、平田氏の所謂神字日文を以て漢字の古案なりとして、之が釋文をなせり。是亦牽強附會を免れざるものなり。近時文學博士星野恆氏の説に「郎考には必ず結繩に代る位の諺文俗字はありたるならんと思へり、子細は日本書紀欽明天皇二年の本注に「帝王本紀、多有古字、撰集之人屢經遷易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、遂致舛雜」とある是なり、この古字と云へるは即ち上代より在來の文字にして、記述備忘の用に供したるものならん」（漢學第一編第三號、頁五）と。博士が唯一の證據とせらるる書紀の古字とあるを、我邦在來の文字と解するは果して妥當なりや、否本注の前後を通讀するに漢字の古體なるを稱したるものにして、在來の文字とは看るを得ず。支那六朝時代には、異體の文字盛に行はれしに因り、其餘風を受けし我が國に於ても、書體の異様なるものあることは、正倉院文書を覽れば、直に了解せらるべし。帝王本紀にありし古字なるものも、亦全く六朝式の異體

文字なるべし。但し、上代に在りて、或は備忘計算の用に供する一種の符號の如きものなしと謂ふべからず。然れども符號の公約共通的の性質を有せざるに於ては、文字と稱するを得ず。書紀の編者も恐らくは符號を把りて古字と稱する理なけん。

一一 漢文の讀法

漢文の和讀、即日本流に讀むことは、漢文を同化して第二の國文たる價值を有せしめたるものにして、我が國の言文史上に特筆大書すべきことなり。然るに其の起原明ならず、王仁が稚郎子に御授けしたる時は如何なる讀法を用ひしか、是亦知るべからず、是等は、大に研究を要すべき問題なり。

先儒新井白石は同文通考に於て、太宰春臺は倭讀要領に於て、湯淺常山は常山樓筆餘に於て、本居宣長は漢字三音考に於て、伴信友は假名本末に於て、日尾荊山は訓點復古に於て、此の疑問の解決を試みんとしたり。本居宣長は「皇國にして漢籍を讀み、又其字を用る音も訓も、彼若郎子王に始めて教へ奉りし時より定まりたりしこと疑なし」と、誠に然らん。然れども宣長は、何故に王仁の時より始まりしかの理由を明にせず。先師重野博士は宣長の説に従ひ、其の理由を附して曰く、

我邦漢書ノ讀法世人多クハ吉備眞備ヨリ始マルト思ヘドモ、其實ハ阿直岐・王仁ヨリ起リシコトハ疑ヲ容レザル所ナリ。而シテ阿・王ハ即其國ノ讀法ヲ以テ我邦ニ移シ用ヒシモノト思ハル。今

朝鮮國漢書ヲ讀ムニ二法アリ、一ハ音讀、一ハ國譯ヲ帶ビテ讀ム。其國譯ヲ帶ブルモノハ即我讀法ト相相似タリ。王仁ノ如キハ能ク我國語ニ通ゼシハ、難波ノ詠歌ニテモ明ナルコトナレバ、彼國譯ヲ以テ我國語ト相照シテ譯ヲ附シテ漢文ヲ授ケシコトハ、今ノ英學者ガ變則法ヲ以テ英文ヲ兒童ニ授クルト一般ナルベシ。(東京學士會院報 誌第一編四册)

と、重野博士は朝鮮の漢文讀法より推して、我邦の讀法も亦然りしならんと論證せられしは卓見となすべし。元來、朝鮮語と日本語とは同一の形態にして、言語學者の所謂加添語系に屬し、語根の前後に他音を添加して諸種の意義を表せるものなり。夫の支那の單綴語とは、大に其の形質を異にせり。故に加添語系の日韓人に在りて、單綴語の漢文を譯讀するときは、廻環顛倒せざるを得ず。此れ朝鮮の讀法に音讀と譯讀との二種ある所以なり。寶延元年(三四〇八年)我邦に來りし朝鮮人と我が國人との筆談に左の問答あり。

千鼎臣稟、貴國亦有回環顛倒之讀法耶。

海阜復、回環顛倒之讀法、雖有之、君子不之貴也。

と、此は韓事輯要に收められたる善鄰風雅に見ゆ。千鼎臣は、我が邦の先儒なり。海阜とは、李命啓の號なり。海阜も廻環顛倒の讀法あることを説けり。其の「君子不之貴」とは、或は學者間に在りて音讀を主とせることを云へるなるべし。遠く例證を古に求むるまでもなく、現今にても譯讀法の行は

るものありと云へば、古今に通じて然ることは疑ふべからざるなり。

更に、新羅の讀法に就きて之を見るに、新羅は卅一代神文王の時(二五)に當り薛聰と云へる學者が始めて吏讀を作り、之を以て經傳を讀みしこと、三國史記・三國遺事に見ゆ。

薛聰性明銳、生知道、特以方言、讀九經、訓導後世。(三國史記)

薛聰生而容敏、博通經文、新羅十賢中一也、以方言、通會華夷方俗物名、訓解六經文學、至今海

東業明經者、傳受不絕。(三國遺事 卷四)

是新羅の語言通り漢文を譯讀するの法を始めたことを言へるものにして、其の譯讀を標する文字として薛聰は吏讀を作れるものなり。故に、東國文獻備考に

昔新羅薛聰、始作吏讀、官府民間、至今行之、然皆假字而用。

ともあり。吏讀は、吏道とも書し、全く我が萬葉假名の如く、字音を假りて使用したるものなり。後世の朝鮮に作られし香標文字の諺文とは全然異なれり。三國遺事に、吏讀を以て書したる歌諸處に散見せり。今其の一例を擧げん。

聖德王代、純貞公赴江陵大守、金冥行次海汀、畫餽傍有石罅如屏臨海、高千丈、上有踰躅花盛開、

公之夫人水路見之、謂左右曰、折花獻者其誰、從者曰、非人跡所到、皆辭不能、傍有老翁、索符

牛而過者、聞夫人言、折其花、亦作歌詞獻之、其翁不知何許人也、○中老人獻花歌曰、

紫布岩乎過希、執音乎手、母牛放教遺、吾盼不喻漸盼伊賜等、

花盼折叱可、獻乎理音如。(三國遺事 卷二)

余は此の獻花歌を讀み且つ解することを得ざるも、形式上より之を考ふるに、末句の如きは花折獻の三字は漢字の意義に用ひられ、其餘の七字は吏讀ならん。而して、客語たる花の字は上にあり、述語たる折の字が下に在るは、漢文の「折花」を「花を折る」と書き下したるものならん。此の形式より類推すれば、新羅人が方語を以て漢文を譯讀するには、廻環顛倒せざるべからざるなり。

王仁の我邦に來りしは、我紀元千〇三十五年にありて、薛聰の時よりは既に四百餘年前の事なり。されば、百濟に於ては、早く譯讀法を用ひ居りしならん。新羅に於ても、吏讀を創造したりしは薛聰ならんも、譯讀法に至りては其の以前にありしならん。

余は如上の理由に由りて、阿直岐・王仁が百濟流の譯讀法を應用して、我が國訓に當て、以て稚郎子に御授けしたものが遂に日本流の讀方の基をなしたるものならんと信ず。然れども、字訓即國訓の如きは、決して一代二代の間に成れるものにあらざることは、言を俟たざるなり。

第二章 歸化民族と漢文學

應神の朝に典籍の傳來してより、繼體・欽明の朝に五經博士が交迭來朝せし時代に至るまで、年を

関ること凡そ二百七十年なり。此の間漢文學は、如何なる逕路を取りて進み來りしか、史籍の詳ならざるを以て今明に知るべからざるも、學問文章の事は専ら漢韓より歸化せし氏族の手に歸し、彼等の保持に待つ所も多かりき。

惟ふに、支那との交通も極めて古く「漢委奴國王」の金印は、明に後漢の光武時代に於ける日支の交通を語れるものにして、班固の前漢書の地理志に「樂浪海中有倭人、分爲百餘國、以歲時來獻見云」と云へば、彼等の我邦あることを知れるは、必ずしも魏の魚豢の魏略を待たざるなり。三國志・晋起居注(日本書紀引用)、宋・齊・梁の諸史に、彼等の使節の往來を叙し、日本書紀にも應神帝が漢の歸化人阿知使主を吳に遣はして、織縫の工を求めさせたまひしこと、又は、雄略帝が身狹村主青等を吳に遣りて吳織漢織の女工を求め、尋で吳使を迎ふる爲に磯齒津路を開きたまひしこと散見せり。所謂吳なるものは東晉、若くは劉宋を稱せしものにして、南支那朝廷の通稱なれば、兩國交際の由來することの遠きを徴すべし。

韓國との交通は、神代の古にあり。神后征韓以來は一層密接なる關係を結び、支那との往來も亦上述の如し。是を以てか漢韓人士の我が治化を慕ひて入朝歸化するものあるは當然の事にして、國史に見ゆるもの甚多きは、恠むに足らざるなり。今、其の著名なるものを擧ぐれば左の如し。

垂仁の朝に、新羅の王子天日槍の歸化あり(推古天皇紀は神代の事となせり、今日日本書紀に載ふ)。仲哀の朝に、始皇の裔と稱せる

功滿王の入朝あり。應神の朝に至りては、外人の來るもの尤も多く、夫の阿直岐・王仁・辰孫王を始めとし、功滿王の子弓月君は百二十縣の入を率ゐて歸化し、後漢の靈帝の曾孫と稱せる阿智使主は、一族及び十七縣の黨類を携へて來歸し、魯公伯禽の後と稱せる奴理使主は百濟より來る。仁徳の朝に、漢族の劉言興と帝利とは高麗より轉じて歸化し、後分れて數姓となり、吳王孫皓の後と稱せる意富加牟招君は、來歸して居地を茨田邑に賜はる。雄略の朝にも、投化するもの尠からず、魏の文帝と稱せる安貴王は四衆を率ゐて來り、百濟王の賀須利君の弟軍君は來りて仕へ、新漢人としては、陶部の高貴、鞍部の堅貴、畫部の因斯羅我、錦部の安定那、譯語の卯安那等あり。欽明の朝に及び、吳國の主照淵の孫と稱せる智聰は、儒佛二典及び藥書、明堂圖等百六十四卷を齎して來れり。此等の歸化人は多く帝王の子孫と稱せるも、恐らくは假託誇張の談にして、其系圖は容易に信すべからず、彼等は學問藝術を有せる人士にあらざれば、智識階級に屬する族長の如きものなりしことは、其の執れる業務と、其の從へる黨類の多きとに因りて推測するに難からざるなり。

抑、業務を家傳とし官職を世襲として、遂に之を以て其の氏姓となししことは古代の慣習にして、物部・中臣・祝部・土師・酒部の類皆然らざるなし。故に其の氏姓を見れば、其の人の業を判すべし。文藝の事に於ても、亦然り。夫の文と云ひ、史と稱ふる氏姓は、全く典籍文筆を掌れる職業より來りしものなり。故に、令義解にも「前代以來、變世繼業、或爲史官、或爲博士、因以賜姓、謂之史也」

と云へり。此の文と史との氏姓は、獨り漢韓歸化人の專有の如き狀を呈せるは、吾人の大に注意を拂ふべきことなり。

之を古史に徵するに、文首(日本書紀に書首に作る、今古事記に從ふ)の姓氏を稱するものは、王仁の子孫にして、所謂西文なり、漢書直の姓氏を有するものは、阿知使主の子孫にして、所謂東文なり。前者は、韓族の宗主にして、後者は、漢族の代表とも謂ふべく東西二文の家學を傳へしは、平安朝以後菅・江二家の紀傳道に於ける、中原・清原二氏の外記職に於けるに異ならず。雄略の朝に、遣吳の使命を奉せし身狹村主青と檜隈民使博徳とが、史部たりしも亦投化の子孫たりしに因れり。阿直岐の後は阿直史を以て知られ、辰孫王の裔の王辰爾は船史の姓を以て著はる。王辰爾の弟の牛は津史と云ひ、甥の膽津は白猪史といふ。一門皆文筆の業に預れり。津連眞道の上表文(此の上表文の一節は第一章にも引けり)に、辰孫王・王辰爾等の功績を擧げ、更に曰く、

眞道先祖委質聖朝、年代深遠、家傳文雅之業、族掌西庠之職。

と、其の言の虚ならざるを知るべし。更に姓氏錄の蕃別の部を検するに、阿知使主の部族に高向史あり、刑部史あり、河内に田邊史あり、道祖史、桑原史、鳥岐史あり、山城・攝津に大原史あり、紀伊に文忌寸あり、安藝に沙田史あり、丹波に丹波史あり、筑紫に筑紫史あり、此等は孰れも史文の姓氏を有すれば、文史の事に關與せしものなるべし。而して、皇別として史姓を有するものは、僅に垂水

史、田邊史、御立史の三氏あるのみ。

日本書紀の履中天皇紀に

四年〇一〇秋八月辛卯朔、戊戌、始之於諸國、置國史、記言事、達四方志。

と見ゆ。國史とは、一國の史官をいふ、晉の杜預の左傳の序に「周禮有史官、掌邦國四方之事、達四方之志、諸侯亦各有國史」とあり、履中帝の新制は、此に倣ひて設けたまひしものならん。果して實際に行はれしや否は知るべからざるも、若し各地方に於て言事を記録せしことありとすれば、如上の歸化氏族の諸國に散在するものが國史の任に當りしならん。

外交上の事も、歸化氏族に待ち、夫の阿知使主父子、天日槍の曾孫田道間守及び身狹村主青等の、或は吳に、或は常世國に使命を奉せしは其事を證すべく、且つ、彼等の此の使命を荷ふ所以は、海外の事情に通ずると共に、漢文學に達せし所あるに由らざるはあらず。故に外交文書の通譯の如きも、亦彼等の任とする所なり。日本書紀の敏達天皇紀に、

元年〇一二夏四月丙辰、天皇執高麗表疏、授於大臣、召聚諸史、令讀解之、是時諸史於三日內、皆不能讀、爰有船史祖王辰爾、能奉讀釋、由是天皇與大臣、俱爲讀美曰、勤乎辰爾、懿哉辰爾、汝若不愛於學、誰能讀解、宜從今近侍殿中、既而詔東西諸史曰、汝等所習之業、何故不就、汝等雖衆、不及辰爾、又高麗上表疏、書乎鳥羽、字隨羽黑、既無識者、辰爾乃蒸羽於飯氣、以帛印羽、

悉寫其字、朝廷悉異之。

とあり。此の事實は、王辰爾の學識あることと東西諸史の家業を怠りしことを叙したるものなるが、一面には歸化氏族が外交文書に關係したりしことを證明せしものなり。蓋し、事の外交に關するものが歸化氏族の與る所となれるは、恰も足利時代に於ける明との交通の事は、専ら五山學僧の任となれるに相似たり。足利氏より明に贈れる書は五山學僧に因りて作られたる如く、高麗・百濟等へ與へられたる詔書公文の案、亦歸化氏族の筆に成りしは疑ふべからざるなり。

要するに、歸化人は、本來漢文學と多大なる關係を有するを以て、一朝我が邦に入りては、教學の師となり、記録の官となり、圖書の吏となり、或は外使通譯の事に當り、或は刀筆計算の職を奉じ、子孫相傳へて文史の責を盡ししものなり。されば、應神帝以來漢文學の行はれしは列聖の文教を重んぜさせたまひしに本づくは言を待たざれども、史文を姓氏とせる歸化氏族が家學を守りて繼續的に努力し來れるに職由せざるはあらず。故に、彼等の漢文學に對する扶持の功は多とせざるべからず。而して、夫の緇流の入朝歸化するものも、其の間に在りて貢獻する所ありしことは没すべからざるものあり。聊、此に其の始末を叙せん。

繼體帝の十六年(一一八)に南梁の司馬達等と云へるもの我が邦に來歸し、大和の高市に佛寺を立つ、是を佛教傳來の始となす。尋で欽明帝の十三年(二二二)に百濟王より釋迦佛金銅像及び經論若干卷を獻

す、是より佛教漸く起る。敏達の朝に新羅よりも佛像を送り、百濟より經論並に律師・禪師・比丘尼・咒禁師・造佛工等を獻す。崇峻の朝に及び、僧惠德・令斤・惠寔・聆照・令威等百濟より來り、司馬達等の子多須那は歸化漢人の善聰・善通・妙德・法定等八人と薙髮する所あり。推古の朝に入りては愈々隆盛を極めぬ。

佛教は、儒教と共に、我が邦の思想界に一太影響を與へたるものなるが、其の僧侶は直接間接に漢文學に對して淺からざる關係を有す。彼等の講する所の經論は漢文なり、彼等の使用する文字は漢字なり、故に、高僧善知識に至りては、獨り釋典に通ずるのみならず、大に漢文學の力をも有し、佛教の宣傳と共に漢文學の興隆を援助せり。若し漢文學扶持の功を論せば、入朝歸化の緇流にも其の一半を分たざるべからざるなり。

今此の章を終ふるに臨み、推古の朝に留學の命を受けて遣隋使と共に發航せし人を列舉せんとす。

學生	
倭漢直	福因
奈良譯語	惠明
高向漢人	玄理
新漢人	大國
(新漢人)	日文

學問僧

南淵漢人 請安

志賀漢人 惠隱

新漢人 廣齊

見るべし、留學の榮選に入りたる八人のものは、皆歸化の士人と緇流なることを。而して、當時に於て學力あり素養あるものとしては、彼等を取らざるべからざりしを知らば、余が上來の言の河漢ならざるを首肯せん。

宋書の夷蠻傳に、宋の順帝の昇平二年(順帝二十二年 一一三八年)に倭國王武が使を遣はし表を上りなりとて、左の文を掲載せり。

封國偏遠、作藩于外、自昔祖禰、躬擐甲冑、跋涉山川、不遑寧處、東征毛人、五十五國、西服衆夷、六十六國、渡平海北、九十五國、王道融泰、廓土遐畿、累葉朝宗、不愆于歲、臣雖下愚、忝胤先緒、驅率所統、歸崇天極、道遙○前史遙遠に作る百濟、裝治船舫、而句驪無道、圖欲見吞、掠抄邊隸、虔劉不已、每致稽滯、以失良風、雖曰進路、或通或不、臣亡考濟、實忿寇讐、壅塞天路、控弦百萬、義聲感激、方欲大舉、奄喪父兄、使垂成之功不獲一篋、居在諒闇、不動兵甲、是以偃息未捷、至今欲練甲治兵、申父兄之志、義士虎賁、文武效功、白刃交前、亦所不顧、若以帝德覆載、推此疆敵、克靖方難、無替前功、竊自假開府儀同三司、其餘咸假授、以勸忠節。

彼の所謂倭國王武とは、雄略帝を指し奉りたるものにして、御名の大泊瀬幼武天皇を略して武と稱せしものならんとは、松下見林(異稱目)及び菅政友(異稱倭人考)の説なり。眞に雄略帝の遣りたまひしものなりや否やは大に考究を要すべきものなるも、我が邦より發送したるものにして、宋書の編者沈約等の擬作にあらざることは必ずべし。されば、此の文は、全く歸化氏族の手筆に成れる外交文書の一として見るべきものなり。文學博士久米邦武氏も曰く「歸化姓の史部身狹青、檜前博徳等が起草の文なるべし、後十四年に沈約等が宋書編修の時、少々修潤を加へたらんと雖も、結構といひ、體裁といひ、東夷傳中に出色の文章にて、國光を宣揚したるに幾し」と(上官本)。立言の體に於て名分を誤り國體を損し、大に議すべきものなきにあらざるも、寧ろ歸化氏族の情意より出でたる疎謬なるべし。其の行文に至りては洵に出色の文章たるを失はず、措辭の風は頗る日本書紀の文に肖たり。若し此の文をして書紀中に在らしめば、世人或は書紀編者の擬筆ともなさん。幸に宋書の中に存せしを以て、雄略朝の遺文なること明白なれば、當時の漢文學に對し進度の一大證明を與へたるものなり。

第三章 推古朝の遺文

推古朝は我が國史の上に一新紀元を劃したる時代にして、社會の狀態一として激刺たる新興の氣運を有せざるなし。内治に於ては、憲法を定め、冠位を行ひ、朝禮を制し、神祇を祭り、諸國に屯倉を

設け、溝渠を開き、難波より京師に至る大道を通じ、外政に於ては、任那を救ひ、新羅を討ち、益、百濟・高麗を懐柔し、始めて遺隋の使を差遣し學生學僧を留學せしめ、宗教としては、競ひて佛像を禮し、寺院を建て、三寶の棟梁と稱せられたる惠慈・慧聰は百濟より來り、僧隆・雲聰は高麗より投じ、曇徴の如き、五經にも通じ、紙墨彩色を作るもの歸化するあり。學術としては、博士の覺智あり、百濟の僧觀勒あり、觀勒は曆本及び天文地理の書並に通甲方術を教授せり。社會事業としては、施藥院あり、悲田院あり、療養院あり、其他建築・繪畫・雕刻・舞樂等に關する藝術も蔚然として興る。其の氣運の活氣を帶ぶるもの此の如し。國史を閲し來りて、此の推古朝に至れば、舊邦を出でて新文明國に入るの感あらしむ。

此の如く、改新の運を啓きたるものは、世態の進歩と儒佛二教の發展とが、之が因をなせるものなるも、其の一大原動力たるものは、聖德太子の作振鼓舞したまへるに由らざるはあらず。日本書記の推古紀に、太子の事を叙して曰く、

元年〇一二夏四月庚午朔、己卯、立厩戸豐聰耳皇子、爲皇太子、仍錄攝政、以萬機悉委焉、橘豐日天皇〇用明天皇第二子也、母皇后曰穴穗部間人皇女、皇后懷妊開胎之日、巡行禁中、監察諸司、至于馬官、乃當厩戸、而不勞忽產之、生而能言、及壯有聖智、一聞十人之訴、以物失能辨、兼知未然、且習內教於高麗僧惠慈、學外典於博士覺智、兼悉達矣、父天皇愛之、令居宮南上殿、故稱其名、謂上宮厩戸豐聰耳太子。

と。法王帝説には、

池邊天皇〇用明天皇后穴太部間人王、出於厩戸之時、忽產生上宮王、王命幼少聰敏有智、至長大之時、一時聞八人白言、而辨其理、又聞一知八、故號曰厩戸豐聰耳八耳命。

池邊天皇、其太子聖德王、甚愛念之、令住宮南上大殿、故號上宮王也。

上宮王師高麗慧慈法師、王命能悟涅槃常住、五種佛性之理、明開法華三車權實二智之趣、通達維摩不思議解脫之宗、且知經部薩婆多兩家之辨、亦知三玄五經之旨、並照天文地理之道、即造法華等經疏七卷、號曰上宮御製疏。

ともありて、太子は、天錫なる異常の智徳を具へさせたまふ上にも、儒佛の二教にも達したまひ、其の攝政となりて事を統べたまひしは、實に二十歳なる盛壯の御齡にておはしき。されば、其の御施設が、國家に一生面を開きしは、偶然にあらざるなり。夫の憲法十七條の如き、外交文書の如き、金石繡帳の遺文の如き、將た國史の編輯、佛書の註疏の此の時代に出でしは、全く新進時勢の象徴と謂はざるべからざるなり。請ふ十七條以下の文に就きて聊述ぶる所あらんとす。

憲法十七條 日本書記の推古紀に

十二年〇一二夏四月丙寅朔、戊辰、皇太子親筆作憲法十七條。

とあり。憲法十七條は、聖德太子の親ら作りたまひしものなり。勿論博士學僧の意見をも徴せられたるならんも、其の辭意が主として台旨に出でたるものなるは、疑ふべからざるなり。

今十七條の文(章末に本加憲法十七條を附す)を讀むに、全く國民の性情に本づき、儒教の思想に取り、加ふるに佛教の宗義を以てし、參するに、刑名法家の説を以てせられたるものなり。現今の憲法と其の名を同じくせるも、其の實は後世の壁書に類するものにして、群卿百僚及び國司國造に對して遵守すべき道を垂示せられたるものなり。弘仁格の序に「上宮太子、親作憲法十七箇條、國家法制、自茲始焉」とある如く、我が道德政治の標準たるべき法制は、實に十七條に始まれるものなり。

修辭の上に就て、蠶測を下さんか、六朝の弊習たる駢儷浮華の態なく、字句も精鍊せられ、造語も簡古にして、詩、書、論孟、孝經、左傳、禮記、管子、墨子、荀子、韓非子、史記、文選、其の他佛書等より廣く辭の材料を取り、務めて踏襲を避け、原文の幾分を變化して之を用ふ。且毎條短篇にして長きも七十五字、少きは二十四字を以て成れり。而して、其の句は四字句多く、十七條の全句數百八十の中に百四十四句の多きを占む。即ち、八割が四字の句を以て成れるを以て、宛然たる律語の趣あり。其の修辭に於ける特色此の如し。故に、文章の品致も簡奧奇峭にして、蔚然たる古色を帯び、管子の經言、韓非子の至道・揚權の諸篇を讀む如し。全く法家の文と其の趣致を一にするものなり。十七條の思想文辭等に就いて、別に論證せるもの(卷末附錄に收む)あるを以て、今其の大略を擧ぐるのみ。

但一事の辨じおかざるべからざるものあり、狩谷掖齋の十七條に對する説なり。掖齋は山崎美成の文教溫故を非議せる中に曰く「憲法を聖德太子の筆なりとおもへるはたがへり。是は日本紀作者の潤色なるべし。日本紀の内文章作者の全文を載せたるものなければ、十七條も太子の面目ならぬを知るべし。もし憲法を太子の面目とせば神武天皇の詔をも當時の作文とせんか」(文教溫故故批考)と。是れ時代を顧みざるの論なり。日本書紀録する所の上代の文には、編者の作成潤飾したる文もあるべし。然れども、雄略の朝にすら宋に遺れる書(前章に載す)の如き大文字あり。況や、漢文技術の進歩せる推古朝に於てをや。十七條の如き文あるは、毫も惟むに足らず。神武朝と推古朝とを同一視せんとするは、疎謬を免れざる所以なり。掖齋は作者の全文を載せざるを理由となせるも、孝德紀の大化二年正月に新制を定めたまひたる詔は如何、其の四件の全文を掲げたるにあらずや。十七條は、國家の大憲なるを以て、編者も其全文を掲載したるものなり。何の不思議かあらん。

國書 推古朝以前既に我が國より宋に遣りたる書あるも、眞の國書にあらず。眞の國書として、我が帝室が親しく支那の君主に贈られしは、推古朝を始とす。推古帝の十五年(一六七年隋煬帝大業三年)に大禮小野妹子を隋に遣はされ、其の翌年妹子は隋より歸る。隋の煬帝は、其の臣裴世清をして妹子に従ひて來聘せしめ、信物を獻じ、煬帝の書を致せり。世清の歸るに及び、再び妹子を大使とし吉士雄成を副使として、隋に遣はさる。國書の交換は、實に此の時にありて前後二通あり。一は、北史・隋書に見え

て日本書紀に收められざるもの、一は、日本書紀に載せて北史・隋書に採らざるものなり。前者の文は左の如し。

日出處天子、致書日沒處天子、無恙云云。

後者の文は、煬帝の書に答へたまひしものなるを以て、先づ煬帝の書を掲げ、次に國書に及ばん。

煬帝書

皇帝問倭皇、○本居宣長取我懷實、引經籍後傳記云、倭皇之皇、亦倭之、使人長吏大禮蘇因高等至具懷、朕欽承寶命、

臨仰○仰恐御誤寫、一本作仰可、區宇、思弘德化、覃被含靈、愛育之情、無隔遐邇、知皇介居海表、撫寧

民庶、境內安樂、風俗融和、深氣至誠、遠脩朝貢、丹款之美、朕有嘉焉、稍喧比如常也、故遣鴻

臚寺掌客裴世清等、指宣往意、竝送物如別。

國書

東天皇敬白西皇帝、使人鴻臚寺掌客裴世清等至、久億方解、季秋薄冷、尊何如、想清念、○善鄰國寶記及善

紀集解、尊下有候字不是、此即如常、今遣大禮蘇因高・大禮平那利等往、謹白不具。○據岩崎

松下見林の異稱日本傳に、北史に載せたる國書は、即日本書紀に見ゆる文にして、二書あらず、北史

は前に載せ、書紀は後に收めたるものと云へるも深く考へざるものなり。

遣隋の動機と、國書の書法に對して互に感情を損したる事とは、北史と善鄰國寶記引く所の經籍後

傳記とに見ゆ。頗る参照の價を有せり。北史に曰く「新羅・百濟、皆以倭爲大國、多珍物、竝敬仰之、

恒通使往來、大業三年、其王多利思北孤遣使朝貢、使者曰、聞海西菩薩天子、重興佛法、故遣朝拜兼

沙門數十人、來學佛法、其國書曰、日出處天子、致書日沒處天子、無恙云云、帝覽之不悅、謂鴻臚卿

曰、蠻夷書有無禮者、勿復以聞、明年、上遣文林郎裴清、使於倭國」とあり、經籍後傳記に曰く「以

小治田朝十二年歲次甲子正月朔、始用曆日、是時國家書籍未多、爰遣小野臣因高於隋國、買求書籍、

兼聘隋天子、其書曰、日出處天皇、致書日沒處天子、隋煬帝覽之不悅、猶怪其意氣高遠、遣裴世清等

十三人、送因高來觀國風、其書曰、皇帝問倭王、聖德太子甚惡其黜天子之號爲倭王、而不賞其使、仍

報書曰、東天皇帝白西皇帝、云云」（此の經籍後傳記は何人の著なるを詳にせず、元永元年（一七七八年、鳥羽朝）四月廿五

とあり。經籍後傳記は北史に參し、我が古記に據りて書せしものならん。頗る當時の事情を穿てる者

の如し。

第一の國書は、僅に起首に止りて其全文を見るを得ざるも、日出處日沒處の形容詞は、實に奇創に

して、雄大なる氣分が自ら此の一句の中に溢れ、下文の如何に莊重宏雅なるかを想はしむ。夫の倨傲

なる煬帝をして怒らしめ、將た其の意氣の高遠を怪ましめしもの、故なきにあらざるなり。善鄰國寶

記の編者は、聖德太子の作りたまひしものならんと云ふは、或は然らん。萬葉集に天平五年贈入唐使

歌に「日入國爾所遣」ともあり、隋唐を指して日沒處となせることは、太子に始まりて、奈良朝に云

ひ傳へたるものなるべし。後漢書の南夷傳に遠夷慕德の歌詩を譯載して「蠻夷所處日入之部、慕義向化、歸日出主」と見ゆ。日出日入を以て彼我國を表するは、頗る相類せるものあり。又、史記の匈奴傳に、漢と匈奴との贈答の文書を載せ、漢の文帝の四年に匈奴單于が漢に遣れる書に

天所立匈奴大單于敬問皇帝無恙。略。○下

と、文帝が匈奴單于に遣りたる書に

皇帝敬問匈奴大單于、無恙。略。○下

とあり。又左の如き文も見ゆ。

天地所生、日月所置、匈奴大單于敬問漢皇帝、無恙所以遺物言語云云。

見るべし、國書に無恙の字を用ひて、平安を問ふは、漢代以來の慣例なることを。

又、北史、隋書の突厥傳に、突厥の沙鉢略可汗が、隋の文帝に遣れる書に

長年九月十日、從天生大突厥天下賢聖天子伊利俱羅設莫何始波羅○伊利俱羅設莫何始波羅之十字、突厥人所上可汗之尊號、保字音之譯文可汗

致書大隋皇帝。略。○下

とあり。致書の語も、亦對等國の間に交換せらるる文書の常語なり。我が國書に、此等の文字を使用せられしを觀ば、立案當時に於て、幾多の文例を參照し、慎重に撰叙せられし所あるを推知すべし。

久米博士は「日出處天子日沒處天子てふ語は如何にも侮蔑を帶たる文辭にて始めて對等の交際をな

す國書には輕佻に似たり。○中出沒の二字に勝劣を寓するは餘りに露骨なる用辭なり。思ふに本書は日本天子致書海西天子無恙などと書いてありしに、日本の文字は自然と日出處の意になり、對映して海西は日沒處となり、文辭に鋭敏なる煬帝の耳目に刺戟したるを隋書には其の感觸の意のままに書きたるにてあるならん」(上官太) (子實錄)と論せられしは、臆測も亦甚しと謂ふべし。

第二の國書は、聖德太子の御筆なりとは經籍後傳記太子傳略の説なり。其の起首の「東天皇敬白西皇帝」の句は、措辭極めて穩なるも、其の精神は、第一の書に異ならず。國體を重んぜさせたまひし台慮を窺ふべし。中間の文字眞筆簡率にして、六朝時代の尺牘を讀むが如し。久米博士は「鈔錄にて全文にあらざるべし」(上官太) (子實錄)と云ひしも、書紀の編者は、既に煬帝の書の全文を掲げ、獨り我が國書を鈔錄することあらんや。況や、國書の文章の完備せるに於てをや、博士の説は從ふべからざるなり。金石文 石文として存するもの最も古きものは、伊豫道後溫湯碑文なり。推古帝の四年に聖德太子は、惠總及び葛城臣等を從へて、伊豫の溫湯宮に行啓したまひし時に、記念として湯岡の側に立てられたる碑なり。其の文は、載せて釋日本紀引く所の伊豫風土記に在り。左の如し。

法興六年十月、歲在丙辰、我法王大王與惠總法師及葛城臣、逍遙夷與村、正觀神井、滅世妙驗、欲叙意、聊作碑文一首。

惟夫日月照於上而不私、神井出於下無不給、萬機所以妙應、

給無偏私、何異于壽國隨華臺而開合、沐神井而瘳疹、詎舛于落花池而化弱、○舛作升非、此句恐有誤脫、窮望山

岳之嶮嶮、反冀子平之能往、椿樹相廕而穹窿、實想五百之張蓋、臨朝啼鳥○此句亦恐有誤字、而戲時、何

曉亂音之聒耳、丹花卷葉映照、玉菓彌葩以垂井、經過其下可優遊、豈悟洪灌霄庭、意與才拙、實

慚七步、後定君子、○據前田家本、幸無蚩咲也。○據日本紀

後漢の張衡平字子に溫泉賦あり。其の文に「觀溫泉、浴神井」の句あり。碑文の神井の語は、此に本づ

けるものならん。「窺望山岳之嶮嶮、反冀子平之能往」の典故は、即ち、張衡が四愁詩の「我所思兮

在太山、欲往從之梁父艱」より出でしものなり。而して、後周の庾信・王褒に各、溫泉碑あれば、溫泉

に石碑を立つるは六朝の風尙にして此篇も之に倣ひたるものならん。

其文を四六にして、漢魏の典故を使ひ、齊梁の文字を用ひ、頗る苦心の餘に成れるものならん。駢

儷文としては、至れるものにあらざるも、尙古色を失はざるものなり。

金文として今に在せるものは、左の六種とす。

元興寺露盤銘 推古帝四年

法隆寺觀世音菩薩造像銘 同十四年

法隆寺金堂藥師光背銘 同十五年

元興寺丈六光背銘 同十六年

法隆寺金堂釋迦佛光背銘 同二十九年

法隆寺三尊佛光背銘 同三十六年

此の六種の銘辭には、長短あり、雅俗ありて、一樣ならざるも、姑く代表文として、法隆寺金堂藥師光背銘を擧げん。此は、推古帝十五年丁卯に、帝及び聖德太子が用明帝の爲に藥師の像を造りたまひし時、其の光背に鐫られたる緣起の文なり。

池邊大宮治天下天皇○用明天皇大御身勞賜時、歲次丙午年、召於大王天皇○推古天皇與太子○崇峻天皇而誓願

賜、我大御病太平欲坐故、將造寺藥師像作仕奉詔、然當時崩賜、造不堪者、小治田大宮治天下大

王天皇○推古天皇及東宮聖王○聖德太子大命受賜、而歲次丁卯仕奉。

此の文は、準漢文の體として最も古きものなり。即ち漢文の形式に、國語の語法を交へたるものにして「治天下」「歲次丙午」「召於大王天皇與太子」は、漢文の句法なり。「我大御病太平欲坐」「藥師像作」は、國語の語法なり。「勞賜」「誓願賜」の類なる賜の字は敬語にして、字訓を假りたるものなり。

此の銘は、文章としては稱するに足らざるも、古事記等の文の淵源をなせるものなれば、文體の原委として大に致意せざるべからざるなり。

繡帳文 聖德太子の妃位奈都橘王が、太子の薨去を痛み、推古帝に奏して無量壽國の光景の圖像を觀んことを請はれしに、帝之を憫みて諸采女等に勅して、繡帷二帷を繡取らしめ、製作の緣起の文を

も縫著せしめらる。全文凡そ四百字あり、世に之を天壽國曼陀羅繡帳銘と云ふ。狩谷掖齋の説に據れば、帳の周圍に一百の龜あり、其の背上に各四字づつを縫著せしといふ。掖齋の拜觀せし頃には、斷爛殆んど盡き、僅に三龜十二字を存せしと云へり。然るに、上宮聖德法王帝説に全文を引用せるを以て、今日猶其の文に接するを獲るは、豈一大至幸ならずや。其の文左の如し。

斯歸斯麻宮治天下天皇、名阿米久爾意斯波留支比里爾波乃彌己等、○欽明 娶巷奇大臣名伊奈米足

尼女○藤我 名吉多斯比彌乃彌己等、爲太后、生名多至波奈等已比乃彌己等、○用明 妹名等已彌居

加斯支移比彌乃彌己等、○推古 復娶太后弟名乎阿尼乃彌己等、爲后、生名孔部間人公主。

斯歸斯麻天皇之子、名蘇奈久羅乃布等多麻斯歸岐乃彌己等、○敏達 娶庶妹名等已彌居加斯支移比

彌乃彌己等、爲太后、坐乎沙多宮治天下、生名尾治王。

多至波奈等已比乃彌己等、○用明 娶庶妹名孔部間人公主、爲太后、坐瀆邊宮治天下、生名等已刀

彌彌乃彌己等、○聖德 太子 娶尾治大王之女名多至波奈大女郎、爲后。

歲在辛巳十二月廿日、癸酉日入、孔部間人母王崩。

明年二月廿二日甲戌夜半、太子崩。

于時多至奈波大女郎、悲哀嘆息、白畏天皇前曰、啓之雖恐、懷心難止、使我大王與母王、如期從遊、痛酷無比、我大王所告、世間虛假、唯佛是真、玩味其法、謂我大王應生於天壽國之中、而彼

國之形、眼所匡看、怖因圖像欲親大王往生之狀、天皇聞之悽然告曰、有一我子所啓、誠以爲然、勅諸采女、造繡帳二張、畫者東漢末賢、高麗加西溢、又漢奴加己利、令者掠部奈久麻。○據法王帝

名源

此の銘は、前文の光背銘に比すれば、頗る純漢文に近きものあり。「痛酷無比」の語の如きは、晉宋帖中の語なり。「畏天皇」は「カシコキ天皇」の義ならん。偶然にも孟子の「巖諸侯」と其の語法を同じくせり。此の古文に對して、最も注意を拂ふべきは假名の用法なり。御名人名宮名に用ひられたる假名に三種類あり。一は、字音を假りたるもの、即ち多至波奈、斯歸斯麻の類是なり。二は、字訓を假りたるもの、即ち尾治孔部の尾治及び孔の類是なり。三は、一字を以て二音を假りたるもの、即ち足尼の足の類是なり。現存せる古文の範圍に於て、最も古く假名用法の一端を示せるものは此等の銘なり。古事記・萬葉集等の假名用法の由來することの久遠なるを知るべし。

國史經疏 聖德の英巖なる政治、宗教、學術、工藝等各種の方面に於て偉蹟を留めたまひたるが、國史の編纂と、佛典の注疏とも、亦、一偉業と稱へざるべからざるなり。

日本書紀の推古紀の二十八年(一七八)の條に

是歲、皇太子嶋大臣○蘇我 馬子 共議之、錄天皇記及國記臣連伴造國造百八十部并公民等本記。

とあり。御歴代の天皇を始めとし、諸國の記、臣民の傳を編修せられたるものなり。履中の朝に諸國

に史官を置き、地方の言事を記さしめられしことありしが、一部の國史として完成せられしは、推古朝の時を以て嚆矢となすべし。其の總裁は聖德太子にして、文章の漢文なることは、言を待たざるなり。直接に筆を執りしは、何人なるかを知らざるも、當時歸化族の東漢直氏は、蘇我家と關係淺からざれば、彼等が編修の局に與りし一人ならん。是を以てか、其の書は、蘇我氏に傳はり、皇極の朝に蘇我蝦夷が誅せられんとするに臨み、悉く天皇記及び國記珍寶を燒きしが、船史惠尺が其の國記を疾く取り出して、中大兄に奉りたること日本書紀及び姓氏錄の序文に見えたり。此の天皇記・國記等は、日本書紀の史料となりしものならん。早く佚して其の文を見ることを得ざるは、誠に遺憾の至なり。今傳ふる所の先代舊事本紀は、此の遺文なりとの説あり。其の序文に「大臣蘇我馬子宿禰等奉勅修撰」と署し「先代舊事本紀者、聖德太子且所撰也」と叙せるも、序文は勿論、本文も後人の偽作として識者の取らざる所なり。

聖德太子は推古帝の爲に勝鬘經・法華經を講せられたる事は、書紀に見え、其の法華經疏七卷を作りましたまひし事は、法武帝に見ゆ。正倉院文書の天平十九年法隆寺資財帳に

法華經疏參部 各四卷

維摩經疏壹部 三卷

勝鬘經疏壹卷

右上宮聖德法王御製者

とあり。三疏とも佛教界の尊重せし所のものにして、我が邦に流通し、支那にも傳はり、唐の僧法雲寺の明空は、勝鬘經疏義私鈔五卷を著はせり。久米博士は「余は太子の群卿とよく國家事業を銳意遂行の後、間暇無事なるに迫んで、文明の化を源頭より導いて、法水を臣民の心田に浸潤せんと、著述に心を用的給ひしは最も感戴する所なり」と稱へ奉りしは至言となすべし。

要するに、推古朝には、純漢文あり、準漢文あり、義疏文あり、奈良朝に於ける漢文の諸體は、推古朝に備はれることを知らざるべからず。

附説 憲法十七條に就いて

我が邦に於ける漢文章として其の曙光を放てるは、先づ指を推古朝に屈せざるを得ず。推古朝以前にも、既に鉛槧を世業とせる史、若しくは文の諸氏あり。殊に韓國との交通も頻繁なれば、外交文書が漢文章を以て交換せられしことは疑ふべからず。然れども、今日に存せるものなし。偶、之れあるも、また史家の修刪潤色を経たる嫌あり。故に、今日に於て最も信すべく最も觀るべきものは推古朝にして、憲法十七條と金石の遺文とは、實に之れが代表をなせるものなり。

由來推古朝の改新は、我が國史の上に一新紀元を劃したるものにして、大化の先驅とも謂ふべく、

國政にまれ、外交にまれ、學術にまれ、宗教にまれ、百工の技藝にまれ、孰れか活氣を帯びざらん。潑刺たる新興の氣運は、質朴なる舊社會を風靡して天下の耳目を一新せんとしたり。是れ固とより、儒佛二教の興隆の結果として起れる時代の進運なるも、亦聖德太子が鼓舞作振したまひたる效果にあらざるはあらず。夫の憲法十七條の此の時代に出でし如きは、全く新進時勢の象徴にして太子の與へられたる一大福音なり。

抑、憲法十七條は、今日の憲法と其の名を同じくせるも、大に其の實を異にし、其の性質に於ては寧ろ武家時代に於ける壁書に類するものにして、主とする所は群卿百僚及び國司國造に對して行政執務の上に遵守すべき心得を垂示せられたるものなり。弘仁格の序に「上宮太子親作憲法十七箇條、國家法制、自茲始焉」と云へり。然り、我が邦の法制は實に此に始まり。其の文章に對しては、或は歸化の碩學高僧が太子の旨を奉じて起稿したるものにあらざるがとの疑を抱けるものなきにあらず。現に久米邦武博士の説に「此文（憲法十七條）は、博士覺智の起草にて僧慧慈・慧聰等討論潤修したらん、攝政太子は書記の勞までを執せられざるべし」と曰ふ。然れども、覺智起稿討論の事は何等の證據とすべきものなければ、憶測揣摩の説たるを免れず、既に日本書紀に「皇太子親筆作憲法十七條」と見え、法王帝説にも「立十七條法」とあり。太子傳曆にも「太子肇制憲法十七條手書奏之」とあり。弘仁格の序者も太子の作りたまひたるものとなせるは、上に引ける文の如し。斯の如く、孰れも太子

の御筆に成れるものと爲せるに據れば、姑く之を太子の作り給ひたる文章と見做すこそ穩當なれ、縱御親筆にあらずとするも、其の台旨に出でたることは動かすべからざるなり。

憲法十七條の由來、性質及び筆者に就いては此の如し、苟も我が邦改新の第一歩たる推古朝の時代を窮はんとするものは、此の憲法十七條に對して研究する所なかるべからず。知らず、政治史の上に如何なる關係を有せるか、思想史の上に如何なる交渉を爲せるか、文學史の上に如何なる價值を持せるか、是等は精緻に深刻に研鑽を要すべき題目なり。然るに、世人の指を此に染むるもの極めて尠し。唯文字の解釋、熟語の出典を取り調べたる書には、古くは一條兼良の日本書紀纂疏、谷川士清の日本書紀通證、河村秀根の書紀集解、釋の實秀注の太子傳鈔、近くは飯田武郷の日本書紀通釋あり。全文を通釋したる書には、法印玄惠注と題せる解釋の書あり。是等も固とより多少の裨益を與ふるも、未だ吾人の意を滿たしむるに足らず。況や取調の未だ至らず、解釋の謬れるものあるに於てをや。是れ學者の單究を請はざるを得ざる所以なり。先年法學博士有賀長雄氏は、日本古代法釋義を著はして、法制史上より十七條の形式性質及び内容に就いて論述し、久米邦武博士は其の上宮太子傳に於て、國史の上より解釋せらるる所あり。孰れも參考となすべきものあり。余も亦聊か見る所あり茲に其の二、三を録して研究者の一助に資せんとす。

一 甲子の發布と讖緯說

憲法の發布の年月に就いて數説あり。日本書紀は推古天皇の十二年四月三日とし、法王帝説は十三年乙丑七月とし、一心戒文は十年十二月の事とせり。太子傳略は日本書紀に同じ。但し一心戒文は後出の書なるを以て據となすに足らざるも、書紀と法王帝説とは孰れが其の實を得たるか、是れ大いに考ふべき問題なり。久米博士は容易に「法王帝説に従うて十三年乙丑の事となすべし」と云はれしも、何の據る所ありて斯く斷定せられしか。又太子が推古天皇の御即位の元年に儲位に即きて大政を攝せられ、十二年若しくは十三年に至りて始めて憲法を發布せられしは、偶然の事に出でしか、或は何等かの思想に觸れ給ひしにより、特に此の年に至りて發布し給ひたるか、是れ余の疑問としたりしなり。

余の見る所を以てするに、書紀の十二年説は其の實を得、將た十二年に於て始めて制定公表せられたるは全く讖緯說に本づかれたるものなるべし。請ふ聊か其の説を證せん。詩經の緯書及び其の注に十周參聚、氣生神明、戊午革運、辛酉革命、甲子革政、注云、天道卅六歲而周也、十周各曰王命大節、一冬一夏、凡三百六十歲、一畢無有餘節、三推終則復始、更定綱紀、必有聖人、改世統理者、如此十周、名曰大剛、則乃三基會聚、乃生神明、神明乃聖人改世者也、周文王、戊午年決虞

芮訟、辛酉年青龍衝圖出河、甲子年赤雀衝丹書、而聖武伐紂、戊午日軍渡孟津、辛酉日作泰誓、甲子日入商郊。

とあり。又易緯及び其の鄭玄の注に

辛酉爲革命、甲子爲革命、鄭玄曰、天道不遠、三五而反、六甲爲一元、四六二六交相乘、七元有三變、三七相乘、廿一元爲一都、合千三百廿年。

と見ゆ。此の兩緯書の說に従へば、甲子は革政革命の年なり。推古天皇の十二年の干支は恰も甲子に當れり。されば、太子は甲子の革政革命の時期に遭遇せるに因り、十二年を以て憲法を公布せられたるものにして、全く讖緯思想に據らせ給ひたるものなるを斷定すべし。

(附言)

此に引ける詩・易の緯書は、三善清行の革命勘文に援けるものに據れり。明の孫鑿の著録せし古微書及び清の馬國翰の編輯せし玉函山房輯佚書の緯書を檢するに、詩緯汜歷樞として「午亥之際爲革命、卯酉之際爲改正、辰在天門、出入候聽」の文あり。是は詩經關雎の孔穎達の正義に載せたるものなり。後漢書の郎顛傳に章懷太子は引きて「卯酉爲革政、午亥爲革命、神在天門、出入候聽」とせり。唐の徐堅の初學記及び太平御覽に「建四始五際而三節通、卯酉之際爲革政、午亥之際爲革命」とありて、竝に清行の引ける緯書の説とは異なり、即ち一は辛酉を

革命とし、甲子を革命革政とせり、一は午亥を革命とし、卯酉を革政とせり。想ふに當時兩説の傳はりしものなるべし。魏の博士蘇林・董巴の上言に詩緯の推度災を引き「王者布德於子、治成於丑」とあるは甲子革政の説に近し。清行の引ける緯書の文は古微書・古經解彙函・玉函山房輯佚書等に收むる緯書の中に見えず。全く我が邦にのみ存したる緯書の遺文なれば、最も貴重すべき書なり。

余は、當初書紀を読み、甲子の年を以て憲法を作られし事を見て、夫の辛酉革命甲子革命の説に聯想し、竊に識緯思想に本づき給ひたるものなりとの説を抱き、自ら負ふ所ありしが、後清行の革命勸文を閲するに、清行にも既に此の論あり。

十二年甲子春正月、始賜冠位、各有差、有德仁義禮智信、合十二階、夏四月皇太子肇憲法十七條云云、然則本朝制冠位法令、始于推古天皇甲子之年豈非甲子革命之驗乎。

とあり。是れ實に余をして知己を干載の上に得たる感あらしめたり。但し冠位を賜はりしは十二年なるも、冠位を制定せられしは十一年の十二月に在り。又德仁義禮智信の位階を叙するは其の順序を誤れり。是等は或は白璧の微瑕ならんも、憲法の制定を以て甲子革命の驗となせるは卓識と謂はざるべからざるなり。

清行にも既に此の論あるを以て、此の問題に對し解決の終局を告げたりとなさば、太早計たるを免れ

ず。何となれば十二年の干支は果して甲子なりや否。詩・易の緯書は果して傳來してゐたりしや否。此の二項の疑問は尙考據を要すべきものなり。若し、十二年が甲子にあらざらしめば、清行及び余の説は消滅せざるを得ず。又繼令十二年が曆數上甲子に當るとするも、後世の逆算に出でて實際當時に行はれしものにあらずとすれば、清行の説は成立するを得ず。又實際に行はれてゐたりとするも、緯書の説の傳來し居らざるに於ては、何に由りて其の思想を支配せらるるあらんや。是れ更に一段の考證を要すべき所以なり。

先づ、十二年の干支が甲子なりや否を検せん、書紀の推古天皇の御即位の元年の條に「太歲癸丑」とあり。癸丑より算し來れば十二年は甲子に當れり。甲子が十二年の干支なることは確實なり。然れども書紀の書法として神武天皇を始め御歴代の御即位の元年に於て必ず干支を書せるも、其の干支は曆書に由りて記述したるものにして、當時實際に行はれたるものにあらず。されば、推古天皇の元年の干支も亦其の類にあらざるなきかとの疑を抱くものあらん、是れ亦辨なかるべからず。

書紀に據るに、欽明天皇の十四年六月の條に「遣内臣使於百濟、……別勅醫博士易博士曆博士等、宜依番上下、令上伴色人正當相代年月宜付還使相代、又卜書曆本種々藥物可付送」とあり。其明年二月の條に曰く「五經博士王柳貴代固德馬丁安僧曇惠等九人代僧道深等七人、別奉勅貢易博士施德王道良、曆博士固德王保孫、醫博士奈卒王有俊陀、採藥師施德潘量豐・固德丁有陀、樂人德三斤、季德己

麻次、季德進奴、對德進陀、皆依請代之」とあり。大日本史の編纂者の説に、當時百濟に行はれし曆は、宋の元嘉曆にして、建寅を以て歲首となせるものなり。固德王保孫の業とせし所も、亦元嘉曆ならんと云へり。此の如く曆書及び曆博士の渡來は推古天皇の御宇よりは、既に四十餘年前にあれば、推古天皇の御宇には曆書は實際に世に行はれたるものにして、夫の上代の逆算記入せられたるものは大に其の撰を異にせり。政事要略に、推古天皇十二年正月始めて元嘉曆を用ふとあるも、是より以前に於て既に干支を以て年を記したるものあり。現に推古天皇の四年に成れる伊豫道後温湯碑文に「法興六年十月歲在丙辰」と見え、又元興寺の露盤銘は推古天皇の四年十一月に成れるものなるが、其の文に「戊申始請百濟寺名昌王法師及諸佛等、……書人百加博士賜古博士、丙辰年十一月既……」とあり。戊申は崇峻天皇の元年にして、丙辰は推古天皇の四年なり。法隆寺の金堂の藥師如來の像は、推古天皇の十五年に鑄造せられたるものなり。其の光背の文に「池邊大宮治天下天皇、大御身勞賜、時歲次丙午年召大王天皇與太子而誓願賜……大王天皇及東宮聖王大命受賜、而歲次丁卯仕奉」とあり。此の池邊大宮治天下天皇とは用明天皇の御事にして、丙午は天皇の元年なり。下文の丁卯は、即ち推古天皇の十五年なり。此の外元興寺丈六光背銘・法隆寺金堂釋迦光背銘・天壽國曼荼羅繡帳銘等に干支を以て年を記せるもの多し。されば、書紀に干支を書せずとも、此等の金石の遺文に由りて推算せば、十二年が甲子に當り、而かも實際に一般に行はれたることは明白にして動かすべからざる事實なり。

第二には、緯書の傳來の有無なり。緯書の傳來したることは、史書に明文なきも、幾多の事實より旁證し來れば、詩緯・易緯の來りしことは疑ふべからず。今憲法十七條の熟語成句の出處を求むるに、經史諸子の書に出づ。當時此等の書が既に傳來せしより推考すれば、經書に對する緯書の傳來したりしことなしと云ふべからず。十七條中の天覆地載の語の如きは、孝經援神契に創見せり。尤も、此の語は說苑・白虎通にも見ゆれば、援神契に據りたるも斷じ難きも、亦然らずとも定め難ければ、幾分の證據力を有せるものと見做すも不可なかるべし。蓋し、識緯の説は盛に後漢に行はれ、諸儒の間にも之を信するもの多く、鄭玄の如きは其の最も著名なるものにして、緯を以て經を説き、又自ら易・禮・尙書・尙書中候の諸緯書を註し、魏の博士宋均は詩緯・樂緯・孝經援神契等に註を施せり。宋の大明及び梁の天監に圖讖を禁じたる事あるも、南北朝時代に在りては大に行はれたり。是を以てか、此等の書が經書と共に百濟に入り、更に轉じて我が邦に來り、夫の繼體天皇の御宇に五經博士の渡來してより後には此種の緯書も到來したりしなるべし。

由來識緯の説は、陰陽五行の思想と相依りて密着なる關係を有せり。故に陰陽五行思想傳來の有無は、又識緯思想の傳來の有無を判定すべきものあり。北史の百濟傳に百濟の俗尙を叙して「俗重騎射、兼愛墳史、而秀異者頗解屬文能吏事、又知醫藥著龜與相術陰陽五行法」と、後周書の百濟傳にも「其秀異者頗解屬文、又解陰陽五行、用宋元嘉曆、以建寅月爲歲首、亦解醫藥卜筮占相之術」とあり。百

濟には陰陽五行の事を解するものありしは此の如し。而して、我が書紀を検するに、欽明天皇の十四年に百濟より易博士、曆博士來れり。易博士は占筮を掌るものにして、曆博士は曆道を掌るものなり。易博士のことは令に見えざるも、後には陰陽師若くは陰陽博士にて兼ねたるものならん。故に、令に「陰陽寮、陰陽師六人、掌占筮相地、陰陽博士一人、掌教陰陽生」とあり。續日本紀の孝謙天皇の天平寶字元年の條に、經生、醫生、天文生、陰陽生、曆算生等を任用すべきことを定められたる詔に「陰陽生者、周易・新撰陰陽書・黃帝金匱・五行大義」とあり、されば欽明の御宇に來れる易博士が、陰陽五行の說を解したるものなるは争ふべからず。且つ易博士と曆博士と、船を同じくして來れるに因りて、益、識緯の說の來れるを信せざるを得ず。意ふに、漢代の易家に陰陽災異禮祥推驗の說を爲すものあり、終に易を以て曆を説き、曆を以て易を解し、而も其本づく所は緯書に在り。夫の周易乾鑿度・易緯稽覽圖の類は、漢の易者の孟喜・京房の易學の自りて出でし所にして、漢儒の易を言ふ者、悉く此に本づくのみならず、曆數家も亦此に取る所あり、故に百濟渡來の易博士、曆博士が占筮曆道の事を傳へしと同時に、陰陽五行の思想と識緯の思想とを傳へしことを推知するに難からず。推古天皇の十年に及び又百濟の僧觀勒が曆本及び天文地理の書及び通甲方術等の書を買せしに因り、書生四人を選び、觀勒に就きて學ばしめたる事あり。益、以て陰陽五行に關係せる書類の來りしを徵すべし。殊に、五行思想が事實の上に顯はれたるものあり、夫の冠位十二階の如きは、是なり。書紀の推古

天皇の十一年十二月の條に云く「始行冠位、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、并十二階、竝以當色施縫之」とあり。此の十二階の德目の順序を德仁義禮智信と稱せずして、德仁禮信義智と稱せるは、全く五行に由られたるものにして、所謂當色とは五行に配當せられたる色を云ひしなり。今圖を以て示せば、左の如し。



法王帝說に明に「准五行定爵位」とあるは、即ち之を云へるものなり。

(附言)

五行の名稱の順序に二種あり。一は、水火木金土なり、洪範に見ゆるは是なり。一は、木火土金水なり、管子・呂氏春秋・淮南子等に時候を書せるものは是なり。冠位十二階の五行は、管子等に從はれたるものなり。

北史に此の冠位制定の事を叙し、大德、小德、大仁、小仁、大義、小義、大禮、小禮、大智、小智、大信、小信、とあり。三善清行の革命勘文にも、德仁義禮智信と稱せしも、普通の稱呼に

従ひて誤りたるものなり。松下見林は、五行に准せられたるを考へずして、北史に據りて書紀の文を謬りとせしは、却つて大なる誤謬なり。見林の謬見は書紀集解の作者も既に之を辯せり。之を要するに、十二年の干支は甲子にして、陰陽五行思想が當時の上流に在りしこと、一點の疑なきと共に、詩緯・易緯の傳も争ふべからざるものあるを以て、憲法の發布は甲子革命と云へる緯書思想に本づきたまひたるを斷すべく、従つて法王帝説の十三年説の誤れるは言を待たざるなり。

一一 十七の數と陰陽思想

憲法の條項を十七に分ち給ひたるは、單に條文の必要上より十七箇條とせられたるものなるか、或は何等かの意味が此の數の内に潜めるものにあらざるか。冠位の制定も既に五行思想に本づき給ひ、甲子の憲法發布も既に讖緯の説により給ひたるものなれば、此の十七の數も亦或は偶然にあらざるべし。古人も想到せるものあり、釋の實秀は聖德太子傳鈔に十七條の憲法の事を註して曰く、

十七トハ十八老陰數、七八少陽數ナリ、天七ヲ本トスル也、二十八宿モ七ツノ四方ヲ治スル也、成敗ト云モ成稱善行賞義ヲ陽也、敗ハ懲惡行罰義ヲ陰也、故以成敗義准陰陽之數十七ヶ條ニ作り給也。

とあり。是れ賞罰を陰陽の義に因み、老陰少陽の數に取り、十七の條項とせられしものと見たるもの

なり。頗る著眼の稱すべきものあるも、亦遽に従ふべからざるなり。蓋し、老陰老陽、少陰少陽の説は、易家の常に説く所にして、易緯に創まる如し。易緯乾鑿度に「陽變七之九、陰變八之六」とあるは、陰陽の老少の名を謂はざるも、其の數を明示したるものなり。名も數も共に之を擧げたるは易河圖數なり。其の文に曰く「東方南方生長之方、故七爲少陽、八爲少陰、西方北方成熟之方、故九爲老陽、六爲老陰」と。之に據れば、九は老陽、六は老陰、七は少陽、八は少陰なり。實秀が七を以て少陽の數となせるは可なるも、十を以て老陰の數となすは此に合はず。縱令十を老陰とするも、特に老陰と少陽とを配して陰陽の義を表せしむるは、牽強を免れず。故に、實秀の説は、恐らく成立するを得ず。余の見る所を以てすれば、十七の數は陰陽思想に本づき給ひたるものなるは實秀の如くなるも、議論の根據は實秀と異なるものあり。管子の五行篇に

天道以九制、地理以八制、人道以六制、以天爲父、以地爲母、以開乎萬物、以總一統。

とあり。楚辭の天問にも天を歌ひて「圓則九重、執營度之」とも「九天之際、安放安屬」とも詠じ、地を歌ひて「八柱何當、東南何虧」と賦せり。洪興祖の補注に「地下有八柱、柱廣十萬里、有三千六百軸、互相牽制」と見ゆ。天に九を數へ、地に八を數ふことは獨り管子のみにあらざるを知るべし。淮南子にも亦此に類する文あり。先儒豬飼彥博既に淮南子を引きて管子に注せり。安井息軒は、其の著の管子纂話に豬飼の説を援き、且附説して「豬飼彥博云、淮南子曰、天有九野、九千九百九十九隅、

又曰、地大八殯八絃八極、衡謂、三九二十七日有奇、月行與天四九三百六十日歲以一周、八九七十二日、五行之氣終、九十日四時以成、是天以九制也、地以八制者地形方、故八卦正位於方隅、及淮南子所說皆是也」と。天に九の數を有し、地に八の數を有せるとの思想あることは、管子・楚辭・淮南子の明示せる所なり。然し、天は何故に九を以て制し、地は何故に八を以て制するとなせしか。是れ先儒の未だ説及せざるものなるが、恐らくは是れ陰陽思想より出でたるものなるべし。春秋緯書の春秋元命苞に、

(一)陽數極于九、故三月一時九十日。

(二)天不足西北、陽極于九、故周天九九八十一萬里。

孫穀の附註に云く「按關令內傳、天地南午北子相去九千萬里、東卯西酉亦九千萬里、四隅空相去九千萬里、西鄉衍云、九州、之外、如赤縣神州者九、又淮南子亦云、天之九野、凡九千九百九十九隅、則九九之說、不爲無稽。」

(三)陰極于八、故人旁八幹長八寸。

とあり。此の陽數の極を九とし、陰數の極を八となせしは、即ち管子の天道は九を以て制し、地理は八を以て制するとの説に對して、説明を與へたるものなり。九を陽數の極とせるは、易緯の九を以て老陽となせると一致せるも、八を陰數の極とせるは、易緯の六を老陰とせるとは異なれり。然れども、

管子・楚辭・淮南子に地が八の數の關係を有する説に吻合する所あれば、八を陰數の極とせる一種の説の行はれたるなるべし。而して、憲法を十七箇條とせられしは、此の陰極、陽極の合數に象られたるものにあらざるか。試に其の式を圖すれば左の如し。

管子	天	道	地
子	道	道	道
9	+	8	=
陽	陰	陰	17
之	之	之	(十七)
極	極	極	(陰陽)

此の如く、九八の兩數は陰陽の極を代表し、天地の道に協ひて、管子の所謂萬物を開き一統を纏ぶるものなり。故に憲法に對しても、此の意味に因りて十七の數を取られしものならん。

三 法家思想

憲法十七條は、當時の情勢に鑑みて、内外百寮の守るべき心得を垂示せられたるものなるが、儒佛の二教を以て、其の根本思想となしたまひたる事は今更多言を要せず。現に、第三條の「篤敬三寶」の文の如きは、佛教に受け給ひたる思想の最も顯著なるものにして、凡夫弃瞋等の語も亦佛書の慣用

語に取らせ給ひたるものなり。儒教思想に至りては、最も多く、第一條の「以和爲貴」の如き、第四條の「以禮爲本」の如き、第六條の「懲惡勸善」の如き、第七條の「尅念作聖」の如き、第九條の「信是義本」の如き、第十六條の「使民以時」の如きは、論語・尙書・左氏傳等に據らせ給ひたるものなり。故に憲法は、佛教殊に儒教の思想が十七條の精神となり、骨髓となりたることは、何人も異議を挟むものなかるべし。然れども、憲法の全部が儒佛二教の思想のみを以て成れるものと云ふものあらんには、恐らくは、速斷の議を免れざるべし。吾人の蓋測を以てすれば、刑名の學たる法家者流の思想にも觸れ給ひし所ある如し。故に、思想の系統上より嚴密なる意義を以て分析し奉らんには、儒佛以外に法家思想の潜めることは蔽ふべからざる事實なり。

抑、儒家と法家との政治に對する思想の區別は、前者は道德を重んじ、後者は法律を主とす。若し孔子の語を假りて之れを言へば前者は所謂「道之以德、齊之以禮」ものにして、後者は「道之以政、齊之以刑」ものなり。故に前者の把持する所を稱して德治主義と云ひ、後者の主張する所を稱して法治主義と云ふ。是れ兩思想の異なる特徴なり。憲法は、德治主義の横溢せると同時に、法治主義の含有せるものあり。今其の事實を擧げて之を證せん。

第一は信賞必罰の事なり。憲法の第十一條に、

明察功過、賞罰必當、日者賞不在功、罰不在罪、執事群卿、宜明賞罰。

とあり。是れ賞罰の取扱を慎重にして、相謬ることなからしめんことを誠められたるものなり。

孰れの時代に於ても、孰れの邦國に於ても、賞罰の法なきはなかるべし。德治主義者とても、全然刑賞を用ひざるにあらざるも、唯之を施行する上に於て法家者流とは其の精神を異にせるものあり。

即ち、夏書に所謂「與其殺不辜、寧失不經左氏傳」とある如き、左氏傳に見ゆる蔡の公孫歸生が「善爲國者賞不僭而刑不濫、賞僭則懼及淫人、刑濫則懼及善人、若不幸而過、寧僭無濫、與失其善寧其利淫」と云ひし如きは、德治主義を宗とせる儒家の意見を代表したる語にして、彼等の精神は刑罰を慎み、情狀を酌み、恩愛を廣めんとするに在り。然るに社會の事情は道德と法律との合一を許さざるを以て、名實を綜覈し、言行を參驗し、賞をして必ず其の功に當らしめ、罰をして必ず其の罪に當らしめんとしたるは即ち法治主義を主とせる法家者流の取れる所なり。故に、管子・韓非子には此の種の論多し。今其の二、三を掲げんに、管子に

用賞者貴誠、一本僭に作る用刑者貴必、刑賞信必於耳目之所見、則其所不見、莫不聞化矣。(國入)

亂主不察臣之功勞、譽衆者則賞之、不審其罪過、毀衆者則罰之、如此者、則邪臣無功而得賞、忠

正無罪而有罰、故功多而無賞、則臣不務盡力、行正而有罰、則賢聖無從竭能。(明法)

と云ひ、又韓非子に左の如きあり。

功當其事、事當其言則賞、功不當其事、事不當其言則誅……明君無偷賞無赦罰偷賞則功臣墮其業、

赦罰則姦臣易爲非、是故有功則雖疎賤必賞有過則雖近愛必誅。(主)

計功而行賞、程能而授事、察端而觀失、有過者罪有能者得。(法)

是等の文は、憲法の「明察功過賞罰必當」の八字の注脚演義をなせりと謂ふも不可なかるべし。此の如く法家の説と一致せるは、當時の賞罰常なきの弊に鑑み給ひたる自然の結果とは云ひ、信賞必罰の説に參し給ひし所あるは疑ふべからず。是れ法家思想を含めりと謂ふ所以なり。

第二は、朋黨比周の事なり。蓋し「無偏無黨、王道蕩々」とは、洪範に述ぶる所、「群而不黨」とは、孔子の論せられし所あり。此等の黨の文字は、結托偏倚を意味するものにして、古くより排擠せらるる事なるも、官吏の朋黨比周を以て、政治上の大弊大害となせるは、法家者流となす。故に管子に

群臣朋黨、以懷其私、則失族矣。(君)

以朋黨爲友、……聖王之禁也。(法)

と云ひ、韓非子にも

朋黨比周以弊主、言曲以便私者、必信於重人矣。(法)

主利在豪傑使能、臣利在朋黨用私、是以國地削、而私家富、主上卑而大臣重、……大臣挾愚汚之人、上與之欺主、下與之收利侵漁、朋黨比周相與、一口惑主、敗法以亂士民、使國家危削、主上勞辱。(上同)と見ゆ。今憲法を按ずるに、第一條に

以和爲貴、無忤爲宗、人皆有黨亦少違者、是以或不順君父乍違于鄰里、然上和下睦、諧於論事、則事理自通、何事不成。

とあり。「人皆有黨」の黨は、如何なるものを稱せられたるものか、黨に郷黨の黨あり、周禮の「五百家爲黨」の黨は是なり、親族姻戚をも黨といふ、禮記の「睦父母之黨」の黨は是なり。同氣の朋輩をも黨といふ、即ち黨與の黨にして、左傳・國語に見ゆる「里丕之黨」の黨は是なり。憲法に所謂黨は親族を問はず、朋輩に拘はらず、廣く相結托して群を爲せるものを稱し給ひしものならん。史實の上に就いて之を言へば、物部氏の黨の如き、蘇我氏の黨の如き、其他大小の氏あり、姓あり、各其の類を爲せるものは即ち黨なり。又「少違者」とは、事理に通せずして偏倚比周し恩を賣り非を助くる意ならん。是れ朋黨、私黨の成立し來る所なり。其の弊は、終に君臣父子の和合を破り、所謂君父に順ならず、鄰里に違ふに至るなり。要するに、此の條は百官の和合一致して事に當るべきを戒め、且つ不和の原因は朋黨を立つるにあるを明示せられたるものなり。朋黨が君國に害あることを論し給ひしは、全く管子・韓非子に相合せるものあり。意ふに、此の訓誨を垂れ給ひしは、當時物部・蘇我兩氏の軋轢、又は、大小官僚の黨同伐異の弊あるに鑑み給ひたるに因らんも、一は、管子・韓非子等の説に負ひ給ふ所ありしに由らん。是れ憲法に法家の思想ありと謂ふ所以なり。

第三は公私の事なり。儒教に於ても、公私の別を辯せざるにあらざるも、其の事極めて少し。尙書

の周官に「以公滅私、民其允懷」とあるは偽古文なるを以て、據となすべからず。獨り左氏傳の文公六年の傳に晉の輿駢は「以私害公、非忠也」と云ひ、哀公五年の傳に晉の范吉射の家臣王生は「私讐不及公」とあるのみ。然るに、晉は當時法治主義に傾ける時なれば、漸く公私の論が士大夫の口に上り來りたるにあらざるか。韓非子の師たる荀子は「書曰、無有作好、遵王之道、無有作惡、遵王之路、此言君子之能以公義勝私欲也」(身修)とは頗る法治主義者の論に似たり。韓非子に至りては、公私の利害を並舉すること殊に多し。曰く、

私行立而公利滅。(五)

人臣有私心、有公義、修身潔白、而行公行正、居官無私、人臣之公義也、汚行從欲、安身利家、

人臣之私心也。(邪飾)

と。又文字の製作上より、公私の相背けることを説きて曰く、

蒼頡之作書也、自環者謂之私、背私謂之公、公私之相背也、乃蒼頡固知之矣、今以爲同利者、不察之愚也。(五)

と。今憲法を按ずるに、第十五條に曰く、

背私向公是臣之道矣、凡人有私必有恨、有憾必非同、非同則以私妨公、憾起則違制害法、故初章云、上和下諧、其亦是情歟。

と。背私の文字は明に韓非子に本づき給ひたるものなり。漢の刺史の六條に「二千石不奉詔書、背公向私、云云」の文も亦韓非子に據りて背公向私に改めたるものなるべし。是等も或は憲法の修辭上の一助となりしものならん。此の十五條の大意は、人臣の道は私に背きて公に向ふに在り、若し私欲を逞くせば、人の怨恨を招き、爲に公事を害し、法制を破り、上下の和合を壞るに至るとの義ならん。第一條は、朋黨の私を去りて和合一致すべきを諭し、本條は私行私事を絶ちて共同和合を圖るべきを戒められたるなり。管子に、

群黨比周、以立其私、請謁任舉、以亂公法、人用其心、以幸於上、上無度量以禁之、是以私說日益、而公法日損、國之不治、從此產矣。(法任)

とあり。韓非子にも亦左の如く曰へり。

知下明則禁於微、禁於微則姦無積、姦無積則無比周、無比周則公私分、公私分則朋黨散、……則無外障距內比周之患。(三)

此の管子と韓非子との言は、憲法の第一條と第十五條に對して綜合的に解説を與へたるものの如し。是れ又憲法に法家思想ありと謂ふ所以なり。

尙ほ、茲に附言すべきものあり。他なし、憲法と云へる語の出處なり。周官には、法、式法、國法、治象之法、刑象之法などの語あるも、憲法の名は未だ見えず。但し「以宮刑憲禁于王宮」又は「憲市

之禁令」又は「憲邦之刑禁」の如き動詞として使用せらるるのみ。國語と管子とに始めて憲法の熟語見はる。國語の晉語に晉の中行穆子の言を叙し「賞善罰姦、國之憲法也」とあり。管子の七法篇に「有一體之治、故能出號令、明憲法矣」と見ゆ。管子には、單に憲の一字を用ひたるものもあり。立政篇の首憲に「正月之朔、百吏在朝、君乃出令、布憲于國、五鄉之師、五屬大夫、皆授憲于太史」の文あり。國語と管子とは孰れが創出なるか、十七條に其の語を取りて名づけ給ひたるは、兩書の孰れに據り給ひしものなるか、今は茲に知るべからず。唯憲法の語が管子の書に見ゆるの奇なるのみならず、國語に在りても刑賞の場合に使用せらるる所より推考すれば、或は是等の名稱も法家思想と何等かの關係なきにあらざるかを疑はざるを得ざるなり。

又、憲法の第三條にある君臣の分を示し給ひたる如きも、亦頗る管子の文に類似せるものあり。第三條に

承詔必謹、君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、萬氣得通、地欲覆天、則致墮耳、是以君言臣承、上行下靡、故承詔必慎、不謹自敗。

とあり。管子には

令行禁止、主之分也、奉法聽從、臣之分也、故君臣相與高下之處也、如天之與地也、其分畫之不同也、如白之與黑也、故君臣之間明別、則主尊臣卑、如此則下之從上也、如響之應聲、臣之法主

也、如影之隨形、故上令而下應、主行而臣從、以令則行、以禁則止、以求則得、此之謂易治。(明法)
君臣者天地之位也、民者衆物之衆也、各立所職、以待君令、……上令而下應、主行而臣從、此治之道也。

とあり。易の繫辭傳に「天尊地卑、乾坤定矣、卑高以陳貴賤位矣」とあるも、未だ明に君臣を限定したるにあらず、左氏傳に「君天也」の語あるも、亦「臣地也」の語あるなし。明白に天地の位を君臣の分に譬へて説をなせるは管子なり。而して憲法は、實に管子に一致せるものあり。是れ亦管子に參考し給ひし所ありしに非ざるか。

之を要するに、如上の事實に據れば、賞罰、朋黨、公私の事は、法家思想に觸れさせ給ひたる結果となすも、必ずしも誤謬の見にあらざるべし。殊に、管子の説に於て最も其の近きものあるを覺ゆ。夫の冠位十二階の五行の順序は、管子の時候を書せる五行の順序に従ひ、十七條の數も管子の天道九、地道八の説に出で、憲法の名稱又は君臣の分を明にし給ひたる條の如きも、皆管子と關係を有せざるなし。日本書紀に聖德太子の御性行を叙して「生而能言、有聖智、及壯一聞十人訴、以勿失能辨、兼知未然」と云へば、太子は先天的に聽訟の道に達せられ、刑名の説に得給ひし所ありしを窺ふべし。抑、法家者流の説は、兎角峻嚴に流れ、冷刻に入り、陰險の色彩を帯ぶるは、彼等の通有性なり。其の點に於て管子は頗る穩和なるも、韓非子に至りては、實に極端なるものなり。憲法十七條は管子・

韓非子に似たる處あるも、更に此等の嫌ふべく思むべき風あることなきは知らざるべからざるなり。蓋し、儒、佛二教の忠厚寛恕の心を以て、法家の刑名綜覈の説を參取せられしに由れるなるべし。宋の歐陽修は「法家以法繩天下、使一本其術、申韓之徒、乃推而大之、挾其說、以干世主、至其辨職分、輔禮制、于治不爲無益、然或狃細持刻深、不可不察也」と云へり。漢の中興の明主と稱せられし宣帝、蜀漢の主を輔けて、忠貞の節を盡くせし諸葛孔明は、皆善く申韓の説に取り、職分を辨じ、禮制を輔けたり。聖徳太子の取捨を審にして、百代の憲章を定めたまひたるは、遂に漢宣諸葛を凌駕し給ふものあり。

四 憲法の文辭

憲法十七條の各條に於ける句の構造に就き、統計的に之を計算したるに、左表の如き數を得たり。

簡條	字數	句數	三字句	四字句	五字句	六字句	七字句
一	四六	一〇		一			
二	四二	九		一			
三	五一	〇					
四	四九	五					
五	四九	〇					
六	六九	四					
七	七五	五					

計	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	一	二	三	四	五	六	七
句數	七	三	三	四	六	二	四	二	七	三	三	七	〇	九	八	七	
字數	三	〇	四	五	九	八	〇	六	七	八	六	七	一	四	八	四	四
三字句																	
四字句																	
五字句																	
六字句																	
七字句																	

〔備考〕 (一) 字數は日本書紀の文に據り、參するに太子傳曆・拾芥抄等を以てしたり
 (二) 句題にある「是以」「然」「則」「其」「故」「皆」「是」「因此」「日者」「唯」の類は句の字數中に算入せず

右の表の示せる如く、憲法の條文は、孰れも短篇にして、長さも七十五字、少きは二十四字、二十一字を以て成れり。而して、其の句は四字句多く、十七條の全句數百八十中に百四十四句の多きを占む。即ち、八割が四字句を以て成れるものなり。是れ憲法の文が宛然たる律語の趣ある所以なり。又毎條の首には必ず一句若しくは二句の綱要を掲げ、其の次に理由、效果等の説明を述べるを例とせり。是等は、文の構造上に於ける特徴として觀るべきものなり。

更に修辭の上に就いて、吾人の注意すべきもの二あり。第一は、駢儷浮華の態なきことなり。六朝の四六文が文章界を支配せる時に當り、更に其の風なく、文中に對偶の句なきにあらざるも、華靡の弊習あるなし。是れ憲法其のもの性質の然らしむる所あるとは云へ、聖德太子の御精神が時代に超越し給ひたる所あるに因らざるはあらず。第二は、字句の精練せられたることなり。其の造語用字の簡古なる上に、詩經・尙書・孝經・論語・左傳・禮記・管子・孟子・墨子・莊子・韓非子・史記・漢書・文選等より、廣く辭の材料を取られたるも「以和爲貴」使民以時一の類の如く、古人の成句を其の儘に使用せられたるもの僅に五、六種に過ぎず、多くは舊文の幾分を變化して之を用ひ、務めて蹈襲を避けたまひたる所あり。其の修辭に於ける特色は既に此の如し。故に文章の品致も簡奥奇峭にして、蔚然たる古色を帯びたり。先儒齋藤拙堂は「本朝文章、以上宮太子憲法十七條爲最古、憲法之成、在推古天皇十二年、實當隋文帝末年、故其文有漢魏遺風矣」と評せり。余の鄙見を以てすれば、漢魏以上にして頗る先秦の文字に類したるものあり。試に左の三條を熟讀せよ。

三曰、承詔必謹。君則天之、臣則地之、天覆地載、四時順行、方氣得通、地欲覆天、則致壞耳、是以君言臣承、上行下靡、承詔必慎、不謹自敗。

十曰、絕忿棄瞋、不怒人違。人皆有心、心各有執、彼是則我非、我是則彼非、我必非聖、彼必非愚、共是凡夫耳、是非之理、誰能可定、相共賢愚、如環无端、是以彼人雖瞋、還恐我失、我獨雖

得、從衆同舉。

十五曰、背私向公、是臣之道矣。凡夫人有私必有恨、有憾必非同、非同則以私妨公、憾起則違制害法、故初章云、上下和諧、其亦是情歟。

是等の文は、管子の經言、韓非子の主道・揚權の諸篇を讀む感あり。全く法家の文章と其の趣致を同じくし給ふものなり。

榊原芳野は、憲法十七條の文に疑を挾み、曰く「書紀推古紀に太子憲法十七條を擧げたりと雖、文體書紀に類し、且伊豫の古碑文と法隆寺釋迦佛背銘とに異なるを以て、當時の文と確定し難きに似たり」と。伊豫の古碑文とは、釋日本紀に見ゆる伊豫道後の温湯碑文なり。法隆寺釋迦佛背銘とは、推古帝の三十一年に成れる法隆寺金堂釋迦如來の光焰背なる銘文にして、文の起首に「法興元三十一年歲次辛巳十二月云云」とあるものなり。榊原氏が憲法の文體が書紀に類せるとなせるは、何れの邊を云へるものなるを知るべからず。其の伊豫の古碑文と法隆寺の佛背銘とに比して當時の文と定め難しとなすは、深く考へざるの致す所にあらざるか。古碑文と佛背銘とは、齊く推古帝の時代の文なるも、全然文體を異にせり。前者は、駢體文にして、後者は、單行文なり。前者は、辭藻を務め、字句の對偶を求む。後者は、事實を主とし多く佛語を用ひたり。故に、後者の文は質朴にして、前者の文は華美に流る。同時代の文にして、此の如く異なるものは、作者及び題目の如何に因れるのみ、若し、單

に佛背の銘のみを引きて憲法を疑はんには猶恕すべき所あるも、古碑文をも把りて憲法を疑ふは、余は何の意なるを知らず。余をして之を言はしめば古碑文は、寧ろ憲法の當時に成れるを證明せるものなり。當時の文壇は、此の種の温湯に關する遊戯の文字に於てすら、彼の如き技倆を示せり。況や一代の典章たる憲法の討論潤色幾多の鍛鍊を経て成れるものに於てをや。其の文の高き所以のものは毫も怪むに足らざるなり。

(附言)

聖德太子の此の憲法十七條を制定せられしは時勢の必要に應じ給ひたるものならんも、全く御創意に出でたるものなるか、或は他に何等かの此に類するものありしを手本とせられしものなるか、未だ審にするを得ざるも、後周の六條詔書の制定が、頗る類似の點を示せるものあり。後周の六條詔書は、西魏の時代に宇文泰を輔佐せし蘇綽が、宇文泰の命を受けて制定せしものなり。宇文泰は之を重んじ、百司をして之を習誦せしめ、收守令長をして六條に通するにあらざれば官に居ることを得ざらしめたり。而して、其の六條の大綱は左の如し。

清心 敦教化 盡地利 擢賢良 郵獄訟 均賦役

此の理由を説明したる各條の文は極めて長く、多きは一千一百十九字、少きも三百六十五字あり。此の全文は北史・後周書の蘇綽傳に見ゆ。此の後北齊にも五條の文を定めて、正且に百僚に

示せり。五條の文は左の如し。

去殘賊、擇良吏、決獄平術、勸率農桑、無或煩擾、六極之人、務加寬養、長吏浮華、宜謹察之、内外混淆、所宜糾劾。

聖德太子は、此の後周北齊の文を御覽じ給ひし事ありしや、否や。北齊の文は姑く置き、後周の六條詔書に就て比較せんか、文章の長短の上に於いては大に異なれり。其の内容に於ても、幾分か相似たるものあるも、亦同じからざるものあり。唯其の内外の心得とすべきことを願示したる點は、一致せる所なり。又六條詔書の發布は、西魏の文帝の大統十年に在り、十年の干支は甲子なり。即ち聖德太子の憲法御發布より、六十年前の甲子に當れり。是れ發布の年の干支と一致せるものなり。又六條詔書の起草者たる蘇綽は、宇文泰の爲に帝王の道を陳べ、兼ねて申韓の要を説けり。其の徳治主義に法治主義を加味したる點は、我が聖德太子の操り給ひたる所に一致せるものあり。是等は皆偶然の一致なるか、尙研鑽を要すべき問題として姑く此に附書す。

第二編 學 風

第一章 學校及び貢舉

一 沿 革

一世の文化を導き、國家の進運を圖るは、學校の教學に待たざるべからず。教學は、智徳の源泉にして、風化の基礎なり。近江奈良朝が郁々乎たる文哉の美觀を呈するものは、學校の興隆に原由せざるはあらざるなり。

大化以前に在りては、公卿の子弟が、學を講じ業を肄はんとするには、學者先生の門に至りて教を受けしものなり。夫の中大兄皇子の藤原鎌足と共に、手に黃卷を把つて、周孔の教を南淵先生の所に學びし如きはなり。又藤原家傳鎌足に「群公子咸集于曼法師之堂、講周易焉、大臣足後至、鞍作起立抗禮俱坐、講訖將散、曼法師擊目留矣、因語大臣云、入吾堂者、无如宗我大郎作。但公神識奇相實勝此人、願深自愛」とあり、師弟講習の狀は後世の家塾に異ならざるものあり。

大化以來中大兄は東宮に在り、鎌足と共に大政を翼賛し、多年唐に留學したる高向玄理と僧旻とを國博士として朝議にも參せしめ、始めて八省百官を置かる。類聚三代格に「設置八省、職察相隸、百官守職、庶務俱成」とあれば、式部省の設置と共に大學寮を建設せられ、玄理と僧旻とが、最初の博士として教授の任を荷ひ、鬼室集斯の學職頭たりしは、即大學頭なるべし。大學頭の名を以て任せられたるは、大化二年に百濟より歸化したる文學の僧詠なり。懷風藻の序に「淡海先帝天之受命也、中以爲調風化俗、莫尙於文、潤德光身、孰先於學、則建庠序、徵茂才」とあるは、即ち此等の事を叙したるものにして、實に我邦に於ける大學の權輿なり。

當時の大學寮を理想視して、實施を疑ふものあるも深く考へざるものなり。天武帝の四年正月に大學寮の諸學生等、珍異の物を獻じ、又持統帝の三年正月に大學寮が杖八十枚を獻せしこと、日本書紀に見ゆれば、學生の在學せしことは毫も疑を挾むべからず。況や文運の方に興らんとするの時なるに於てをや。持統帝は大學博士上村主百濟の學業に勤めしを以て、大稅及び封戸を賜ひ、音博士續守言・薩弘恪格に作る・書博士百濟末士善信に銀又は水田を賜ひて教授の勞を褒獎したまひき。

文武の大寶・慶雲の際に至りては、奎運蔚然として勃興せり。藤原家傳武智に其の事を記して曰く、

大寶四年一三三月、拜爲大學助、先從淨御原天皇天晏駕、國家繁事、百姓多役、兼屬車駕移藤

原、京人皆怠忙、代不好學、由此學校凌遲、生徒流散、雖有其職、无可奈何、公入學校、視其空寂、以爲夫學校者賢才之所聚、王化之所宗也、理國理家、皆賴聖教、盡忠盡孝、率由茲道、今學者散亡、儒風不扇、此非所以抑揚聖道、翼贊王化也、即共長官良虞王陳請、遂招碩學、講說經史、泱辰之間、庠序鬱起、遠近學者、雲集星列、諷誦之聲、洋洋盈耳、○中略、
の條に收む、慶雲二年^{〇一三}十二月、叙從五位下、時年廿六、三年七月、徙爲大學頭、公屢入學官、聚集儒生、吟咏詩書、披玩禮易、揄揚學校、訓導子衿、文學之徒、各勸其業。

此の文稍、誇張に過ぎたる嫌なきにあらざるも、一時の熾昌想ふべし。三善清行の封事に「朝家之立大學也、始於大寶年中」とあるは、大寶に至りて始めて隆盛を告げしに因り、遂に始を大寶に託したるものならん。其の實を得たるものにあらざるなり。

元明・元正の二帝も、學士を優し、師儒を重んじたまひ、聖武の朝に至り、太政官より大學生の俊秀を拔擢して、特別教授を授け、又陰陽醫術等の諸博士の後繼學者を養成せんことを奏請せり。其の文左の如し。

天平二年^{〇一三}三月辛亥、太政官奏稱、大學生徒、既經歲月、習業庸淺、猶難博達、實是家道困窮、無物資給、雖有好學、不堪遂志望、請選性識聰慧、藝業優長者、十人以下、五人以上、專精學問、以加善誘、仍賜夏冬服并食料、又陰陽醫術及七曜頒曆等類、國家要道、不得廢闕、但見諸

博士年齒衰老、若不教授、恐致絕業、望仰吉田連宜・大津連首・御立連清道・難波連吉成・山口忌寸田主・私部首石村・志斐連三田次等七人、各取弟子、將令習業、其時服食料、亦准大學生、其生徒陰陽醫術各三人、曬曆各二人、又諸蕃異域、風俗不同、若無譯語、難以通事、仍仰粟田朝臣馬養・播磨直乙安・陽胡史眞身・秦朝元・文元貞等五人、各取弟子二人、令習漢語者。

詔して竝に之を許されたれば、直に其の事を實行したりしものなるべし。天平七年に吉備眞備は唐より歸り、入りて大學助となり、學生を教授したりしが、清行の封事には「至于天平之代、右大臣吉備朝臣依弘道藝、親自傳授、即令學生四百人、習五經・三史・明法・算術・音韻・籀篆等六道」と見ゆ。四百人は大學寮の定員なり。實際定員に達したるか、或は最大限の數を擧げて其の隆盛を示したるものなるか。

何れの時代にも家計の困難に因り、學資の途なく、爲に其の志を達するを得ざるものあり。天平の學生にも其の不幸ありしことは、上文の太政官の奏狀に據りて知るべく、是を以て孝謙帝は天平寶字元年^(七四一)八月に

安上治民、莫善於禮、移風易俗、莫善於樂、禮樂所興、惟在二寮、○大學寮、
雅樂寮門徒所苦、但衣與食、亦是天文・陰陽・曆算・醫針等學、國家所要、亦置公廩之田、應用諸生供給、其大學寮三十町、雅樂寮十町、陰陽寮十町、內藥司八町、典藥寮十町。

との勅を下して、公廩の田を置き、學資の爲に學藝を廢することなからしめられき。
以上は、大學の沿革の概要なるが、更に地方に於ける學事の状態を一瞥せん。

地方の學校を國學と云ひ、國博士を教官として主として郡司の子弟等を教育するを旨とす。其の開設の年代、將た費舎の有無等は詳ならず。文武帝の時に國博士は部内若くは傍國より取用すとの、近江令の範圍を廣めて、傍國に其の人なき時は、式部省の選擬を待つべき事に制定せられたり。是は實際問題の上より來りし結果なれば、寧ろ國によりては國學の實施せられし處ありしを示せるものなり。

然れども、地方の風氣未だ開けず、毎國國博士を置くの要なけん。元正帝の養老七年(三三八)に按察使の治むる所の國のみに國博士を置き、自餘の國は、之を停むる事と定められたり。按察使の治むる國とは、即按察使の所在の國にして、伊勢管伊賀 遠江駿河伊豆 常陸安房上 美濃尾張參河 武藏相模上 越前能登越中丹波丹後 出雲伯耆石播磨備前美伊豫阿波讚 長門周防 陸奥出羽 大和關守管 の十四國なり。博士は、按察使の治下に在りて、管内諸國の教育を掌りしものなり。

前述に據れば、九州地方、即ち西海道は全然國博士を停廢せられたる如く見ゆるも、其の實然らず。文武帝の大寶元年八月に明法博士を六道に遣はして、新令を講せしめられし時も、西海道を除かれたり。九州は太宰府の管轄に屬するを以て、特別取扱となり、國博士の停廢せらるることなし。現に續日本紀の稱徳帝の神護景雲三年(一四二)十月甲辰の條に

太宰府言、此府人物殷繁、天下之一都會也、子弟之徒、學者稍衆、而府庫但蓄五經、未有三史正本、涉獵之人、其道不廣、伏乞列代諸史、各給一本、傳習管内、以興學業、詔賜史記・漢書・後漢書・三國志・晉書各一部。

と見え、又光仁帝の寶龜二年(一四三)十二月甲戌の條に

太宰府言、日向・大隅・薩摩及豊岐・多禰等博士醫師一任之後、終身不替、所以後生之學、業術不進乞同朝法、八年遷替、以示干祿、永勸後學、許之。

とあり。以て九州文學の一斑を観るべし。

光仁帝の時代は、元正帝の養老七年を距ること六十年後なれば、地方も開發し、學事も進み、博士の兼國は不便を感ずるに至れり。故に、寶龜十年(一四三)閏五月に、太政官は奏して、令條の規定の如く、國博士は毎國一人の制に復し、六考を以て遷替せんことを請ふ。其の文中に「博士兼國者、學生勞於齋糲」との理由を明言せり。朝廷も之を許したまひしに據れば、奈良朝末に於ける學問の普及を憑證せるものなり。

二 職 員

學校の實質を知らんと欲せば、先づ文教に一大關係を有せる式部省と大學寮との職制を瞥見せざる

べからず。養老令に據るに式部省の職制は左の如し。

式部省 大學寮・散位寮の二寮を管せり。

卿(正四位)一人 内外の文官の名帳考課選叙禮儀版位位記勳績を校へ定め功を論じて封賞し、朝集學校義解に曰く「朝集學校大學也」とを掌る。義解に曰く「朝集學校大學也」と貢人を策試し、義解に曰く「朝集學校大學也」と秀才明經之類也」と、祿賜假使家令を補任し、功臣の家傳田の事を掌る。

大輔(正五位)一人

少輔(從五位)一人

大丞(正六位)一人

考課を勘問することを掌る。以下小丞二人、大錄三人、史生廿人、省掌二人、使部八十人、直丁五人あり。

式部省は、文部省と一時改稱せられたることもあり。其の卿は、大學を支配し、學生を考試選叙する職權を有せるは、恰も現今に於ける文部大臣が文教を統べ、高等文官試験と判檢事試験とを兼ね掌り、併せて文官任用銓衡の權を有する如きものなり。試験の方法と官吏の任用とは、學問の方向を左右するものにして、之が長官たるものは、教學の首腦者とも謂ふべきものなり。元明帝の和銅六年(三三七)四月丁巳の制に「銓衡人物、黜陟優劣、式部之任、務重他省、宜論勳績之日、無式部長官者、其事勿論焉」と定められたることあり。今續日本紀・公卿補任等に見えたる式部卿の姓名を臚列して

參考に資せん。

葛野王 正四位下 持統帝末年

大伴宿禰安麿 從三位 大寶二年

巨勢朝臣太益須 從四位上 慶雲三年

下毛野古麿 參議 正四位下 和銅元年

長屋王 從三位 和銅三年

藤原武智麿 從四位上 養老二年

藤原宇合 從三位 神龜二年

鈴鹿王 知太政官事 正三位 天平十一年

大伴牛養 參議 從三位 天平十七年

藤原仲麿 參議 從三位 天平十八年

石川年足 參議 從四位上 天平勝寶元年

紀麻呂 中納言 從三位 天平勝寶二年

藤原永手 權中納言 從三位 天平勝寶七年

藤原清河 參議 正四位下 (文部卿) 天平寶字五年

氷上鹽燒 中納言 從三位 (文部卿) 天平寶字八年

藤原眞楯 大納言 正三位 天平神護二年

石上宅嗣 參議 從三位 寶龜九年

藤原是公 中納言 正三位 寶龜十二年

(備考) 官位は、卿に任ぜられたる時のものに係り、年號は新任、又は初見の年に繫く

觀るべし、式部卿の職に就くものは、専ら學問あり、名望ある人なることを。

大學寮

頭(從五位上階)一人 學生を簡試し、及び釋奠の事を掌る

助(正六位)一人

大允(正七位)一人 少允(從七位)一人 大屬(從八位上階)一人

少屬(從八位)一人

博士(正六位)一人 經業を教授し、學生を課試することを掌る

助教(正七位)二人 掌ること博士に同じ

音博士(從七位)二人 音を教ふることを掌る

書博士(從七位)二人 書を教ふることを掌る

算博士(從七位)二人 算術を教ふることを掌る

博士助教には、皆經に明に、學業德行の師となるに堪へたるものを取り、音、書、算も亦業術の優長なるものを取る。

以上は養老令に定められたる職制なるが、聖武帝の神龜五年(一三八)に更に増置せらるる所あり。類聚三代格に左の如く見えたり。

勅

大學寮

律學博士二人 直講三人

文章博士一人 ○博士
作學

以前一事已上同助教博士

神龜五年十月廿一日

大化以來の大學頭、助、博士、直講の日本書紀・續日本紀・懷風藻等に見ゆるものを擧ぐれば左の如し。

高向玄理 國博士

僧旻 國博士

鬼室集斯 學職頭

僧詠 大學頭

上村主百濟 大學博士

美努淨麻呂 大學博士

調老人 大學頭

刀利康嗣 大學博士

伊與部馬養 皇太子學士

田邊百枝 大學博士

守部大隅 大學博士 明經第一博士

越智廣江 明經第一博士

背奈行文 大學助 明經第二博士

調古麻呂 皇太子學士 明經第二博士

額田千足 明經第二博士

箭集蟲麻呂 大學頭 明法博士

鹽屋古麻呂 大學頭 明法博士

山田銀 明法博士

山田三方 大學頭 文章博士

紀清人 文章博士

下野蟲麻呂 大學助 文章博士

高丘河内 文章博士

山口田主 算術博士

悉悲三田次 算術博士

私部石村 算術博士

吉備眞備 大學助

橘奈良麻呂 大學頭

吉備泉 大學頭

麻田直淨 大學直講

清村管卿 大學頭 音博士

山部王(桓武帝) 大學頭

藤原是人 大學助

年入學	國				算生 卅人
	卅下 人國	卅中 人國	卅上 人國	大國 五十人 (イ)郡司子弟 (ロ)庶人子弟	
十三歳以上十六歳以下 聽令者					
十四以上十九以下 律學十八以上二十五以下	州				學算 人十二 同律學
	下縣二十人	中縣二十五人	京兆諸縣五十人 諸州上縣四十人	下都督府五十人 下州四十人	
			中都督府六十人 中州五十人	大都督府 上州八十人	

律學の事は、學令に見えざるも、考課令に「凡明法試律令十條」とありて、其の義解に「謂依此令、必可有明法博士及生」と云へるに據れり。

(乙) 教科書

本朝

大中小經及注

- 大禮記 鄭玄
- 經春秋左氏傳 服虔 杜預
- 中毛詩 鄭玄
- 周禮 鄭玄
- 儀禮 鄭玄
- 小周易 鄭玄 王弼
- 尙書 鄭玄 孔安國

唐

大中小經及注

- 大禮記 鄭玄
- 經春秋左氏傳 服虔 杜預
- 中毛詩 鄭玄
- 周禮 鄭玄
- 儀禮 鄭玄
- 小周易 鄭玄 王弼
- 尙書 鄭玄 孔安國
- 公羊傳 何休
- 穀梁傳 范萇

年修
限業

三年各

二年各

半年一各

各爲一經

第一章 學校及び貢舉

各爲一經

孝經 孔安國
鄭文
論語 鄭文
何晏

學者兼習

通經標準

通二經者 (イ) 大經内一經
(ロ) 中經内二經

通三經者 大經、中經、小經
合一經

通五經者 大經並通

孝經・論語須兼通

本條に於て、特に我が令の規定に致意すべきもの三あり。一は公穀二傳及老子を取らざる事なり。二は、科外の書を読む事なり。三は、文章を作る事なり。

(一) 二傳老子を取らず 左氏・公羊・穀梁三傳の長短優劣は、東漢以來學者の論議する所なるが、

孝經 開元御注
舊令孔安國

論語 鄭文
何晏

老子 開元御注
舊令河上公

學者兼習

習經有暇者、命習隸書竝國

語・說文・字林・三蒼・爾雅

通經標準

此條據唐書選舉志

通二經者 (イ) 大經、小經各一
(ロ) 中經二

通三經者 大經、中經、小經各一

通五經者 大經皆通
餘經各一

孝經・論語皆兼通

隋末唐初には、左傳特に盛んに、二傳淺微なりしも、唐朝は、仍二傳を正科に立つ。然るに、我が令の之を除きしには、深意あるべく、或は、左傳は孔子の旨を得て、二傳は以て教となすべからざるものあるとなせるに由れるにあらざるか。老子を取らざりしことは、學風の條に於て述ぶる如し。

(二) 科外の書を読む 令條に掲げられたる教科書目は、單に其の正科に屬したるものを擧げしなり。學生は、此の以外の書籍を閱讀し、殊に文選・爾雅及び三史の類は必修の書ともなししならん。進士の試験に「取閑時務、併讀文選・爾雅者」ともあれば、在學中講習せるにあらざれば、争で此の考試に應ずるを得んや。

(三) 文章を作る 既に文章博士あり、専門の文章生は勿論、經學生も亦文章を習ひたるものあるべし。學令に「凡學生雖講說不長、而閑於文藻、才堪秀才進士者、聽舉送」とあるは、即其の事を明示せるものなり。

(丙) 試験

本朝

旬試 每旬休暇前一日

讀者 每千言内一帖三言

講者 每二千言問大義總試三條

唐

旬試 每旬前一日

讀者 每千言内試一帖

講者 每二千言問義一條總試三條

第一 通二

決罰 通一 全不通

歲試 年終

通一年所受之業問大義八條

上 得六以上

中 得四以上

下 得三以下

解退(イ)頻三下

(ロ)在學九年不堪貢舉者

(丁) 舉送

本朝

(一) 通二經以上求出仕者

試問大義十條、得八以上送

太政官

(二) 關於文藻才堪秀才進士者、

聽舉送

(戊) 書算

第二 通二

決罰 通一 全不通

歲試 歲終

通一年之業口問大義十條

上 通八

中 通六

下 通五

退學(イ)併三下

(ロ)在學九年

(ハ)律生六歲不堪貢者

唐

(一) 每歲有能通兩經已上求出仕者、則上于監

(二) 堪秀才進士者、亦如之

本朝

書學

算 孫子 五曹 九章 海島
六章 綴術 三開重差 周髀
經 九司

唐

書 石經三體 說文
學 字林

算 孫子 五曹 九章 海島
張丘建 夏侯陽 周髀
學 五經算 綴術 緝古 記
遺三等數

(巳) 諸學術

余は、既に大學寮の職制、學科等を説けり。大學の學科以外の學術を以て、學生を教養せるものあることは忘るべからず。即醫術、天文、音樂の諸學なり。是等は、國家須要の學術なることは、多言を要せず。故に、養老令にも明に規定せられ、孝謙帝も「禮樂所興、惟在二寮」○大學寮、雅樂寮と宣ひ「天文陰陽曆算醫針等國家所要」○勅語の全文は上文の沿革の條に收むと勅したまふ。今令に見えたる博士諸師の位地及び學生の定員を擧げて、我が近江奈良朝の教學の遺漏なきを知らしめんとす。

典藥寮

醫博士(正七位)一人

醫生冊人

針博士(從七位)一人

針生廿人

按摩博士(正八位)一人

按摩生十人

咒禁博士(從七位上階)一人

咒禁生六人

藥園師(正八位上階)二人

藥園生六人

陰陽寮

陰陽博士(正七位)一人

陰陽生十人

曆博士(從七位上階)一人

曆生十人

天文博士(正七位)一人

天文生十人

雅樂寮

儻師(從八位)四人

儻生百人

笛師(從八位)二人

笛生六人

唐樂師(從八位)十二人

樂生六十人

高麗樂師(從八位)四人

樂生廿人

百濟樂師(從八位)四人

樂生廿人

新羅樂師(從八位)四人

樂生廿人

唐に於ても、大醫署に醫博士、鍼博士、按摩博士、咒禁博士、藥園師を置き、太史局に曆博士、天

文博士を置き、太樂署に樂師を立て、各生徒を教習せり。我が今の制度は此に斟酌して定められたることは言を俟たざるなり。

四省 試

學制と共に觀ざるべからざるものは、省試の制度なり。大學寮の出身を舉人と云ひ、國學の出身を貢人と云ふ。竝に式部省に於て、之を試験し、其の成績に因りて、官位を授くるにあり。

惟ふに、近江奈良朝には、就官者の資格に三種あり。一は、蔭子蔭孫と位子となり。二は、舉人貢人なり。三は、白丁なり。蔭子蔭孫とは、勅授の人の子と孫とを云ひ、位子とは、五位以下の人の子を云ふ。竝に親の資蔭に因りて、官位を得べし。白丁は庶人なり。其の材幹あるものは、年功若くは試験に因りて官職を得べし。蔭子蔭孫位子の無試験資格は言ふに足らず、白丁の出身は、向上の望なく、其の實力を以て顯榮の地位を占めんとするものは舉人貢人なり。彼等は如何なる試験を受くるかを觀ば、其の時代に於ける學問の趨嚮を徹すべし。貢舉の試験に四科あり。一は、秀才、二は明經、三は進士、四は明法なり。選叙令に、大綱を記して曰く、

凡秀才取博學高才者、明經取學通二經以上者、進士取明閑時務、竝讀文選・爾雅者、明法取通達律令者、皆須方正清修、名行相副。

とあり。唐六典の

凡貢舉人、有博識高才、強學問無、失俊選者、爲秀才、通二經已上者、爲明經、明時務精熟一經者、爲進士、通律令者爲明法、其人正直清修、名行旌表門閭、堪理時務、亦隨賓貢、爲孝悌力田。とあるに比すれば、我が令の斟酌せられたる所あるを觀るべく、殊に吾人の注意すべきは、我が令は四科共に方正清修にして、名行相副へることを要せられたることなり。是は、六典になき所なるが、縱令實行せられざるまでも、其の立法の精神が、大に道徳を重んじたるに在るを窺ふべし。後世の知識のみに取りて、操行の如何を問はざるものとは、大に異なれり。試験の方法及び成績の標準等に就き、我が令と唐六典とを對照すれば左の如し。

本朝

(一)秀才

方略策二條

上上 文理俱高

上中 文高理平

上下 文理俱平

中上 文理粗通

不第 文劣理滯

(二)明經

唐

(一)秀才

方略策五條

上上 文理俱高

上中 文高理平

上下 文理俱平

中上 文理粗通

不第 文劣理滯

(二)明經

周禮左氏傳

各四條

禮記毛詩

各三條

餘經

共三條

舉經文及注爲問、其答者皆須辨明義理、然後爲通

上上 通十

中上 通八

中下 通七

中上 通六

不第 通五

論語全不通

通二經以外、別更通經者、每經問大義七條、

通五以上爲通

二經

每經十帖

孝經二帖

論語八帖

通六以上、然後試策

周禮左氏禮記 各四條

餘經 各三條

孝經論語 共三條

皆錄經文及注意爲問、

其答者須辨明義理、然後爲通

上上 通十

上中 通八

上下 通七

中上 通六

其他三經者

上上 全通

上中 通十

上下 通九

上下 通九

(三)進士

時務策二條

帖所讀 文選上帙七帖
爾雅三帖

策文詞順序、義理體當、

并帖過者爲通

事義有滯、詞句不倫、及

帖不過者爲不

甲 帖策全通

乙 策通二、帖過
六以上

不第 以外

(四)明法

律令十條 律七條
令三條

識達義理、問無疑滯者

爲通

未究指歸者爲不

中上 通八

不第 通七
二體通五

(三)進士

帖一小經及老子

皆經注兼帖

撰文兩首

時務策五條

文須洞織文律、策須義

理愜當者爲通

事義有滯、詞句不倫者

爲不

甲 經策全通

乙 策通四、帖通
六以上

不第 已下

(四)明法

律令每部試十帖

策試十條律七條令三條

識達義理、問無疑滯者

爲通

甲 全通

乙 通八以上

不第 通七以下

粗知綱例、未究指揮者

爲不通

甲 全通

乙 通八已上

不第 已下

〔備考〕

(一) 唐六典には、秀才以下の試験法は、禮部と吏部との兩條に見え、試むる所經策は、同一なるも、吏部の條は成績の差等を記すること甚詳にして、我が令の定むる所と相近きを以て、吏部の條を引きて對比す

(二) 六典には、士を取る六科として、秀才、明經、進士、明法の外明書、明算あり。我が學令に「凡書學生、以寫上中以上者聽實」とあり、算學生に對しては「其得第者叙法、二準明法之例」とあれば、實學の制なきにあらざる如きも、選叙令、考課令並は明書、明算を掲げざりしを以て略す

(三) 唐書選舉志には、六科の外に開元禮、三傳科、史料、童子科あり

我が省試の令に著はるる者と、唐の士を取る法の六典に見ゆるものとは、大略以上の如し。而して士人の進取と考試選舉の方法とは、時に因りて頗る變遷あり。唐に在りては、秀才は六典に「此科取人稍峻、自貞觀後絶」とあれば、既に太宗の時より廢絶し、令條に空文を存するのみ。獨り進士の科は、士人の主として向ふ所となり、唐書の選舉志にも「衆科目之目、進士尤爲貴、其得人亦最爲盛焉」と云へり。我が奈良朝時代の秀才進士の沿革に就いては、古事類苑に大要を叙せり。其の文左の如し。

大寶令の舊ニ於ケル秀才進士ノ試ハ、秀才ハ博學廣才ノモノヲ取リテ方略ノ策ヲ試ミ、進士ハ明

ニ時務ニ嫻ヒ、并ニ文選・爾雅ヲ讀ムモノヲ取りテ時務ノ策ヲ試ミル。然レドモ其試験ハ甚ダ難キモノナレバ、之ニ應ズルモノ甚ダ少ク、秀才ノ試験ノ如キハ唐ニ在リテモ遂ニ之ヲ廢止シ、我國ニ在リテハ其試験ノ方法ヲ改メシニ拘ハラズ、慶雲ヨリ承平ニ至ル二百餘年ノ間ニ僅ニ六十五人ヲ出シシニ過ギズ。進士ノ如キモ神龜五年ニ至リテ始メテ行ヒシモノノ如シ。○朝野群載卷十三に「登科記云、神龜五年戊辰始行進士試、少輔菅原清公」と見ゆ勢既ニ斯クノ如クナルヲ以テ、令ノ制ハ永ク行ハレズシテ大ニ其法ヲ改メタリ。即天平二年ノ格ニヨリ文章生二十人ヲ置キ、更ニ其中一人ヲ文章得業生ト爲シ、之ヲ秀才生ト云ヒテ秀才進士ニ科ノ貢舉ニ擬セリ。而シテ文章生ハ雜仕及ビ白丁聰慧ノモノヨリモ簡取セリ。其後又文章生中ニ俊士五人、秀才二人ヲ置キテ、從前進士秀才ノ試ニ應ゼシモノヲ之ニ補スルノ制トセシモ、徒ニ節目ヲ増シテ政途ニ益ナキヲ以テ、天長四年俊士ヲ廢シテ都テ天平ノ舊制ニ復セリ。我が秀才と進士とに對して、如何程まで令文を厲行したりしや知るべからざるも、試験程度の高きと、時代の風尚とは、二科をして漸く變じて文章專修の傾向を有せしむるに至りしは争ふべからざるの事實なり。

省試後に於て、更に對策なるものあり。孰れの時に始まれるを詳にせざるも、奈良朝時代の文として經國集に存するもの二十二篇、其中年月の明なるものは十二篇あり。

百濟倭麻呂慶雲四年(二三六七年)九月八日對策文二首

萬井諸會和銅四年(一三七一年)三月五日對策文二首

船沙彌麻呂天平三年(一三九一年)五月八日對策文二首

藏伎美麻呂天平三年五月九日對策文二首

大神蟲麻呂天平五年(一三九三年)七月廿九日對策文二首

文章生大初位紀朝臣眞象天平寶字元年(一四一七年)十一月七日對策文二首

年月の知るべからざるもの十篇あり。

大日奉首名對策文二首

刀利宣令對策文二首

主金蘭對策文二首

下毛蟲麻呂對策文二首

白猪廣成對策文二首

是等對策の文は、當時の學士の文藻學殖を知るに足るべく、秀才進士の方略策、時務策なるものも亦此に由りて類推せらるべきものあり。令は全然空文を以て終れりとの想像を抱けるものもあるも、余は信すること能はず。試に紀眞象の對策一篇を擧げん。

問 三韓朝宗、爲日久矣、占風輸貢、歲時靡絕、頃蒙爾新羅、漸闕蕃禮、蔑先祖之要誓、從後主

之迷圖、思欲多發樓船、遠揚威武、斷奔鯨於鯁察、戮封豕於鷄林、但良將伐謀、神兵不戰、欲到斯道、何施而獲。

文章生大初位上紀朝臣眞象上

臣聞、六位時成、大易煥師貞之義、五兵爰設、玄女開武定之符、人稟剛柔共陰陽而同節、情分喜怒、與乾坤以通靈、實知天生五材、民並用之、廢一不可、誰能去兵、若其欲知水者、先達其源、欲知政者、先達其本、不然何以驗人事之終始、究德教之污隆、追光避影、而影違與、抽薪止沸、而沸乃息、何則極末者功虧、統源者效顯、觀夫夷狄難化、由來尙矣、禮儀隔於人靈、侵伐由於天性、鷹門警火、獠獠猾於周民、馬邑驚塵、驕子梗於漢池、自彼迄今、歷代不免、其有協柔荒之本圖、悟懷狄之遠算者、是蓋干戚舞階之主、江漢被化之君也、故不血一刃、而密須歸仁、不勞一戎、而有苗向德、然則兇甲千重、虎賁百萬、蹴躡戎寇之地、叱咤鋒刃之間、徒見師旅之勞、遂無綏寧之實、我國家子愛海內、君臨萬中、四三皇以垂風、一六合而光宅、青雲中呂、異域多問化之人、白露凝秋、將軍無耀威之所、兵器鎖而無用、戎旗卷而不舒、別有西北一隅、鷄林小域、人迷禮法、俗尙頑兇、傲天侮神、逆我皇化、爰警居安之懼、仍想柔邊之方、秘略奇謀、俯訪淺智、夫以勢成而要功、非善者也、戰勝而矜名、非良將也、故舉秋毫者、不謂多力、聽雷電者、不爲聰耳、古之善戰者、無智名、無勇功、謀於未萌之前、立於不敗之地、是以權或不失、市人可駭而使、謀或不

差、敵國可得而制、發號施令、使人皆樂聞、接刃交鋒、使人安死、以我順而乘其逆、以我和而取其離、孫吳再生、不知爲敵人計矣、是百勝之術、神兵之道也、於臣之所見、當今之略者、多發船航、遠跨邊岸、耕耘既廢、民疲子役之勞、紡績無脩、室盈怨曠之歎、殆乖撫卹之術、恐胎害仁之刺、誠宜擇陸賈出境之才、用文翁牧人之宰、陳之以德義、示之以利害、然後陷玉帛之利、敦以和親之辭、絕其股肱之佐、吞其要害之地、則同於檻獸、自有求食之心、類於井魚、詎有觸輪之意、謹對。

此の文は、實際的外交問題に觸れ、其の辭を修むる、經傳を組織し、成句を陶冶し、而も筆力の勁健なるものあるは、奈良朝の文章たるに負かざるものなり。

五 釋 奠

孔子孔子 大哉孔子 孔子以前無孔子 孔子以後無孔子 孔子孔子 大哉孔子

此れ宋の米芾が孔子を讚したる語なり。孔子以前には、孔子あるなく、孔子以後にも未だ孔子あるなし。孔子は、實に儒教の大聖なり、人道の宗師なり。是れ、東西の景仰を集めて釋奠の古今に絶えざる所以なり。菅原文時が「釋奠者、蓋先王所以奉聖欽賢崇師重道之大典也」と云ひしは、善く釋奠の意義を説き盡したるものと云ふべし。

支那に於て、帝王の孔子を祀りしは、漢の高祖に始まる。是より歴代の帝王之を祠り、魏に至り釋奠起り、孔子を辟雍に祭り、配するに顔回を以てす。爾來帝王親ら拜し、或は、皇太子學に臨みて儀を行ひ、或は臣代の代りて祭を致すものあり。歴代の崇敬到らざるなし。然れども、其の儀未だ一定せず、唐初に許敬宗奏して曰く「秦漢釋奠無文、魏氏則太常行事、自晉宋以降、時有親行、而學官爲主、全無典實、在於臣下、理不合專、今請國學釋奠、令國子祭酒爲初獻、詞稱皇帝謹遣、仍令司業爲亞獻、博士爲終獻、其州學刺史爲初獻、上佐爲亞獻、博士爲終獻、縣學令爲初獻、丞爲亞獻、主簿及尉通爲終獻、循附禮令、以爲永制」○杜氏通典と。玄宗の開元に及び、其の禮大に定まり、詳に開元禮に載せたり。唐六典の國子監の條には

凡春秋二分之月上丁、釋奠于先聖孔宣父、以先師顏回配、七十二弟子及先儒二十二賢從祀焉。

舊令、唯祀十哲及二十二賢、開元八年勅列曾參於十哲之次、并七十二子並許從祀。

と云へり。以上は、漢より唐に至る釋奠の事略なり。

我が邦に於ては、釋奠は大學頭の掌る所にして、既に養老令に明記せらるれば、近江朝に定まりしものならん。養老令の學令に曰く、

凡大學・國學、毎年二仲之月上丁、釋奠於先聖孔宣父、其饌酒明衣所須並用官物。

と。其施行の書に見えたるは大寶元年とす。續日本紀文武大帝大寶元年(二三六)正月の條に

丁巳釋奠凡釋奠之禮於是始見矣

とあるは是なり。其後慶雲二年(一三六)藤原武智麻呂が大學助たりし頃に、大學寮に於て釋奠の禮を行ひ、宿儒刀利康嗣釋奠文を作る。其詞は次の如し。

惟某年月日朔丁、大學寮某姓名等、以清酌蕡菜、敬祭故魯司寇孔宣父之靈、惟公禮山降彩、誕斯將聖、抱千載之奇姿、值百王之弊運、主昏時亂、禮廢樂崩、歸齊去魯、含歎於衰周厄陳園匡、懷傷於下蔡、門徒三千、遺者七十、敷洙泗兮忠孝、探唐虞兮德義、雅頌得所、衣冠從正、豈謂頽山難維、梁歌早吟、逝水不停、楹奠庵設、嗚呼哀哉、今聖朝巍々、學校洋々、褒揚芳德鑽至道神、而有靈化、惟尙饗。

延喜式の大學釋奠の條に見ゆる祝文には、起首に「維某年歲次月朔日子天子謹遣大學頭位姓名、敢昭告于先聖文宣王」とありて、即ち許敬宗の奏請せし「皇常謹遣」の文に合せり。尤も此祝文は、開元禮に擧ぐるものと同文なれば、直に彼の文を轉用したるものにして、本邦の作にあらざるなり。康嗣の文には「天子謹遣」の詞なきものは、禮制未だ定まらずして、文章も時に臨みて作りたるものなるを知るべし。

聖武帝の天平廿年(一四〇)八月癸卯に釋奠の服器及び儀式を改め定められしこと、續日本紀に見え、而して、同書の寶龜六年(一四三)十月吉備眞備薨去の條に「先是大學釋奠、其儀未備、大臣依禮禮典、

器物始修、禮容可觀」とあれば、禮義の改定は、眞備の立案に出でたるものならん。然れども、其の儀式は得て知るべからざるなり。又本朝通鑑に據れば、眞備が歸朝の際に唐の弘文館有する所の先聖先師九哲の畫像を持ち來りて、太宰府の學業院に安置し、又百濟の畫師をして彼の本を圖して大學寮に置かしめしといふ。

釋奠の講論も一盛儀として、延喜式に見ゆ。奈良朝の末には、既に其の儀あり。稱徳帝の神護景雲元年(一四二)二月の條に、

丁亥、幸大學、釋奠、座主直講從八位下麻田連直淨、授從六位下、音博士從五位下袁晉卿、從五位上、問者大學少允從六位上、濃宜公水通外從五位下、贊引及博士弟子十七人、賜爵人一級、既に座主あり、音博士あり、問者あれば、論議ありしことは疑ふべからざるなり。

又國學に於ても、釋奠の禮を行ひたる處あり。正倉院文書の薩麻國天平八年(一三九)正稅帳に左の文あり。

春秋釋奠料稻玖拾貳束、先聖先師并四座料稻壹束陸把、座別國司以下學生以上惣七十二人、食稻壹拾肆把、人別脯參拾壹斤、直稻參拾壹束、東別饅參拾六斤、眞稻參拾陸束、東別雜膳壹斗五升、直稻陸束、東別雜菓子參斗、直稻參束、東別酒捌斗、先聖先師座別二升、國司以下人別一升、

此に據れば、天平時代には、薩摩地方に學生あり、春秋孔子を祀りしこと明白なるものなり。是亦我が令の空文にあらざるを徴すべし。

孔子の尊崇は、時代を逐ひ越へ至り、唐に於ては、玄宗の開元二十七年(一三九)に孔子の文宣父の號を改めて文宣王の諡號を追贈したるが、我が邦も稱徳帝の神護景雲二年(一四二)に其の例に倣ひて、王號を稱することとなれり。國史大系本左の太政官符あり。

釋奠事

太政官符

應改孔宣父號爲文宣王事

右得式部省解僭大學寮解僭、助教正六位上勝臣大丘牒僭、天平勝寶四年、〇一四一二年、唐玄宗天寶十一年大丘隨使入唐問先聖之遺風、覽膠庠之餘烈、國子監有兩門、題曰文宣王、時有國子學生程賢、告大丘曰、今主上大崇儒範、追改爲王、風德之徵于今至矣、然准舊典、猶稱前號、誠恐乖崇德之情、失致敬之理、大丘庸闇斯行諸、敢陳管見、以請明斷者、今依所牒、謹請省裁者、省案解狀、理須必然、方行其教、合旌厥德、後天奉時、蓋謂此乎、仍顯改由、謹請官裁者、官議奏聞、奉勅依奏。

神護景雲二年七月卅日

「方行其教、合旌其德」とは、千古の至言にして、儒教が我が國教たりしと共に、孔子の大徳を崇め、朝廷を始め、武家に幕府に諸藩に各釋奠の禮を行ひ、明治の維新に至るまで渝ることなかりき。

第二章 聖學及び人材

一 帝室の崇獎

人文の發展は、教學の興隆に因り、教學の興隆は、帝室の優獎に出づることは、東西史蹟の證する所にして、殊に近江奈良朝に於て、尤も其の然るを觀る。優獎の盛意は、經世化民の聖旨に本づくものならんも、一は文學に對する深甚の趣味を有したまふに由らざるはあらず、試に日本書紀・續日本紀等に據りて聖學の一斑を管窺せん。

孝德帝は、佛法を信じ、殊に儒術を好ませたまひて、銳意治を圖りたまひしに因り、大化の文物是に於てか興る。天智帝は、夙に周公・孔子の道を學び、文章を能くし、詩歌を賦し、又書法一百卷を著したまふ。我邦の大學の創設は、帝の新建に出でたることは、文化史上特筆大書せざるべからざるなり。

天智帝の皇子にして文學を闡揚し、皇考の光烈を發揮したるは、弘文帝あり、川島皇子あり。弘文帝は博學にして古に通じ、文武の材幹を有したまひ、皇太子となり、太政大臣となるに及び、學士の百濟人沙宅紹明・答妹春初・吉大尙・許率母・木素貴子を延きて師友となし、以て研鑽したまふ所あり。

り。懷風藻の撰者は小傳を叙して曰く「天性明悟、雅愛博古、下筆成章、出言爲論、時議者歎其洪學、未幾文藻日新」と、帝が東宮の時の述懐に

道德垂天訓 鹽梅寄眞宰 羞無監撫術 安能臨四海

と詠じたまふ。其の典重渾朴は、漢魏の壘を摩するものあり。川島皇子も詩文を善くし、天武帝の詔を奉じ、忍壁親王及び諸臣と帝紀竝上古の事を撰びたまひ、其の詩は、懷風藻に存せり。弘文帝の皇子葛野王は、少きより學を好みて、博く經史に涉り、文章を屬し、書畫を善くしたまふ(葛野王の詩は第
五編詩藻の詩想
の章に
收む)。時人は棟幹の才ありと稱せり。葛野王の孫を淡海三船となす、三船は文名を一世に博したりき。

天武帝は、雄拔神武にして、天文遁甲の術に通じ、尤も國史に深く、太安萬侶の文に、帝を讚して曰く「設神理以美俗、敷英風以弘國、重加智海浩澗、潭探上古、心鏡焯焯、明觀先代」と、以て聖學の淵博を窺ふに足るべし。是れ帝が川島皇子等に詔して國史を纂修せしめ、稗田阿禮をして舊事を誦習せしめられたる所以なり。夫の境部石積等が、新字四十四卷を作りしも、亦帝の勅を奉じて成れるなり。

天武の諸皇子に大津皇子あり、舍人親王あり、忍壁親王あり。大津皇子は幼より學を好み、博覽にして善く文を屬し給ひしが、其の終を善くしたまはず、刑に臨み絶命の詩を作りて曰く、

金鳥臨西舍 鼓聲催短命 泉路無賓主 此夕誰家向
と。舍人親王は、史學に深く、祖宗以來の羣國立極の意を推本して、日本書紀を編修し、以て萬世の宏謀を垂れ、國史の模範を遺したまふ。忍壁親王も川島皇子と共に、帝紀を撰び、藤原不比等と律令を撰定したまへり。

文武帝は、博く經史に涉り、射藝を善くし、尤も儒教を重んじたまひ、始めて釋奠の禮を行ひ、學士を優し、高僧の學行を褒し、御製は懷風藻に三首を收む。詠雪の詩の

林中若柳絮 梁上似歌塵

の句は江村北海は「齊梁佳句」と評せり。又、述懐の五言に

猶不師往古 何救元首望

の句は、聖慮の稽古に在るを拜察すべし。

元明・元正の二帝も學生を優し、師儒を重んじ給ひ、元正帝は養老五年正月庚午に佐爲王・伊部王・紀男人・日下部老・山上憶良・朝來賀須夜・紀清人清人或は得作・越智廣江・船大魚・山口田主・樂良河内後高丘の姓を賜ふ・大宅兼麻呂・土師百村・鹽谷古麻呂・刀利宣令等十五人に詔して、退朝の後東宮に侍せしめらる。是れ全く賢王者宿をして義方の訓を授け、東宮の學徳を毓成せんとの聖慮に出でたるものなり。他日聖武帝が、文學を尊重したまひしは、此に基づかざるはあらず。元正帝は、又明經第一博士

第二博士三明法二文章四算術三陰陽六醫術四解工五和琴師一唱歌師五武藝四の諸士三十九人に純絲布鍬を賜ひ、尋で又學術あるもの三十三人に田を賜ふ。

聖武帝も學術を重んじたまひ、新に文章博士の官を置き、文章生を養ひ、大學生、陰陽、醫家、曆家に食料、衣料を賜ひ、上巳に七夕に梅花の候に、學士、文章生を召して、詩を賦せしめらる。嘗て皇后の宮に幸し、陪從の百官に酒食を賜ひ更に短籍を圖らしめ、仁、義、禮、智、信の五字を書し、字に従ひて物を賜ひ、仁の字を得たるものは純、義の字は絲、禮の字は綿、智の字は布、信の字は段常布を以てせられたり。燕閑戲遊の間にも、文雅の存せること概ね此の如し。

聖武帝の皇后光明子は、禮訓に嫻ひ、佛道を崇び、尤も書を善くし文を屬したまふ。夫の有名なる正倉院御物中の島毛屏風の文は、皇后の作と傳ふ。其の詞に曰く

種好田良 易以得穀 君賢臣良 易以至豐 詔辭之語 多悅會情 正直之言 倒心逆耳 正直爲心 神明所佑 禍福無門 唯人所招 父母不愛 不孝之子 明君不納 不益之臣 清貧長樂 濁富常憂 孝當竭力 忠則盡命 君臣不信 國家不安 父母不信 家國不睦

と。純然たる座右銘にして、韻を押せざるものなり。伊藤長胤は「其語眞實、字亦道美、可觀世之文化矣」と評せり。

孝謙帝は、吉備眞備を師として禮記及び漢書を受け、大學寮に幸して、釋奠の禮を行ひ、或は大學

の直講に稻を賜ひて、其の勤學を褒したまふ。嘗て讀佛の詩を賦したまひて、

慧日照千界 慈雲覆萬生 億緣成化德 感心演法聲(經國集)
と作らせたまふ。以て其の容藻を拜すべし。

淳仁帝は、儒學を崇び學士を優し、大學生、醫針生、曆算生、天文生、陰陽性の年二十五以上に位階を授け、又明經、文章、明法音、算、醫、針、陰陽、天文等五十七人に絲を賜ひ、人ごとに十絢、文人の詩を上るものには、更に十絢を益したまふ。光仁帝も亦明經、文章、音博士、明法、算術、陰陽、天文、曆術、貨殖、格勳、工巧、武士五十五人に絲を賜ひて優獎したまふ所ありき。

之を要するに、列聖及び皇后皇子の儒教に篤く韻事を嗜み、文人、學生を優遇したまふこと此の如し。奈良朝の公卿、士人の學に嚮ひ、文學の大に振ふ原因の此に存せることは、深く心肝に銘せざるべからざるなり。

一一 學者の輩出

時代の氣運と朝廷の優獎と教學の隆盛とは、因となり果となりて、聖武の朝に人才輩出し、名公あり、鉅卿あり、碩學あり、高僧あり、諸藝術の大家あり、奈良朝の人物は、此の時を以て最も盛なりとなす。藤原家傳武智麻呂傳に、其の事を叙して曰く、

神龜五年六月、遷大納言、公武智麻呂爲人溫雅、備於諸事、既爲喉舌、贊揚帝猷、出則奉乘輿、入則掌樞機、至有朝議、持平合和、朝廷上下安靜、國無怨讟、當此時、舍人親王知太政官事、新田部親王知惣管事、二弟壯卿前房知機要事、其間參議高卿有中納言丹比縣守・三弟式部卿宇合・四弟兵部卿麻呂・大藏卿鈴鹿王・左大辨葛木王、風流侍從有六人部王・長田王・門部王・狹井王・櫻井王・石川朝臣君子・阿部安麻呂・置始工等十餘人、宿儒有守部大隅・越智直廣江・宵奈行文・箭集宿禰蟲麻呂・鹽屋連吉麻呂・檜原東人等、文雅有紀朝臣清人・山田史御方・葛井連廣成・高丘連河内・百濟公倭麻呂・大倭忌寸小東人等、方士有吉田連宜・御立連吳明・城上連眞立・張福子等、陰陽有津守連通余、真人王仲文・津連首谷・郵康受等、曆算有山田忌寸田主・志紀連大道・私石村・志斐連三田次等、咒禁有餘仁軍・韓國連廣足、僧綱有少僧都神教・律師道茲、竝順天休命、共補時政、由是國家殷賑、倉庫盈溢、天下太平、街衢之上、朱紫輝々奕々、鞍乘駱々紛々、囿園幽寂、嘉石苔生、仍營飭京邑、及諸驛家、許人瓦屋赭堊渥飭、至于季秋、每與文人才士、集習宜之別業、申文會也、時之學者、競欲預座、名曰龍門點額也。

家傳に列記せられたる人々は、聖武帝の朝を中心としての人才なるが、猶遺漏なきにあらず。且つ、前後の人に於て提擧せざるべからざるものあり。

近江奈良朝の儒宗としては、先づ指を南淵先生に屈せざるべからず。天智帝と鎌足との師にして、

所謂其の君を堯舜にし、其の臣を伊傅にして、仁澤當時に被り、教化萬世に流るるものは、先生の勳績なり。持統の朝には、忠諫を以て著れたる大神高市麻呂あり(高市麻呂の詩は第四編附録の條に收む)。聖武の朝には、新歸朝者を以て文教を鼓吹したる大儒の吉備眞備あり。光仁の朝には、菅相公の祖先にして、儒行の世に高き菅原古人あり。遣唐使としては、文武の朝に粟田真人あり、則天武氏をして儀容の閑麗なるに感せしむ。留學生としては、阿部仲麻呂あり。才學竝に高く、李白・王維等と徴逐して、英名を唐に播けり。其の詩は、文苑英華に載す。曰く、

銜命將辭國 非才忝侍臣 天中戀明主 海外憶慈親 伏奏違金闕 瞻駉去玉津 蓬萊鄉路遠 若木故園鄰 西望懷恩日 東歸感義辰 平生一寶劍 留贈結交人

と。名分上遺憾なきにあらざるも、詩としては盛唐作者集中に入るも、恐らくは辨すべからざらん。牧民の官としては、慶雲・和銅の頃に民を富まし教を垂れたる道首名あり。養老・天平の間に、讀書を好み治體に習へる石川年足あり。歌人としては、歌聖の柿本人麻呂あり。持統・文武の朝に仕へ、神妙の思を振つて、古今の間に獨歩せり。歌仙の山邊赤人は、神龜・天平の間に、出で、人麻呂と名を齊くして山柿の稱あり。赤人と時を同じくしたる山上憶良は、漢文に遠く、其の學を運用して和歌の精髓を發揮したり。若し夫の國史に明なるもの、律學に達せるもの、詞藻を善くせる作家、佛教を布ける高僧善知識に至りては、各、本條に其の姓名を録したるを以て、此には省略に従ふ。

當時學問に門地なく、藝術に家傳あらず、士人は、獨立自奮し、各、得る所を以て世に立ち、名を揚げたる傾向ありしことは、大學寮の頭、助、博士等の交名を觀て知るべし。然れども、其の間父子相傳へ、一門學を同じくするものなきにあらず、此れ亦記せざるべからざるなり。

世人は、政治上の藤原氏を知りて、文學上の藤原氏を見ざるなり。近江奈良朝に文學を一門に集めたるものは、藤原氏より盛んなるものなし。其の祖鎌足は、夙に周孔の道を學びて、社稷を安んじ、新制を定め、大化の元勳として光烈を國家に垂れ、美風を後昆に貽し、其の子不比等は攝籙累世の基を開きたる人なるが、樞機に參すると同時に、意を翰墨に留め、辭藻一時に冠たり。四子あり、長を武智麻呂と云ひ、百家の指歸を究め、三玄の意趣を探り、大學頭たるに及び、詩書を請じ禮易を説き、文人、學士競ひて從游を榮とす。世之を南家と曰ふ。次を房前と云ひ、朝政に參議し、帝業を輔翼せしが、詩文を屬し、和歌を善くし、才學を以て稱せられたり。之を北家と曰ふ。其の三子永手・眞楯は、公輔の才あり、清河は遣唐使となり、唐の玄宗をして其の趨揖に感歎せしむ。次を宇合と云ひ、遣唐副使となり、持節大將軍となり、參議となりて文武の要職に居りしが、博く典墳を窮め、特に心を文藻に留め、翰墨の宗たり。其の子百川は、定策の勳を立て、忠誠無比を以て稱せらる。之を式家と曰ふ。次を麻呂と云ひ、智辯多能にして、善く詩文を作る。自ら聖代の狂生と稱し、琴酒を樂み、隱淪を以て身を終る。之を京家と曰ふ。是れ所謂藤原の四家にして、大臣攝關は、多く北家に出で、

武智麻呂・宇合の子孫には、大學頭、文章博士多く、南家の學、式家の學と稱せらるるもの是なり。北家の後にも、日野一派の儒を出したり。以て文學史上に於ける藤原氏の勢力を觀るべし。

大伴氏は、建國以來の舊家にして、世々相將となりしが、藤原氏の盛なるに及び、大伴氏稍衰ふ。然れども、仍朝に入りて月卿となり、外に出でて藩鎮となれり。兵部卿安磨の子に旅人あり、旅人の子に家持あり。同族に池主あり。旅人は大學寮に入りて、文武の業を習ひ、或は隼人を征し、或は太宰帥となり、漢文を善くし、和歌に長じ、聖武帝の推重する所となれり。家持も家學を受け、漢文を好み、和歌を以て著はれ、萬葉集の撰は詩經に比せらる。池主も亦和漢の學に通じ、家持と歌を以て應酬をなせり。

紀氏にも、學者相踵ぎて起り、近江朝の御史大夫たりし大人の子に麻呂あり。麻呂の子に古麻呂あり、竝に詩を善くし、我邦の七言詩形の作者は、古麻呂を鼻祖とす。一族に末茂あり、男人あり、其の詩は懷風藻に見え、清人は養老・天平中の文章博士として翹楚たるものなり。

石上氏も累世學者を出し、天武の朝に、麻呂は遣新羅大使となり、後累進して大納言となり、太宰帥ともなれり。其の子乙麻呂は、尤も心を典籍に潛め、兼ねて篇翰を善くし、又和歌をも作れり。天平中遣唐使を選びしに、乙麻呂の右に出づるものなかりしといふ。其の子宅嗣も、學を好み、博く經史に涉り、善く文を屬し、草隸に工なり、累進して大納言に至る。寶字以來文を善くするものは、世

に宅嗣を推し、淡海三船と竝び稱せり

之を要するに、近江奈良朝が一大文明を完成したるものは、列聖の勵精優獎に基けるも、如上の人が、努力作振の功が與りて大に力ありしことは知らざるべからざるなり。

第三章 學術の氣風

一 實學を尙ぶ

近江奈良朝の學風として第一に説くべきものは、學問の實際的なることなり。當時の學問としては、漢文學の外にあるなく、漢文學の主要なる必修科目の經學に在ることは、學制に於て明白なるところなり。夫の明法、文章、書、算等の博士は、各博士の稱に學科の形容詞を冠せるも、明經博士のみは單に博士と稱せるは、既に經學が學問の本位にして博士は其の學者の專有なるを表章せるものにあらずや。

經學を修むる目的は、學究的に文字訓詁の解釋を主とせるものにあらず。又高く性命理氣の原則を窮むるにもあらず、唯經書の意味を了解して常識を養ひ、人格を作り、齊家治國の實用に資せんとしたるものなり。學問の實際的なるは、儒教本來の面目なり。本來の面目に因り、務めて儒教の主義を

實生活の上に求め、政治の基礎を風教道德の上に置かんとしたるは、當時の漢文學に對する態度にして、詔勅の文に煥發せられたる大御心も、朝野の人士が漢文學に従事せる精神も、大學生が公私の禮ある處に儀式を見學する規定の主旨も、皆此の外に出でざるなり。請ふ聊か事實の上に就きて之を證せん。

欽みて案するに、我が列聖が至仁至愛の大徳を以て、億兆を恤み、人民を撫でたまひしことは、今更言ふまでもなきことなるが、元正帝の「周孔之風、尤先仁愛」と宣はせたまふは、東西の一揆なるを示したまひたるものなり。近江朝以來養老までに制定せられたる律令の如きも、其の根本は道德を以て指歸とせられざるはなし。殊に、經國の綱紀として最も重んじたまひしものは禮なり。文武帝は夫禮者天地經義、人倫鎔範也、道德仁義因禮乃弘、教訓正俗待禮而成。と詔したまひ、元明帝は

凡爲政之道、以禮爲先、無禮言亂、言亂失旨。

と宣ひ、孝謙帝も

安上治民、莫善於禮。

と宣ふ。葦し、禮は社會の秩序を整へ、文物の威儀を節するものにして、國民の安寧幸福を求むるは此より急なるものなく、日常生活の上に於て率由せざるべからざるものなり。是れ聖旨の禮を重んじ

たまふ所以にして、孔子の「道之以徳、齊之以禮、有恥且格」と曰ひ、「能以禮讓爲國乎、何有」と其の旨を同じくしたまふものなり。

又列聖が、國民道德の向上に對して軫念を注がせたまひ、専ら孝悌義烈の風を獎勵したまふ。養老令に

凡孝子順孫義夫節婦、志行聞於國郡者、申太政官奏聞、表其門閭、同籍悉免課役、有精誠通感者、別加優賞。

とあるは近江令よりの規定なるべく、此の規定は務めて實際に厲行せられ、祥瑞ある毎に、孝子順孫義夫節婦の役を免じ、爵を賜ひ、門閭に旌表し、貞節の女には邑五十戸を賜はり、孝子の身を没して父の犯罪を贖はんとせしものには、之を嘉納したまひしこともあり。孝謙帝の天平勝寶九年(一四一)四月の詔に

古者治民安國、必以孝理、百行之本、莫先於茲、宣令天下、家藏孝經一本、精勤誦習、倍加發授、百姓間有孝行通人、鄉閭欽仰者、宣令所由長官、具以名薦、其有不孝不恭不友不順者、宜配陸奥國桃生・出羽國小勝、以清風俗、亦捍邊防。

と。睿旨の如何に孝道を崇び、不徳を憎みたまひしかを拜察すべし。

又列聖は屢、内外文武百官を警誡したまひしが、孝徳帝は嘗て東國國司等に勅して

凡將治者、若君如臣、先當正己、而後正他、如不自正、何能正人、是以不自正者、不擇君臣、乃可受殃、豈不慎矣、汝率而正、孰敢不正。

と詔したまふ。是れ孔子が、季康子に對へて「政者正也、子帥以正、孰敢不正」の文に本づかせたまひたるものなり。淳仁帝の内外官人を教誡したまひたる勅に

勅、如聞、治國之要、不如簡人、簡人任能、民安國富、竊見内外官人景迹、曾無廉恥、志在貪盜、是宰相訓導之怠、非為人皆稟愚性、宜加誘誨、各立令名、其維城典訓者、叙爲政之規模、著修身之檢括、律令格式者、錄當今之要務、具庶官之紀綱、竝是窮安上治民之道、盡濟世弼化之宜、其濫不殺生、能務貧苦爲仁、斷諸邪惡、修諸善行爲義、事上盡忠、撫下有慈爲禮、遍知庶事、斷決是非爲智、與物不妄、觸事皆正爲信、非分希福、不義欲物爲貪、心無辨了、強逼憫人爲嗔、事不合理、好是自愚爲癡、不愛己妻、喜犯他女爲姪、人所不與、公取竊取爲盜、父兄不誠、斯何以導子弟、官吏不行、此何以教士民、若有修習仁義禮智信之善、戒慎貪嗔癡淫盜之惡、兼讀前二色書者、舉而察之、隨品昇進、自今以後、除此色外、不得任用、史生以上、庶令懲惡勸善、重名輕物、普告天下、知朕意焉。

と。百官を提擢し、世教を砥礪せられたるものにして誠に帝王の盛軌とも稱へ奉るべし。

内外百官の考課選叙の標準も、全く德行に在り。夫の考課に四善が重きを爲し、秀才明經進士明法の附加條件として、方正清修、名行相副ふを要する如きは、皆然らざるなし。要するに、學士大夫の政治上の知識を得るも漢文學なり。外交上の伎倆を得るも漢文學なり。修養上の材料を得るも漢文學なり。立身出世の道も漢文學にあらざれば達する能はず。漢文學が實際の生活事業の上に關係を有すること此の如し。是れ余が當時の學風を以て、實學を尙ふとなす所以なり。

一一 武藝を修む

第二に説くべきものは、朝廷が、武藝の修鍊を獎勵したることなり。由來尙武は、我が國固有の風習にして、果毅勇敢なる國民性の因りて生ずる所なり。蓋し、武ありて文なき時は、儼豪曠悍の陋を脱せず、文ありて武なき時は浮華軟弱の弊を免る能はず、花もあり實もあり、優美にして剛健なるは、文武并用の時代に於て觀ることを得るべし。我が近江奈良朝は、稍之に近きものあり。然るに、世人大化以來の新建設に眩し、文あるを知りて武あるを知らず、焉んぞ近江奈良朝を語るに足らんや。

天智帝は、文教を重んぜさせたまふと同時に武術を崇びたまひ、文武の士を優遇せらる。日本書紀の天智帝紀十年正月の條に

是月、以大錦下授佐平余自信・沙宅紹明、法官以小錦下授鬼室集斯、學以大山下授達率谷那晋首
開兵木素貴子法、開兵億禮福留開兵、法答体春初開兵、法体日比子贊波羅金羅金須解、法鬼室集信、藥以小山上授達率

德頂上解吉大尙解許率母明五角福牟。附於

と見え、百濟より歸化せる文學者と戦術家等を待つに、厚く同一の禮を以てせられ、弘文帝は、東宮に在す日、此等の諸士を延きて賓客となしたまひき。懷風藻の大友皇子傳に

皇子博學多通、有文武材幹、略中廣延學士沙宅紹明・答季○季書紀に春初・吉大尙・許率母・木素貴子等、以爲賓客。略下

とあれば、弘文帝も心を武に留めたまひしを拜察すべし。

天武帝は、最も武を重んじたまひ、初位以上の人に兵を備へしめ、京畿の人別に兵を授け、諸國に詔して陣法を習はしめ、又左の如き詔を發したまひき。

凡政要者軍事也、是以文武官諸人、務習用兵及乘馬、則馬兵并當身裝束之物、務具儲足、其有馬者爲騎士、無馬者爲步卒、竝當試練、以勿障於聚會、若忤詔旨、有不便馬兵、亦裝束有闕者、親王以下逮于諸臣、竝爵之、大山位以上者、可爵爵之、可杖杖之、其務習以能得業者、若雖死罪、則減二等、唯恃己才、以故犯者、不在赦例。

親王と雖も武藝を習ひたまはざるものは、之を爵し、死罪者と雖も習練して業を得たる者は二等を減せらるるとは、其の激勵の大なるを仰窺すべし。

文武帝も諸國の兵士に武藝を教習すべく、勅を下して「教習武藝、必使齊整」と宣ひ、元明帝は勇

敢を簡點すべき詔を頒ち、

凡衛士者、非常之設、不虞之備、必須勇健應堪爲兵、而悉皆佹弱亦不習武藝、徒有其名、而不能爲益、如臨大事、何堪機要、傳不云乎、不教人戰、是謂棄之、自今以後、專委長官、簡點勇敢便武之人、每年代易焉。

文武・元明兩帝の詔は、特に兵士の訓練に在るも、其の勇敢便武の人を以て、毎年代易せしめよとの勅命なれば、士籍以外に於ても壯丁の武を肄ひたるものあるを知るべし。

元正帝の詔にも「文人武士國家所重」と宣はせたまひて、後生を勸勵したまひ、孝謙帝は、六衛府に射騎の田を置きたまひたるの勅に

勅、治國大綱、在文與武、廢一不可、言著前經、向來放勅、爲勸文才、隨職閑要、量置公田、但至備武、未有處分、今故六衛置射騎田、每年季冬、宣試優劣、以給超群、令興武藝、其中衛府三十町、衛門府・左右衛士府・左右兵衛府各十町。

以上掲げ來りし如く、列聖は、世々詔勅を發して武藝を奨勵したまへば、其の士氣人心に與へたる影響の深甚なるものあるは、拜察するに難からざるなり。當時大日奉首名の文武の事に就きての對策に文武の並用すべき必要を論じ「用之則上下和睦、捨之則貴賤崩離」と云ひ「春之與秋、義等鹽梅、文之與武、理同喉舌、故能括囊文華、包綜武幹」と云へるは、時代の精神を代表したるものならん。

神武帝以來の御歴世の御諡號は、天縱の御性格と御宇との象徴とも仰がるべきものなり。近江奈良の厩々十二朝中に武を以て稱へ奉りたる天皇は、前に天武・文武の在すあり、後に聖帝の在したまふありて、三天皇の多きに及ぶ。是れ北蝦夷・西牟人の征定の御稜威を彰し奉りたるものならんも、一は武事を奨勵したまへたる御偉績を昭にしたるものならん。此の御諡號のみを拜するも、近江奈良の文物の熾昌は、勇武の氣象が背景となれるを窮はるべし。況や、幾多の詔勅の炳焉たるものあるに於てをや。

奈良朝の歌も詩も文も皆雄健にして生氣の潑刺たるは、士人の武を尙び、元氣を鼓したる賜ものなり。平安朝の文弱にして意氣振はず、其の詩文も翦裁せる緋麗の造花に類せるものとは、豈に日を同じくして語るべけんや。

二三 老子を斥く

第三に説くべきものは、老子を斥けたることなり。唐の皇帝は老子の其の姓を同じくせるに因り、老子を祖先として之を祀り、兼ねて其の學をも尊びたり。高宗は、明經進士の科に、老子を加へて試むることとし、玄宗は詔して家毎に御注の老子道德經を藏せしめ、貢舉人には尙書・論語の策を減じて、老子を加試し、尋で崇玄學を置き、老子・莊子・文子・列子を習はしめ、道舉を定め、生員各百

人を置くこととなしたり。其の老子を尊重する此の如し。

我が近江奈良朝は、萬般の制度を唐に取りしも、獨り老子に對しては之を斥けて學令に著はさず。奈良朝の終に至るまで採用せられざりき。意ふに、老子の學説は、無爲を尙び、自然を主として、仁義道德を排斥し、社會の秩序を無視したり。是れ全く過激なる破壊論なれば、儒教を本位として建設しつつある我が國情とは相容れざるに因るならん。儒道と老學との異同は、學者の懸案なるが、奈良朝にも問題として學者を試みたまひしことあり。其の策問と葛井廣成の對策とを擧ぐれば、左の如し。

問 李耳嘉遁、以示虛玄之理、宣尼危難、而脩仁義之教、或以爲精、或以爲龜、其理云爲、仰聽所以。

對 竊聞眷山林以披黃繡、道德之玄教也、是則柱下之風、入皇朝以拖青紫、仁義之敦儒也、彼亦司寇之訓、故清虛之理、煥二篇、而同春日、折旋之蹤、明五經、而類秋月、誠能拯蒼生之沈溺、繼皇風之絕廢、伏惟、聖朝德光萬寓、化高五岳、動植苞其亭育、翔走荷其陶鑄、烈風五日、曾不鳴條、崇雨一旬、徒無破塊、復乃南登裸壤、占青鸞以航海、北狄章身、蹈白雲以梯山、巍兮萬兮、其化如此、猶懼聘丘之教、未備汚隆、玄儒之旨、有虧雄雌、思欲分其條目、辨其精龜、竊以玄以獨善爲宗、無愛敬之心、棄父背君、儒以兼濟爲本、別尊卑之序、致身盡命、因茲而尋、鹽駿可斷。所謂「玄以獨善爲宗、無愛敬之心、棄父背君、儒以兼濟爲本、別尊卑之序、致身盡命」とは、廣成の

儒老に對する見解なり。下毛蟲麻呂の孔老異同の對策文にも「玄涉清虛、契歸於獨善、儒抱旋折、理責於兼濟」と立言の頗る相類する處あれば、當時の學者の輿論にして老子を斥けたる説明に充つべし。

吉備眞備に私教類聚の著あり。本文は亡びて備はらざるも、目錄は拾芥抄に存し、「示文籍事」「人道大意事」「可存忠孝事」「可存信忠事」「可慎飲食事」「可勤身行事」「不可奢侈事」「可勤文事」「可知弓射事」等の類凡そ三十八條あり。其の第三條に「第三仙道不用事」とあり。是れ、輕々に看過すべからざるものなり。仙道とは道教の事なるべし。道教は、東漢の中世以後に形づくり、南北朝に至りて頗る盛んに、唐に及びて道教家は其の祖師とせる老子と唐室と同姓なりとの説を作りて宣傳を圖りしより、唐の君臣上下をして一層信仰の念を深からしむ。眞備唐に在りて親しく目撃したる所なり。然るに、歸朝後不用となししは、深き理由のあるべし。抑、道教家は老子を祖とせるも、夫の釋迦の佛教に於ける、基利督の耶蘇教に於けるとは異なり、純然たる立教の祖にあらず、殊に其の教義も種々なる思想の混成にして全然老子の説と一致せるものにあらず。然れども老子の説に近き所あるは争ふべからず。されば、老子の學説が、我が國情に適せざると同時に、老子を祖とせる道教も教となすに足らずとなせるに因るならん。道教が獨立教として我が邦に傳はらざりしは、獨り佛教との關係のみに其の源因を措くべからざるなり。

四 讖緯を信ず

第四に説くべきものは、讖緯を信ずしことなり。讖緯とは、圖讖と緯書との兩種を稱せるものにして、主として吉凶禍福の應報を豫言するものを圖讖と云ひ、經典に附會して宇宙品彙の幽祕を説くものを緯書と云ふ。竝に天人感應説と陰陽五行説とが根本思想となり、符瑞説も自ら其の中に含有せられたり。此等の思想は、漢民族の固有にして、遠く詩書に見れ、諸子百家の文に出で、前漢に元鼎・神爵・甘露等の年號を稱せるは、符瑞に本づき、史記の天官書、漢書の天文志・五行志の如きも一面より之を觀れば、天人の感應を説明せるものなり。緯書は、哀平の間に起れりとの舊説あるも、恐らくは其の以前にあるべし。漢末以來讖緯説盛んに行はれ、光武帝は、疑事を定め、官吏を用ふるも讖文に因り、鄭玄の如きは緯書を以て六經を説くに至る。魏晉以來も愈甚しく、符瑞説も益々盛んに、宋書に符瑞志あり、南齊書に祥瑞志あり、魏書に靈徵書あり。是等は、皆、其の思想の盛なるを語れるものなり。

讖緯説は、夙く我が邦に傳來し、推古帝の冠位を制定したまひしは、五行思想に本づかせたまひ、甲子の憲法十七條の發布は讖緯の説に據りたまひたるものなり。近江奈良に於て、愈々彌滿したる情勢あり。令義解の職員令に

陰陽寮頭一人 掌天文曆數風雲氣色謂天文者、日月五星廿八宿也、曆數者、計日月之度數、而造曆授時也、氣色者、舉氣色、則有風雲可知也、有異密封奏聞事。

と見え、陰陽頭、博士等は、讖緯説に淺からざる關係を有せり。

淳仁帝の太宰府に詔して、綿襖及び冑を造らしめられしことあり。續日本紀に、其の事を叙して曰

天平寶字六年一月丁未、造東海南海西海等道節度使料綿襖冑續日本紀考證に曰く、襖謂衣有絮者、各二萬二百五十具於太宰府、其製一如唐國新樣、仍象五行之色、皆畫甲板之形、碧地者以朱、赤地者以黃、黃地者以朱、白地者以黑、黑地者以白、每四千五十具、成一行之色。

と。是は、明に五行思想に出でたることを表せるものなり。

符瑞の事に就きては養老令の儀制令に

凡祥瑞應見、若麟鳳龜龍之類、依圖書合大瑞者、隨即表奏、其表唯顯瑞物色目、及出處所、不得苟陳虛飾、徒事浮詞、上瑞以下、竝申所司、元日以聞。

と規定せられ、當時瑞式と稱せるものありて、祥瑞の大小を定め置かれたり。稱徳帝の詔に「仍勘瑞式、白鳥是爲中瑞、靈龜神馬並合大瑞」の文あり。而して、其の思想の盛なりしことは、年號に徴して知らるべし。

〔孝徳〕 大化 白雉〔天武〕 朱鳥

〔文武〕 大寶 慶雲〔元明〕 和銅

〔元正〕 靈龜 養老〔聖武〕 神龜 天平

〔孝謙〕 天平勝寶 天平寶字〔淳仁〕 天平寶字

〔稱徳〕 天平神護 神護景雲〔光仁〕 寶龜 天應

大化より天應に至るまで、年號凡そ十七なるが、大化、大寶等二、三の年號を除けば、盡く祥瑞より來れるものにあらざるはなし。祥瑞に關する詔勅も亦極めて多く、凡そ十六篇あり。其の目を擧ぐれば左の如し。

(一) 孝徳天皇 白雉下詔

(二) 天武天皇 祥瑞赦詔

(三) 元明天皇 黑狐大赦詔

(四) 元正天皇 瑞雲大赦天下詔

(五) 同 改元靈龜詔

(六) 元正天皇 改元養老詔

(七) 同 慶瑞賜物詔

- (八) 聖武天皇 神馬大赦詔
- (九) 同 神馬瑞賑給詔
- (一〇) 同 瑞龜敕
- (一一) 孝謙天皇 改元敕
- (一二) 同 天平寶字二年祥瑞敕
- (一三) 稱徳天皇 改元天平神護敕
- (一四) 同 白雉嘉瑞敕
- (一五) 同 嘉白鳥白龜神馬瑞敕
- (一六) 光仁天皇 改元大赦詔

此に詔敕の一例として、聖武帝の神馬大赦詔を奉掲せん。

朕君臨九州、字養萬姓、日仄忘膳、夜寐失席、粵得治部卿從四位上門部王等奏稱、甲斐國守外從五位下田邊史廣足等、所進神馬黑身白髮尾、謹檢符瑞圖曰、神馬者河之精也、援神契曰、德至山陵、則出神馬、實合大瑞者、斯則宗廟所餼、社稷所祝、朕以不德何堪獨受、天下共悅、理允恆典、宜大赦天下、賑給孝子順孫高年鰥寡孀獨不能自存者、其獲馬人進位三階、免甲斐國今年庸、及出馬郡庸調、其馬司史生以上并獲瑞人、賜物有差。

此の詔勅を拜讀すれば、如何に讖緯說の行はれしかを窺はるべし。詔敕に引かれたる緯書符瑞書類の文を書別に擧ぐれば左の如し。

〔孝經援神契〕

孝經援神契曰、天子孝則天龍降、地龜出。(元正帝慶瑞賜物詔)

援神契曰、德至山陵則出神馬。(聖武帝詔)

瑞圖○瑞上恐脫符字及援神契云、王者德澤洽、則神龜來、孝道行、則地龜出。(聖武帝瑞龜詔)

孝經援神契曰、德至鳥獸、則白鳥下。(稱徳帝嘉白鳥白龜神馬瑞敕)

孝經援神契曰、德協道行、政至山陵、則澤出神馬。(同上)

〔史記〕

史記曰、神龜○史記無神字者、天下之寶也、與物變化、四時變色、居而自匿、伏而不食、春蒼夏赤、○赤史記作黃

秋白冬黑。(稱徳帝嘉白鳥白龜神馬瑞敕)

〔熊氏瑞應圖〕

熊氏瑞應圖曰、王者不偏不黨、尊用耆老、不失故舊、德澤流洽、則靈龜出。(元正帝慶瑞賜物詔、稱徳帝嘉白鳥白龜神馬瑞敕)

〔顧野瑞符瑞圖〕

符瑞圖曰、神馬者、河之精也。(聖武帝詔)

符瑞圖曰、青馬白髮尾者、神馬也、聖人爲政、資服有制、則神馬出。(聖武帝神馬)

又曰、王者事百姓、德至丘陵、則澤出神馬。(上)

顧野王符瑞圖曰、白鳥者、大陽之精也。(稱德帝嘉白鳥)

顧野王符瑞圖曰、青馬白髮尾者、神馬也。(稱德帝嘉白鳥)

〔符瑞書〕

符瑞書曰、醴水者、美泉、可以養老、蓋水之精也。(元正帝改)

隋書經籍志の緯書の部に「孝經援神契七卷、宋均注」と見ゆ。其書傳はらず。清の馬國翰の玉函山房輯佚書に逸書を蒐輯せるが、孝經援神契卷二あり、詔勅に援かれたるものと同文のものを求むるに左の兩條あるのみ。

德至山陵、則山出木根車、○注澤出神馬、文選王元長三月三日曲水詩序注、藝文類聚卷九十三、陵出黑丹、○注

澤阜出蓬浦、○注德至鳥獸、則鳳皇來、鸞鳥舞、麒麟臻、白虎動、狐九尾、雉白首、○注白鳥下、

初學記卷三十、引德至鳥獸、則白鳥下矣、太平御覽卷九百三十引云、王者德至鳥獸、則白鳥下、

其餘の三條は見えず、史記は、龜策傳の文なり。隋書の經籍志には、籍瑞の書を載するもの少からず。雜傳の部に、陸瓊の嘉瑞記三卷、無名氏の祥瑞記三卷、許善心の祥瑞記十あり、五行の部に瑞應圖二卷、瑞圖讀二卷、其の注に「梁有孫柔之瑞應圖記、孫氏瑞應圖贊各三卷、亡」とあり、祥瑞圖十

一卷、侯寬の祥瑞圖八卷、祥異圖十一卷あり。舊唐書の雜家の部に、孫柔之の瑞應圖記二卷、熊理の瑞應圖讀二卷、祥瑞圖十卷、顧野王の符瑞圖十卷、王邵の皇隋靈威志十卷、許善心の皇隋瑞文十四卷あり、我が詔勅に引用せられたるは熊理の瑞應圖讀と顧野王の符瑞圖となり。獨り符瑞書は誰れの撰なるかを知るべからず、玉函山房輯佚書には孫柔之の瑞應圖を集めたるも、熊願二家の文に及ばず。蓋し彼に舊く絶えて、獨り我に存せるものならん。孰れも斷片に過ぎざるも、逸文を補ふに足るは、洵に珍重すべきものなり。故に特に此に附記す。

第三編 文 章

第一章 記紀及び風土記

一 記紀以前の史乘

推古朝以來、我が漢文は、一瀉千里の勢を以て進み、近江奈良朝に入りて、愈、同化渾成の域に達し、其の象徴として二大史を産出するに至る。一は、準漢文の代表となるべき古事記にして、一は、純漢文の權威たるべき日本書紀なり。此の二典は、洵に我が國史の嚆矢にして、國體の淵源も、國家の進開も、國民道德の發生も、悉く此に録存せられざるなし。記紀の二典をして、此の光輝ある史跡を無窮に垂れ、以て國民趨嚮の唯一の指導者たるを得しめたるは、實に漢字漢文の力なり。漢字漢文をして、第二の國字國文として、永遠に國民と絶つべからざる關係を結ばしめたるは二典の餘慶なり。吾人は國民の一人として、記紀の撰者に向つて謝恩の忱を表すると同時に、其の編纂の始末を明にせんと欲するものなり。

記紀以前に於ける國史地志の編纂、家乘世系の録次は、一再に止まらず、茲に先づ聊其の源に溯り

其の流に順ひて、來歴の一斑を敍せん。

第一は、履中の朝なり。書紀の履中紀に「四年^{〇一〇}八月、始之於諸國置國史、記言事、達四方志」とあり。是れ、地方史を記録せしめられたる始なり。平田篤胤は、此の文を引きて「此は風土記と言はざれども、諸國の言と事とを記すと有もて、其記せる誌の風土記の體なりけん事知べし」^(古史)と述べしは、誠に然らん。既に地方に國史の官を置かるれば、朝廷に夙く文筆の官ありて、史事を撰次せしことは言を俟たざるなり。

第二は、允恭の朝なり。古事記に「天皇^{〇九}允恭天下氏氏名名人等之氏姓忤過、而於味自櫛之言八十禍津日前、居玖訶盆而、^{玖訶盆}定賜天下之八十友緒氏姓也」とあり。^{書紀の允恭紀四年九月の條に新撰姓氏錄も此の事を載す、今略す。}の上表に「允恭御宇、萬姓紛紛、時下詔旨、盟神探湯、首實者全、冒虛者害、自茲厥後、氏姓自定、更無詐人、涇渭別流」と見ゆ。而して、古事記の序に「正姓撰氏、勅于遠飛鳥」とあるは、此の御宇の事を云へるなれば、允恭の朝に於て姓氏の虛實を正したまひ、其の明せる姓氏を書に録されたるものにして、我が邦に於ける氏族志の權輿ともなすべし。

抑、出自を明にして、祖先を崇ぶは、我が國體の最も重んずる所にして、國民道德の由りて生ずる所なり。故に記紀の二典は、一々本祖を注明し、例へば、古事記に「天兒屋命者^{中臣連}」又は「神八井耳命者^{意富臣・小千部連・坂合部連・火君・大分君・阿蘇君・筑紫三家連・後部臣・後部連・小長谷造・都部連・伊余國造・科野國造・道奥石城國造・常道仲國造・長狹國造・伊勢船木直・尾張丹羽臣・鳥田臣等之祖也、}」とある如く、書

紀に「所謂野見宿禰是土部連之始祖也」又は「田道間守是三宅連之始祖也」とある如し。國史として姓氏の出づる所を明にするは、重要紀事の一たるを以てなり。

第三は、推古の朝なり。書紀の推古紀の二十八年の條に「是歲皇太子○聖德太子島大臣○蘇我入鹿共議之、錄天皇記及國記臣連伴造國造百八十部并公民等本記」と見ゆ。天皇記以下の書は傳はらざるを以て、其の體製を知るに由なし。現存の舊事本紀を以て、之に當つるものあるも、後人の偽作にして學者の取らざる所なり。竊に按ずるに、天皇記は列聖の御勅止を録し、國記は諸國の事項を記し、臣連伴造國造百八十部并公民等本記は、各部族公民の姓系家乘を書せられしものならん。此の三記を合すれば、宛然たる一部の紀傳體の國史なり。

國記の事に就き、橘守部・那須繁仲等の説あるも首肯すべからず。書紀集解に、後魏書の高允傳の「詔允與司徒崔浩、述成國記」と北史の魏孝文帝記の「詔秘書丞李彪・著作佐郎崔光、改析國記、依紀傳體」と引き、國記の名の由りて出づる所となせるは動かすべからざる説なり。魏の國記は、一に國書とも國史とも云ひ、其の編修の事は、後魏書・北史の各傳に散見し、後魏書の高允傳に「世祖召允謂曰、國書皆崔浩作不、允對曰、太祖記前著作郎鄧淵所撰。○前書鄧淵傳に曰く「太祖詔淵撰國記、淵達十餘卷、惟次年月起居事而已」とあり、先帝記及今記臣與浩同作、然浩綜務處、多總裁而已、至於注疏、臣多於浩」とあり、天皇記の名目も亦此の太祖記等に似たるものあり、獨り國記の其の稱を同じくせるのみにあらざるなり。

聖德太子等の修めたまひし天皇記・國記の類は、蘇我氏の家に預り居れり。蝦夷の誅せられんとする時之を燒きしに因り、爲に再び姓氏の紛亂を來せり。姓氏錄の上表に「皇極握鏡國記皆燔、幼弱迷其根源、狡強倍其僞說」とあり、即本記等の灰燼となりしに因り、姓氏の根源に迷ひ、虛僞の系圖をなすに至りしなり。然れども、其の實悉く燒けたるにはあらず。船史惠尺が將に燒けんとする書を取り出したることは、書紀の皇極紀四年六月の條に見ゆ。曰く「蘇我蝦夷等臨誅、悉燒天皇記・國記珍寶、船史惠尺即疾取所燒國記、而奉中大兄」と惠尺が珍寶を置て、國史のみを取りしは、蕭何が圖籍文書のみを收めし功に比すべく、他日天智帝の庚午の戶籍を造らるるに當り、姓氏を定め記されしことを得たまひしは、惠尺が奉進せし燼餘の書が幾分の資料たりしならん。姓氏錄の上表に「天智天皇儲宮也、船史惠尺、奉進燼書、至庚午年、編造戶籍、人民氏骨、各得其宜」とあるは、萬多親王も惠尺の功績を認めたまひたるものなり。意ふに、此の燼餘の國記も再び壬申の亂に燒失せしならん。懷風藻の序に「時經亂離、悉從煨燼」と云へるは、獨り文藻のみの煨燼にあらざるべし。

第四は、天武の朝なり。天武帝は、天縱の英邁にあらせらるる上にも、史學に邃く、太安麻呂は「智海浩辨、潭探上古、心鏡焯煌、明視先代」と稱へ奉れり。帝嘗て詔して曰く、朕聞諸家之所資、帝紀及本辭、既達正實、多加虛僞、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝紀、討覈舊辭、削僞定實、欲流後葉。

と古事記の序に見ゆ。是れ、天武帝が確實なる國史の必要を提誨せられたるものなり。聖旨既に此の如し、是を以てか、天武の朝に、二種の修史事業を觀る。一は、川島皇子等の編修に係るもの、一は、稷田阿禮の誦習せしものなり。

川島皇子等の編修に係る事は、書紀の天武紀の十年の條に見え、曰く「三月丙戌、天皇御于大極殿、以詔川島皇子、忍壁皇子・廣瀬王・竹田王・桑田王・三野王・大錦下上毛野君三千・小錦中忌部連首・小錦下阿曇連稻敷・難波連大形・大山上中臣連大島・○樂解云、按下文及持統天皇紀作藤原、或葛原、或葛原、或葛原、大山下平群子首、令記定帝紀及上古諸事、大島・子首親執筆以錄焉」とあり、天武帝が特に大極殿に御して詔したまへるは、如何に修史の擧の尊重せられしかを窺ふべし。編修の任に當りし皇子諸王群僚は、孰れも文學優秀の人なるは疑ふべからず。懷風藻に川島皇子の「山齋」の一絶を載せ、其の小傳に「皇子者淡海帝之第二子也、志懷溫裕、局量弘雅」とあり、萬葉集に其の歌を收むれば、皇子の才藻に富ませたまひしを知るべし。忍壁皇子は、天武の第九子にして、歌を善くしたまひ、載せて萬葉集に在り。文武の朝には、律令の撰定に與りたまひき。執筆者たる中臣大島も能く詩を賦し「詠孤松」と「山齋」との二首懷風藻に載せ、而して官は大納言に至れり。此の餘の人の文蹟は詳ならず。

稗田阿禮の誦習せし事は、古事記の序に、上掲の天武帝の詔を敍したる次に「時有舍人、姓稗田、名阿禮、年は廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勅心、即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣」と見ゆ、即是なり。

天武帝、本と國史欽定の聖旨あり。阿禮の聰明にして、上世の舊事を識るに因り、特に帝皇の日繼先代の舊辭に對する宸裁の在る所を授け、阿禮をして誦讀反覆し、更に撰錄せしめんとしたるものにして、此の序の下文に所謂「阿禮所誦之勅語舊辭」とあるも亦是なり。然るに、天武帝の崩じ給ひしを以て、遂に撰錄するに至らざりしなり。

古來の學者中には、序文の誦習所誦の誦の字を諳誦の義に解し、恰も漢の伏生が尙書の全文を諳記口授したるとの如く看んとするものあり。伏生の諳誦説は、僞孔傳の序及び後漢の衛宏の説に出で、學者の取らざる所なり。阿禮諳誦説も信すべからず、且つ誦の字に諳誦の一義あるを知りて、他に誦讀、誦説、諷誦等の義に使用せられしことあるを知らざるなり。蓋し、讀むに音節を以てするは、誦の本義にして、時には文に背くこともあり、時には文に對することもあり、必ずしも定まれるにあらず。周禮の春官宗伯の大司樂に「以樂語教國子典道諷誦言語」とあり、其の鄭玄の註に「倍文曰諷、以聲節之曰誦」とあるは、互文にして、文に背て意節なきを諷と云ひ、文に對して音節あるを誦と云ひし意なり。賈公彦の疏に諷誦の説あれども文理上從ふべからず、故に徐氏も「臨文爲誦、誦從也、以口從其文也」と徐氏の説は康熈字云へり。誦習の語は、史記の儒林傳に出づ。其の文に「兒寬時時間行備賃、以給衣食、行常帶經、止息則誦習之」とあり。既に帶經とあれば、誦習は背誦するにあらずして、誦讀習熟したるもの

なり。安萬侶の用ひし誦習の語は、恐らくは、史記に本づきしものならん。周禮の司徒教官の屬に誦習あり、其の鄭玄の註にも誦習の語あり、果して然らんには、安萬侶の意も誦習の義にあらざるべし。平田篤胤も本居宣長の説を駁して「師説に、令誦習とは、舊記の本をはなれて、關に誦うかべて、其語をしばしば口なれしむるを云なりと解れしは、委しからず」と云へるは、我が意を得たるものなり。

川島皇子等の編修せられたる帝紀は、完成したりしや否は知るべからざるも、天武帝の聖旨に出でたる二種の史は、一は日本書紀の原書となり、一は古事記の底本となりしは豈に特筆すべきことにあらずや。

第五は、持統の朝なり。書紀の持統紀の五年の條に「八月辛亥、詔十八氏、大三輪・雀部・石上・藤原・石川・巨勢・關部・春日・上毛野・大伴・阿倍・佐伯・采女・藤原・向島・平郡・羽田、上進其祖等纂記」纂集解に基に作り曰く、「檢釋纂作案、蓋纂誤从神、若誤纂下爲纂」と、日本書紀通釋は纂に作り、曰く一本に纂を纂に誤る、今釋紀京極本等に據る」と、とある是なり。集解に纂記の出處を注して、馬祖常の詩に「史官詳纂記、儲以掩璽柏」を引けり。通釋に「纂記は所謂諸家の本系帳氏文の類なり」と云へり。蓋し、十八家の祖先等が纂録したる舊記家乗の類なるべし。

以上は、書紀及び表序の文に見えたる公命の撰次及び採蒐に係るものなり。其の記述の文體に至りては、執れも純漢文にあらざれば、準漢文なりしことは多言を要せざることなり。此等の以外に於て、諸家の私記に成れるもの少からざりしならん。書紀に多く「一書」「或本」を引き、神代の卷の如きは、

同一條項の下に十種の異本を引ききたるを見れば、如何に種々の私記のありしかを判すべし。是れ天武帝の「諸家之所資帝紀及本辭、既違正實、多加虛偽」の嘆を發せられし所以なり。

二 古事記の撰録と其の上表

古事記の撰者太安萬侶は、神八井耳の後なり。慶雲の初、從五位下に叙せられ、後正五位に進み、勳五等を授けらる。和銅四年に詔を奉じて古事記を撰び、上は神代に起り、下は推古天皇に訖り、凡そ三卷に分ち、開關より鶴薺草不合尊までを上卷とし、神武天皇より應神天皇までを中卷とし、仁徳天皇より推古天皇までを下卷となしたり。

初め、天武帝は、諸家藏する所の帝紀本辭の虚偽を傳へて、終に其の眞を失はんことを患ひたまひ、稗田阿禮に詔して帝紀を修めんとし、宸裁の在る所を授けたまひしが、天武帝の崩じたまひしに因り、撰録の事果さず。元明帝は、天武の遺志を紹ぎたまひ、安萬侶に詔して、阿禮に就き、勅語の舊辭を採摭して撰録せしめらる。安萬侶は和銅四年九月十八日詔を受け、五年正月廿八日を以て進獻せり。歴々四ヶ月にして撰次の業を終へたるは、其の迅速實に驚くべきものなり。要するに古事記は、天武の聖旨に創まり、元明の紹述に本づき、阿禮の強識と安萬侶の史才とに由りて完成の功を告げたるものなるべし。

安萬侶の作りし古事記の序は、獨り撰次の由來、書法の方針を知ることを得るのみならず、安萬侶の文章の上に一大技倆を有せることを證せるものなるを以て、左に全文を録す。

臣安萬侶言、夫混元既凝、氣象未效、無名無爲、誰知其形、然乾坤初分、參神作造化之首、陰陽斯開、二靈爲群品之祖、所以出入幽顯、日月彰於洗目、浮沈海水、神祇呈於濊身、故太素杳冥、因本教而識孕土產島之時、元始綿邈、賴先聖而察生神之立人之世、寔知懸鏡吐珠、而百王相續、喫劔切蛇、以萬神蕃息歟、議安河而平天下、論小濱而清國土、是以番仁岐命、初降于高千嶺、神倭天皇、經歷于秋津島、化熊出爪、○古事記傳曰、瓜當作山或穴、焯煌明觀先代、於是天皇詔之、朕聞諸家之所寶、帝紀及本辭、既違正實、多加虛僞、當今之時、不改其失、未經幾年、其旨欲滅、斯乃邦家之經緯、王化之鴻基焉、故惟撰錄帝紀、討羸舊辭、創僞定實、欲流後葉、時有舍人、姓稗田、名阿禮、年是廿八、爲人聰明、度目誦口、拂耳勒心、即勅語阿禮、令誦習帝皇日繼、及先代舊辭、然運移世異、未行其事矣、伏惟皇帝陛下、得一光宅、通三亭育、御紫宸而德被馬蹄之所極、坐玄扈而化照船頭之所逮、日浮重暉、雲散非煙、連柯并穗之瑞、史不絕書、列烽重譯之貢、府無空月、可謂名高文命、德冠天乙矣、於焉惜舊辭之誤作、正先紀之謬錯、以和銅四年九月十八日、詔臣安侶、撰錄稗田阿禮所誦之勅語舊辭、以獻上者、謹隨詔旨、子細探撫、然上古之時、言意並朴、敷文構句、於字卽難、已因訓述者、天劔獲於高倉、生尾遮徑、大鳥導於吉野、列儻攘賊、聞歌伏仇、卽覺夢

而敬神祇、所以稱賢后、望煙而撫黎元、於今傳聖帝、定境開邦、制于近淡海、正姓撰氏、勸于遠飛鳥、雖步趨各異、文質不同、莫不稽古以繩風猷於既頽、照今以補典教於欲絕、暨飛鳥清原大宮、御大八洲天皇○天武帝御世、潛龍體元、洊雷應期、聞夢歌而想纂業、投夜水而知承基、然天時未臻、蟬蛻於南山、人事共洽、虎步於東國、皇輿忽駕、凌渡山川、六師雷震、三軍電逝、杖予舉威、猛士烟起、絳旗耀兵、凶徒瓦解、氣沴自清、乃放牛息馬、愷悌歸於華夏、卷旌踐戈、僊詠停於都邑、歲次大梁、月踵夾鐘、清原大宮、昇即天位、道軼軒后、德跨周王、握乾符而總六合、得天統而包八荒、乘二氣之正、齊五行之序、設神理以獎俗、敷英風以弘國、重加智海浩瀚、潭探上古、心鏡詞不汲逮心、全以晉連者、事趣更長、是以今或一句之中、交用晉訓、或一事之內、全以訓錄、卽辭理叵見、以注明意、況易解更非注、○古事記傳曰、易上更下各二字恐脫、亦於姓日下、謂玖沙詞、於名帶字、謂多羅斯、如此之類、隨本不改、大抵所記者、自天地開闢始、以訖于小治田御世、○推古帝故天御中主神以下、日子波限建鵜草葺不合尊以前爲上卷、神倭伊波禮毘古天皇○神武帝以下品陀○應神帝御世以前爲中卷、大雀皇帝○仁德帝以下小治田大宮○推古帝以前爲下卷、并錄三卷、謹以獻上、臣安萬侶誠惶誠恐、頓首頓首。

和銅五年正月二十八日、正五位勳五等太朝臣安萬侶、謹上。

此の文を序と云ふも、其の體は表なり、卽古事記を上れる表なり。蓋し、宋の裴松之の上三國志注

表、唐の長孫無忌が上五經正義に倣ひたるものなるべし。安萬侶は、能く我が故事を鑿筆し、字句を漢繪して、巧に絢爛の文を爲せり。之を松之・無忌の文に比するに、曩に其の上に出づ。先儒齊藤拙堂も「太安萬侶序、徵古典雅、文辭爛然、不可以排偶之文貶之」と評せり。安萬侶の學殖文思の人に過ぐるにあらざれば、如何ぞ此の一大美文を得んや。此の一篇を觀るも、奈良朝に於ける漢文學の非常に進歩したりしを徵すべし。

古事記撰次の由來は、序文之を詳にし、且つ上文にも既に叙する所あり。其の書法に至りては、第四の「二典の書法及び其の比較」の條に譲り、此に古事記の名を得たる所以と、史實の名稱とに就いて一言せんとす。序文に、連に、帝紀舊辭の語を用ひたり。更に、日本書紀に散見せるものと排列對照するあれば、其の用語の意義も自ら明白に、古事記の名も自ら領會せられん。試に左表を觀よ。

日本書記

- (一) 帝王本紀(欽明紀注)
- 國記
- (二) 天皇紀及 臣連伴國造百八十部并公長等本紀(推古紀)
- (三) 記定帝紀及 上古諸事(天武紀)

古事記序

- (四) 諸家之所委 帝紀及 本辭既達正實 多加虛偽
- (五) 撰錄 帝紀討聚 舊辭
- (六) 而習 帝皇日繼及 先代舊辭
- (七) 先紀之謬錯借 舊辭之誤作
- (八) 勅語舊辭

(七)の先紀は、帝紀なるべし。(四)の本辭の本は、舊の義なり。周禮大司徒の「以本俗六安萬民」の鄭注に「本猶舊也」とあり。現に、序文中の「隨本不改」の本も舊なり。故に本辭は、即ち舊辭なり。(二)の本記は、所謂由緒書とも解せらるべく、舊紀とも看らるべし。言語の上より之を言へば、辭と云ひ、行爲の上より之を言へば、事と云ひ、記録の上より之を言へば、紀と云ひ、記と云ふ。本記、本記、諸事、舊辭の共に、史實を意味したる名稱なることは一なり。但し、此の表の如く、上下に相對し來れば、立言の形式に於て帝紀が皇祖皇宗を始め歴聖の御事蹟に係り、國記、本記、諸事、舊辭は國家臣民の記録物語、由緒書となさざるべからず。然れども、單獨に之を看るときは、古事舊辭は廣く上下を通じ、(八)の舊辭は是にして、古事記の書名も亦此に外ならざるべし。又、漢書の司馬遷傳贊に「世本錄黃帝以來至春秋時、帝王公卿大夫祖世所出」と見え、唐の司馬貞の史記索隱に、劉向の語を引きて曰く「按劉向云、世本古史官明於古事者之所記也、錄黃帝以來帝王諸臣及卿大夫系諡名

號、凡十五篇」とあり。蓋し、安萬侶の古事記と名けしは(三)の上古の諸事との意に出でたるものにして、必ずしも劉向の言に據りたるものにあらざるべし。然るに、偶然にも其の出典の如き觀あるは、豈に奇ならずや。

三 書紀の編修

日本書紀は、舍人親王及び太安萬侶等の勅を奉じて撰びし所なり。親王は、天武の皇子にして、文武の朝に親王となり、二品に叙せられ、元正帝の養老二年に一品を授けらる。尋で、皇太子聖武輔導の任を託られ、其の時の詔に「親王百世松桂、本支協於昭穆、萬雉城石、維盤重乎國家、宜吐納清直、能輔洪胤、扶植仁義以翼幼齡」の語あれば、如何に重きを國家に負ひたまひしかを觀るべし。四年に知太政官事たり。聖武帝位に即くに及び愈、寵賞を加へられ、天平七年に薨せられたり。淳仁帝即位の後に、崇道盡敬皇帝の尊號を贈りたまひき。親王の作りたまひし詩文は見ざるも、歌は萬葉集に載すれば、容藻一斑を窺ふべし。

書紀編修の業は、何年に起れるを詳にせず。其の完成奏上は、養老四年五月癸酉二十一日に在り。續日本紀に其の事を叙して、

先是一品舍人親王奉勅修日本紀、至是功成、奏上紀三十卷、系圖一卷。

とあり。安萬侶の編修の任に預りしことは、弘仁私記の序に見ゆ。曰く、

夫日本書紀者、一品舍人親王、淨御原天皇第五皇子也、從四位下勳五等太朝臣安麻呂等王子神八井耳命之後也、奉勅所撰也

(續日本紀)

清足姬天皇負屨之時、略親王及安麻呂等更撰此日本書紀三十卷并帝王系圖一卷、今見在國書寮及民間也、養

老四年五月二十一日、略功夫甫就、獻於有司。今國書寮是

とあり。三統理平の延喜六年日本紀竟宴和歌序も、橘直幹の天慶六年日本紀竟宴和歌序も、皆私記の序に従ひて、親王及び安萬侶の撰となせり。故に、古史微に「御紀には此人の名○安萬侶を指すを漏せるにて實は舍人親王は總裁と坐まし、安麻呂朝臣は其の祐となりて修られけむ、故に御紀には親王の御名をのみ標されしならむ」と云ひしは誠に然らん。然るに、谷川十清は、弘仁私記の序を否定して曰く、「弘仁私記序・口訣纂疏等言、親王及太朝臣安麻呂所撰也、然文法脈絡、與古事記絕異矣、惟當以正史爲斷耳」と論せり。是れ古事記の文體の純漢文にあらざるを以て、此の言を爲せるのみ。何ぞ知らん、安萬侶は、當時の一大手筆にして、古事記序の如き名文あるを。余は寧ろ安萬侶にして、始めて書紀の文を修むべしと信せり。勿論、安萬侶以外にも筆削の任に當りしものありしならん。然れども、其の首席を占むるものは、安萬侶を除きて誰れかある。弘仁私記の序は、其の眞を傳ふるものなり。

書紀の紀する所は、上は神代に起り、下は持統帝に訖る。凡そ三十卷、神代を二卷に分ち、第一卷

を神代上として、天神七代の事を載せ、第二卷を神代下として、地神五代の事を述べ、第三卷の神武天皇を始めとして、第三十卷の持統天皇の十一年八月位を皇太子に禪る條に終れり。其の文體は編年にして、苟悦の漢紀に倣はれ、日本紀の名の由て出でし所なり。

國史に日本の名を冠するものは、我が天智帝の御宇歸化したる高麗の學僧道顯の著はしたる日本世記書紀齊明紀の六年の條に引け、を始見とす。然れども、是れ外人の著なれば言ふに足らず。我が邦に在りては、日本紀を以て第一となすべし。伴信友の日本紀考證に日本書紀の原名は日本紀にして、書の字を加へたるは、弘仁私記の序に出で、其の本名にあらざることを辯證せり。平田篤胤も其の説を贊し、別に援證せる所あり。然るに、書紀集解の著者河村秀根が、書紀を本名とし、續日本紀に日本紀とあるは、書の字を誤脱し、日本の二字を挿入せるものとなせるは武斷を免れざるものなり。

天武帝の時に、川島皇子は勅を奉じて帝紀を撰びたまひしことは、既に前に述べしが、元明帝の和銅七年三月に従六位上紀朝臣清人・三宅臣藤麻呂に詔して、國史を撰ばしめられしこと續日本紀に見ゆ。帝紀と國史との内容は知るべからざるを以て、私議を挟むべからざるも、二書の未だ完備せざる所ありしを以て、更に親王及び安萬侶等に勅して編修せしめられしものならん。書紀編修の際には、或は直に其の原文を取りたるもあるべく、或は剪裁の功を施したるものもありしならん。二書が、書紀の根本史料となりしは、疑ふべからざるなり。然るに、天武の帝紀と和銅の國史とに對しては、二

家の異説あり。一は、河村秀根の集解の總論に辯じたるもの、一は、平田篤胤の古史徵開題記に論じたるものなり。

河村氏の説にては、天武の朝に成れる帝紀も、和銅七年の國史も、皆書紀の編修にして、書紀の神代上紀より天武天皇の元年に至るまでは、大島・子首等の筆削せし所、天武天皇二年より持統紀に至るまでは、舍人親王執行・清人・藤麻呂の筆削する所なりと云ふ。按ずるに、和銅七年(一三七)と書紀完成の養老四年(一三八)と相距ること僅に七年なれば、或は河村氏の説の如く、繼續的修史事業とも見られざるにあらざるも、何等の證據あるなし。帝紀を書紀となせるも亦臆説に過ぎず。稍、憑證の價あるものは、

天武十三年、作八色之姓、譬如中臣連改爲朝臣、大伴連改爲宿禰、而神代上紀曰中臣連遠祖。○天
條云、中臣連遠祖 又下紀曰大伴連遠祖、○書紀所引一書云、大伴 此等之類不逸枚舉、凡謂遠祖證今之氏姓
天兒屋命是也、 連遠祖天忍日命是也、

也、親王之時、何不舉今姓、而猶依舊姓、是書紀成于天武天皇十年、其證二。
 の一條とす。然れども、後の修史家が、前史の舊文に依ることは、其の例極めて多し。此の「連」の稱の如きも、書紀の筆削者が帝紀の舊文に従ひたるものなるも知るべからず。現に、古事記の如きも亦「天兒屋命者中臣連」等之類「天忍日命此者大伴連等之類」と叙せば、當時一般に舊稱を用ひたるものなれば、此を以て天武に成れる證となすべからず。河村氏の説は、到底成立すべきものにあらざるなり。

平田氏の説にては、釋日本紀に引ける假名日本紀は、即和銅七年編纂せし國史にして、書紀に先ちて成り、書紀は、其の假名文を漢文に譯したるものなりと云ふ。此は、釋日本紀の假名日本紀に對する第二の説に本づき、更に水鏡に見ゆる日本紀と、扶桑略記に書せる和銅七年上奏の日本とあるに據りて、此の説をなしたるものにして、河村氏の説に比すれば、頗る根據ある如きも、猶附會の嫌を免れざるなり。蓋し、帝王世紀は、撰集の人屢遷易を經、後人の傳寫訛舛多く、前後次を失ひ、兄弟參差なりし事は、書紀の撰者が欽明紀の二年の條に注せる所なり。水鏡編者時代にも、書紀以外の傳訛せる帝王世紀の如きもの存したるに因り、之を指して日本紀と稱したるにあらざるか、伴信友の説に「古書ともに續日本紀より以下の國史ともを、すべて日本紀と云ふこと例あり」といふ。或は、日本紀の稱は、國史の一名として使用せられしに因り、帝王世紀の類を日本紀と稱せしならん。又、扶桑略記に、和銅七年上奏日本紀とあるは、皇代曆の和銅奏聞の文に本づきたるものならん。和銅奏聞とあるは、果して日本紀の事なるか、扶桑略記の著者は、七年の國史と速了して日本紀と書したるにあらざるか。縱令水鏡・扶桑略記の日本紀は、和銅七年の國史とするも、假名文體なりとの證左は何處にかある。假名日本紀を國史に結びつけんとするは、牽強を免れず。余は、容易に平田氏の説に服する能はず。伊勢貞丈も「假名本は今の日本書紀の前に在るとは信じがたし」と云へり。釋日本紀に左の問答あり。

又問、假名日本紀何人所作哉、又與此書○日本書紀先後如何。

答、師説、元慶説云、爲讀此書、私所注出也、作者未詳。

余は、元慶の説を以て、鐵案となさんとするものなり。

四 二典の書法と其の比較

記紀の文章を觀んとするものは、先づ其の書法を知らざるべからず。古事記に就いて之を言はんか、漢文を以て直に我が國語を寫すは、至易の事にあらず。安萬侶が撰錄の際に當り、措辭の間に深甚なる苦心を爲ししことは、想像するに難からず。安萬侶は、序文に於て叙述の得失と撰錄の凡例とを擧げて曰く、

上古之時、言意竝朴、敷文構句、於字即難、已因訓述者、詞不逮心、全以音連者、事趣更長、是以今或一句之中、交用音訓、或一事之内、全以訓錄、即辭理叵見、以注明意、況易解更非注、亦於姓日下、謂玖沙訶、於名帶字、謂多羅斯、如此之類、隨本不改。

と。一部の古事記の書法は、實に此に盡せり。本居宣長は、古事記の用字措語に對する詳密の説明を與へて左の如く云へり。

大體は漢文のさまなれども、又ひたぶるの漢文にもあらず、種々のかきざま有て、或は假字書の

處も多し、久羅下那洲・多陀用幣流などもあるが如し、又宣命書の如くなるところもあり、在祁理
 また吐散登許曾などの如し、又漢文ながら、古語格ともはら同じきこともあり、立天浮橋而指下其
 沼矛、立字又指下二字を上に置るは漢文なり、されど尋常のごとく字のまゝに讀て、古語に違けことなし。などの如し、又漢文に引れて、古語のさまにたが
 へる處もをり／＼は無きにあらず、名其子云木俣神とあるたぐひ、古語にかゝば其子名云木俣神
 とか其子名木俣神とか有べし、此謂之神語也とある、之字の添たるは、古語にたがへり、更往廻
 其天之御柱如先、これらも如先てふ言の置所、此方の話とたがへり、更其天之御柱如先往廻とい
 ふぞ、此方の語つゞけなる、此類心をつくべきことなり、よくせずば漢文に惑ひぬべし、又懷妊、
 臨産、或は不得成婚、或は足示後世、或は不得忍其兄などの類は、ひたぶるの漢文にして、さら
 に古語にかなはず、但からさまの文といへども、ことさらに好みてにはあらざるめれど、當時物
 書には、なべて漢文のみになれぬるから、とりはづしては、おのづからかゝることも雜れるなる
 べし、古假字文の例なくして、漢文にのみ物をかきなれたるゆゑなり、假文字かくこと始まりて後の、物語文などには、かへりてかくの如き詞つきはなきをもてしるべし。又庶兄、嫡妻、人民、國家
 などのたぐひの文字も、此方の言には疎けれど、これらは殊に世に用ひなれたるまゝなるべし、
 山海晝夜などの類も、此方には海山晝夜といへども、これは書なれたるまゝなり、さて又古言を
 記すに、四種の書ざまあり、一には假字書、こは其言をいさゝかも違へざる物なれば、あるが中
 にも正しきなり、二には正字、こは阿米を天、都知を地と書く類にて、字の義言の意に相當て正

しきなり、但し天は阿羅とも會良とも訓べく、地は久爾とも、登許呂とも訓べきが故に、言の定まらざる 其中に股に俣
 と書、こは漢國籍になき文字なり 橋に椅字を用ひ、こは橋の義なき文字なり 蜈蚣を吳公と作る、其由どもは、各其處々にいふべし、三には借字、

こは字の義を取らず、たゞ其訓を異意に借て、書を云、序に因訓述者、詞不逮心とある是なり、
 神名、人名、地名などに殊におほし、其餘のただの言にもまれには用ひたり、平城のころまでは、
 凡て此借字に書る常の事にて、云もてゆけば、假字と同じことなるを後世になりては、たゞ文字
 にのみ心をつくる故に、これをいふかしまむれれど、古は言を主として、字にはさしも拘らざりし
 かば、いかさまにも借てかけるなり、四には右の三種の内を此彼交へて書るものあり、さて上件
 の四くさの外に、又所由ありて書ならへる一種あり、日下、春日、飛鳥、大神、長谷、他田、三
 枝のたぐひ是なり。

右に掲げたる平田氏の説く所の大要は、古事記の書法は假名を用ひ、時には宣命體に従ひ、又は漢文
 の語法に由り、或は漢字の熟語を取り、將た古言の記述に五種類ありしことを述べしなり。古事記の
 文は、平田氏の「ひたぶるの漢文にもあらず」と説きし如く、純然たる漢文にあらざるなり。然れど
 も、全體の結構は、何處までも漢文の形式なり。漢文の形式に國語の叙述法を交へて、古史の實相を
 傳へんとしたるものなり。故に、訓讀すべき字と假名として用ひたる字とに對しては、一々之が注を
 施せり。例へば開卷第一の「天地初發之時、於高天原云云、訓高下天云阿、麻、下教此」とあり、「國稚如浮脂、而久

羅下那須多陀用幣琉之時、琉字以上
十字以音とある如し。是れ、以て其の形式の漢文本位なるを證するものなり。

由來、漢字を以て國語を寫すには、漢字本來の意義を表せる義字と、單に字音、字訓を假りたる音字と、又は隱語、異名等の類を以て表せるものとの三種あり。此の三種の事は詳に「漢文學と萬葉集」の條に辨ぜり、故に此は略して言はず。平田氏の「四種の書ざまあり」といひしは、此の三種の中に包括すべし。一の假字書とは、音字として字音を假りたるものなり。二の正字とは、義字として本義に因りて用ひたるものなり。三の借字とは、音字として字訓を假りたるものなり。四は以上の三類を併用したるに過ぎず。附言の所由ありて書けりとなすは、異名類の一種となすべし。此の如く三種の漢字の用法を以て、漢文の形式に従ひ、時に國語の叙述法を混用するは、準漢文の文體たる所以なり。此の文體は、必ずしも古事記に訪まれるにあらず。推古朝の金文繪帳に其の例を開き、久しく純漢文と並び行はる。古事記の撰者は、其の體に沿りて、此の一大著をなししものなり。

釋日本紀に「古事記者只以立意爲宗、不勞文句之體」と云へるが、古事記の撰者は、本より事實の正確を宗としたるは論なし。文句の體を勞せずとなすは、古事記の文章に考へず、撰者の心匠を顧みざるものなり。其の撰録の苦心は、既に序文にも見え、本文中にも歴々として其跡を顯せり。其の辭を修むる「山川悉動、國土皆震」との對偶を用ひ、或は「其泣狀者、青山如枯山泣枯、河海者悉泣乾、

是以惡神之音、如狹繩皆滿、萬物之妖悉發」との形容に至りては、潤飾せる宣命の文に類せり。獨り平田氏の援證せる、在祁理、吐散登許曾の語のみにあらざるなり。夫の素戔鳴尊が八岐蛇を斬りたまひし條中、足名椎・手名椎の神に命じたまへる事を書して、

汝等釀八鹽折之酒、且作廻垣、於其垣作八門、每門詰八佐受岐、此三字以音、佐受岐假廢也、置酒船而、每船盛其八鹽折酒而待。

とあり。書紀には、

乃使脚摩乳手摩乳、釀八醞酒、并作假廢假廢此云八間、各置一口槽而盛酒、以待之。

と叙せり。書紀の文は、尋常の叙法なるが、古事記の文は、修辭家の所謂承遞法を用ひて、情文の曲折を盡せるものにあらずや。

純漢文の立脚地より批判せば、其の語法、句格に議すべきものなきにあらざるも、準漢文としては、自ら一種の簡樸古雅の趣致を備ふるものあり。火闌降命・彥火火出見尊の御兄弟が、釣鉤と弓箭とを交換して、山海の利を獲んとしたまひし條の如き、億計・弘計の二皇子が、播磨に潛匿したまひ、遂に國司の山邊小楯の知る所となりし條本條は下の條に掲ぐの如き、神采奕々として、當時の情景紙上に活躍するあり。叙事の妙は毫も書紀に譲らず、古事記に文なしと曰ふものは、皮相の見たるを免れざるなり。

日本書紀は、舊史に憑籍し、諸家を蒼葢して成れる一大史筆なり。其の撰者は、親王及び安萬侶等

の諸學者の預れるものにして、一人の筆削にあらざれば、文章も前後に因りて多少の異同なき能はざる所ならん。材料の選録に於ては、力めて公平を主とし、妄に取捨せず、欽明紀の二年の條に、凡例を注して、

帝王本紀、多有古字、撰集之人、屢經遷易、後人習讀、以意刊改、傳寫既多、遂致舛雜、前後失次、兄弟參差、今則考覈古今、歸其真正、一往難識者、且依一撰、而注詳其異、他皆效此。

とあり、此の主旨に據り、書に一書、或本、舊本を引けるもの頗る多く、神代紀には同一事項に對し、十二種の一書を收むるに至る。其の諸説を存して、讀者の判斷に委せたるは、撰者の態度の慎重にして、史學の正法を得たるものと謂はざるべからざるなり。

注中に百濟等の史乘を引けるは、後人の摺入なりとの説は、書紀集解に之を言ひ、鬘華山蔭にも亦曰く「神代紀には、書名を顯して引たる文はなきを、神功紀より以下は、引書の名を出したる處あり。其の引書には日本舊記・伊吉連博德書、譜第・百濟記・百濟本記・百濟新撰・高麗沙門道顯日本世記など見えたるこれなり。すべて、書名を顯はして注さるる例にあらざれば、此も後人の加筆なること決しと辯せり。余の私見を以てすれば百濟記等の書は、撰者の採用して異聞を存せしものなり。蓋し、日本の記録は煩を省きて其の書名を略したるも、外國の史乘に於ては、其の書名を掲ぐる例たりしならん。故に百濟記等の書は、採用する毎に一一其の名を明にせり。道顯の日本世記は、高麗歸

化僧の著なるを以て、邦人の記録と分ちしものならん。日本舊記を引ける處は、百濟の事に係れば、日本舊記も或は外人の史乘中の語ならんも知るべからず。齊明紀の七年の條の注に

日本世記云、十一月福信所獲唐人續守言等、至于筑紫、或本云、辛酉年、百濟佐平福信所獻唐俘一百六口、居于近江國壱田、庚申年既云福信獻唐俘、故今存注其決焉。

存注の二字を見れば、世記の文を援けるは書記の撰者なるを斷じ、併せて百濟記以下の採用も後人の摺入にあらざるを證すべし。伊吉博德書と難波吉士男人書とは、入唐の日記に係るを以て、其の作者の名を没するを惜み、特に其の名を掲げしならん。且つ書記の撰者は、前後其の人を異にせるを以て、引用書を書するも亦一例ならず。神代紀には、一書、一曰とあり、然るに、雄略紀以後には、舊本、一本、別本、或本などと書し、一書、一曰と記せるものなし。僅に欽明紀の注に一書と、推古記の注に一云とある兩處のみ。是等は、前後撰者を異にせるの明證となすべし。撰者既に異なれば、多少の異例なきを得ざるべし。譜第の書の如きは、撰者偶、其の名を擧げ、改訂に及ばざりしものならん。余の此に喋々するものは、他なし、撰者が廣く内外の史料を搜れる功勞を没却せんことを懼るればなり。敢て先儒に抗するものにあらざるなり。

書紀の文字は、悉く來歴あり。其の出典は、書紀集解の詳に注せるを以て、此に論證する要なし。余は、此等の典據ある文字を以て、大文章を作れる手腕を見んと欲するものなり。叙事の文の如きは、

極めて巧妙なるものあり。試に、顯宗紀の一節を録して、其の一斑を示さん。

穴穗天皇○安康三年十月、天皇○顯宗父市邊押盤皇子、及帳内佐伯部仲子、於蚊屋野、爲大泊瀬

天皇○雄略見殺、因埋同穴、於是天皇與億計王、聞父見射、恐懼皆逃亡自匿、帳内日下部連使主

與其子吾田彦、竊奉天皇與億計王、避難於丹波國余社郡、使主遂改名字、曰田疾來、尙恐見誅、

從茲遁入播磨國縮見山石室、而自經死、天皇尙不識使主所之、勸兄億計王、向播磨國赤石郡、俱

改字曰丹波小子、就任於縮見屯倉首、吾田彦至此不離、固執臣禮、白髮天皇○清寧二年冬十一月

播磨國司山部連先祖伊與來目部小楯、於赤石郡、親辨新嘗供物、適會縮見屯倉首縱賞新室、以夜

繼晝、再乃天皇謂兄億計曰、避亂於斯、年踰數紀、顯名著貴、方屬今宵、億計王憫然歎曰、其自

導揚見害、孰與全身免厄也歟、天皇曰、吾是去來穗別天皇之孫、而困事於人、飼牧牛馬、豈若顯

名被害也歟、遂與億計王、相抱涕泣、不能自禁、億計王曰、然則非弟誰能激揚大節、可以顯著、

天皇固辭曰、僕不才、豈敢宣揚德業、億計王曰、弟英才賢德、爰無以過、如此相讓再三、而果使

天皇自許稱述、俱就室外、居乎下風、屯倉首命居竈傍、左右秉燭、夜深酒酣、次第備訖、屯倉首

謂小楯曰、僕見此秉燭者、貴人而賤己、先人而後己、恭敬擗節、退讓以明禮、可謂君子、於是小

楯無絃、命秉燭者曰、起儻、於是兄弟相讓、久而不起、小楯噴之曰、何爲太遲、速起儻之、億計

王記儻、既了、天皇次起、自整衣帶、爲室壽曰、築立稚室葛根、築立柱檜者、此家長御心之鎮也、

取舉棟梁者、此家長御心之林也、取置椽檼者、此家長御心之齊也、取置簷椽簷椽此云者、此家長御

心之平也、取結繩葛者、此家長御壽之堅也、取葺草葉者、此家長御富之餘也、出雲者新墾之十握

稻之穗、於淺甕釀酒美飲喫哉、美飲喫哉、此云于甕釀、徐鳥野羅前屋柯俊也、吾子等、脚日本此傍山牡鹿之角、牡鹿此云左、舉而

吾儔者、旨酒餌香市不以直買、手掌慆亮、手掌慆亮、此云陀那、則舉耶羅羅爾、拍上賜、吾常世等、壽畢乃赴節歌曰、

伊儺武斯廬、加簸沂比野儺擬、寐返愈凱歷、儺弭企於已陀智、曾能泥播字世儒、小楯謂之曰、可

恰、願復聞之、天皇遂作殊儺、誥之曰、倭者彼彼茅原淺茅原弟日僕是也、小楯由是深奇異焉、更

使唱之、天皇誥之曰、石上振之神相相此云、伐本截末、伐本截末、此云讓登岐、須彌、須彌於茲波羅比、於市邊宮治天下、天萬國

萬押磐尊御裔僕是也、小楯大驚雜席、悵然再拜、承事供給、率屬欽伏、於是悉發郡民造宮、不日

權奉安置、乃詣京都、求迎二王、白髮天皇聞喜咨歎曰、朕無子也、可以爲嗣、與大臣大連、定策

禁中、仍使播磨國司來目部小楯持節、將左右舍人、至赤石奉迎、白髮天皇三年春正月、天皇隨億

計王、到攝津國、使臣連持節以王青蓋車、迎宮中、夏四月立億計王爲皇太子、立天皇爲皇子。

二皇子之流離困頓の狀、友于恭愛の風、節歌殊儺の態、委曲寫し來りて、形神備はらざるなく、其の室壽の詞に至りては、音節鏗鏘、姿態横生、一段の文采を添ふるものあり。史遷の遺風を得たりと評するも、過稱にあらざるべく、續日本紀以下の國史には見ることを得ざるなり。齋藤拙堂嘗て書紀の文を評して曰く「舍人親王日本書紀、雖有模倣史漢鴻烈等書者、然叙事有法、用字亦皆合格、不可與

近古老生之文、同日而語也。一と寔に漢文學の最も熾盛なりし徳川時代の老生と雖も、及ぶべからざるものあらん。

古事記の二皇子の事を叙したるは、又自ら別調あり。

山邊連小楯任針間國之宰時、到其國之人民名志自牟之新室樂、於是盛樂、酒酣、以次第皆饗、故燒火少子二口、居竈傍、令饗其少子等、爾其一少子曰、汝兄先饗、其兄亦曰、汝弟先饗、如此相讓之時、其會人等咲其相讓之狀、爾遂兄饗訖、次弟將饗時、爲詠曰、物部之、我夫子之、取佩、於大刀之手上、丹畫著、其緒者、載赤幡、見者、五十隱、山三尾之竹矣、本訶岐此二字以音、末押糜、魚簀、如調八絃琴、所治賜天下、伊邪本和氣天皇之御子、市邊之押齒王之奴末爾、即小楯連聞驚而、自床墮轉而、追出其室人等、其二柱王子、坐左右膝上、泣悲而、集人民、作假宮、坐置其假宮而、貢上驛使、於是其饗飯豐王、聞歡而令上於宮。

此篇の生色は、全く小楯の驚愕を摹畫して、皇子の艱苦に反襯せしに在り。書紀は、周綴を以て長し、古事記は簡潔を以て勝ち、異曲同工の文となすべし。

記言の文に至りては、書紀の壇場なり。上代の詔勅は、多く撰者の筆削に出で、最も心匠を苦めたるものならん。此に神武天皇の橿原の宮を建てたまふ令と、崇神天皇の群臣に下したまひし詔を掲げて、全貌を窺はしむるの資となさん。

自我東征、於茲六年矣、賴以皇天之威、凶徒就戮、雖邊土未清、餘妖尙梗、而中洲之地、無復風塵、誠宜恢廓皇都、規摹大壯、而今運屬屯蒙、民心朴素、巢棲穴柱、習俗惟常、夫大人立制、義必隨時、苟有利民、何妨聖造、且當披拂山林、經營宮室、而恭臨寶位、以鎮元元、上則答乾靈授國之德、下則弘皇孫養正之心、然後兼六合以開都、掩八紘而爲宇、不亦可乎、觀夫畝傍山東南樞原地者、蓋國之塙區乎、可治之。

惟我皇祖諸天皇、光臨宸極者、豈爲一身乎、蓋所以司牧神人、經綸天下、故能世開玄功、時流至德、今朕奉承大運、愛育黎元、何當聿遵皇祖之跡、永保無窮之祚、其群卿百僚、竭爾忠貞、竝安天下、不亦可乎。

前者は、神武天皇の御即位前三年の己未三月に下したまへる大詔にして、後者は崇神天皇の御即位後四年十月に群臣に下したまへる聖勅なり。竝に宏謨の存する處、偉徳の在る處にして、撰者は、幾多の古記と口傳とに本づき、奉體謹製したるものにして、妄に、自家の筆に任せて作成したるものにあらず。是を以てか神聖の規模も各異に、文章の品致も自ら同じからず。大詔の文は雄大渾厚にして、六合を兼ね、八紘を掩ふの概あり。開國進取の大猷は、炳然として日月の如く、明治・大正の邦隆は實に此の彝訓に基づかざるはあらざるなり。聖勅の文は、莊重典雅にして乾々惕厲、皇祖の遺烈を述べて、億兆の幸福を重んぜさせたまふ盛意は、赫奕として文字の表に煥發せり。夫の輿論に從

ひ、民意を重んずる立憲政の本義は、此の聖勅の外に出でざるなり。

書紀の文は、叙述の間往々潤飾に過ぎ、文章の爲に史實を失する缺點なきにあらず。古來の學者が、或は古事記を揚げて書紀を抑ふる所以は此に存せり。然れども、言の文ならざるものは遠きに行る能はずとは、孔子の説く所なり。撰者は、此の旨を服膺したるものにあらざるか。史學の上より之を觀れば、或は議すべきものあらん。文學の上より之を論すれば、寧ろ價值を増すものと謂はざるべからざるなり。

之を要するに、古事記の文は、口語の體にして、書紀の文は文語の體なり。口語體なるを以て、古事記は達意を主とし、専ら言語其の儘を寫さんとする風あり。文語體なるを以て、書紀は、詞藻に傾き、字句を精鍊する風あり。若し、尙書を把りて之を比せば、古事記は殷盤周誥なり、書紀は、典謨誓命なり、是れ、記紀二典の大に其の趣を異にせる所以なり。

若し夫の惟神の道を傳へ、國體の精華を説き、國民道德の本源を提示せることは、二典書中到處皆然らざるなし。而も旺盛なる汲收力と、偉大なる同化力とに因り、漢文學の根本精神たる儒教主義を融會して一層固有の國民性を進剛向上せしめたる事實は、書紀に於て尤も著明に、尤も深切に説明せる所ありしを以て、余は此に喋々するを要せざるなり。嗚呼上には銳意民を以て本となしたまふ盛徳の烈聖あり、下には至誠上を奉ずる忠良の億兆あり。是に於てか雄略天皇は「義乃君臣、情兼父子」

(雄略紀二十三年)と宣はせたまひ、書紀の撰者が樟媛の心事を叙して「國家情深、君臣義切」(雄略紀七) (年の條)と言へり。我が帝國の古今に通じて、世界に卓絶する所以のものは、其由來する所の遠きを觀るべし。

頼山陽は、日本書紀・萬葉集の後に書して曰く「日本紀我之書也・萬葉集我之詩也、學者可不讀周誥・殷盤・國風・雅頌、不可不讀此二書也、唯不讀此、故此間有禹湯文武數聖人而不知、有風俗之美踰彼三代而不省、或施之政教、皆顛倒錯繆矣、所謂舍我梁肉、懸隣之糟糠者耳」と。實に痛切の言にして、萬葉集は姑く置き、記紀の二典を讀まざれば、我が帝國の眞意義を理會する能はず、歐米の風潮に噉喝せる現代人に向つては、二典の必讀を疾呼せざるを得ざるなり。

五 風 土 記

近江奈良朝の漢文學を見んとするものは、風土記の文あるを忘るべからず。記紀の二典は、中央文學を代表し、風土記は、地方文學を意味す。故に二典と風土記とを併せて、始めて當時に於ける漢文學の眞面目に接するを得ん。

地方史誌の編纂は、遠く履中の朝に在り。其の後杳として聞ゆるなし。聖德太子の國記を撰びたまふ時には、廣く地方史料を蒐輯せられしならん。今日に在りて、地誌の最も古きものとしては、風土記を以て第一となさざるべからず。續日本紀を案するに、元明帝の和銅六年の條に

五月甲子、日〇二畿内七道諸國郡郷名著好字、其郡内所生銀銅彩色草木禽獸魚虫等物、具録色目、及土地沃瘠、山川原野名號所由、又古老相傳舊聞異事、載于史籍、言上。

と見え、扶桑略記には、此の續紀の文の下に「又令作風土記」の六字あるは稍、前文と重複の嫌なき能はず。大日本史元明紀の注に「按一代要記・歷代皇記並曰、五月作風土記、僧仙覺萬葉集抄曰、是歲勅撰風土記、凡郡郷村里之名、定用二字、蓋謂之也」とも云へり。此時七道の諸國が、詔を奉じて各地誌を編纂して上りしは、即二典と比肩すべき風土記なり。

風土記の名稱は、晉の平西將軍周處の著しし風土記の名を襲はれしものならん。隋書の經籍志に據れば、隋の大業中に、普く天下の諸郡に詔して、其の風俗、物産、地圖を條して尙書に上らしむ。故に隋代に諸郡物産土俗記一百三十一卷、區宇國志一百二十九卷、諸州圖經集一百卷ありしと云ふ。事頗る相似たれば、或は此等の例に沿られしにあらざるか、我が風土記も亦諸國を合すれば一百卷を下らざりしならん。

然るに、當時の風土記は大率亡び、其の今日に存せるものは、常陸・出雲・播磨・肥前・豊後の五風土記あるのみ。此の事は、先賢の既に論證せる所なり。中山信名の説に「諸國の風土記といふものは、いにしへ公のみことのりをうけて、國々より奉りしふみ也、さるを中頃大かた亡びて、世に傳はるものすくなし、たま〜四ヶ國あり、所謂常陸、出雲、豊後、肥前これなり、伊賀風土記殘簡はふるきものと見ゆれど、あまりにす

くなければこゝには加へず、尾張風土記殘簡も、徳國風土記よりふるきものなれど、全く古代のものとも定めがたし、このうちも三ヶ國は省略の本にて、出雲のみ全く傳は

れり、〇注 略す すべて風土記めされしことふたゞびあり、そのはじめのたびは和銅六年なり、續日本紀につ

ぎのたびは延長三年也この時の官符は類聚宣抄、朝野群載等にのせてありさてこの残れる風土記のうちにも、撰述の前後ありと覺ゆ

るなかに、常陸のは文のさまも古雅にて、郷のことをなべて里と記したれば、正しく和銅にたてまつ

りたるものと思はるる也、〇注 出雲のは卷尾に天平五年勘造と見えれば、和銅に撰ばれしを改定せ

しものとおぼゆ天平五年は和銅六年より後二十一年なり豊後、肥前のはたしかなる證もなければ、さにと郷字を用ひたるに

よれば、これも和銅のを改定せしものなり、然れども文體も大かた古雅にて、後世のものとは見えす、

出雲などと同じほどのものにやと思はるるなり、この四ヶ國を除きて外は風土記の傳はりしことはき

こえざりし古風土記と云ひ、栗田博士は、更に常陸・播磨風土記の世に顯はれし事を述べて「常陸

風土記は加賀の前田家に所藏せしを、我舊水戸藩にて借り入れて、延寶中に寫しけるが世に傳はりし

なり、故に寫本には「延寶五丁巳春以加賀本購録」と記せり、塙保己一が群書類從に收めたるも、西

あらはれたる播磨風土記は、もと谷森種案の藏本によりて、亡友豊田靖が西遊の日傳寫したるを、文

久二年壬戌十一月廿八日に、寛自ら影寫し、又更に一本を寫し、之に標注を加へて、東京の諸學士に

示したるより、やゝに廣ごりしともきけるに、今は式田年治の標注風土記の板本も世に出たるはいと

うれしき事なり」(古風土記)と云ひ、又五國の風土記の事を概括して「風土記の今に逸れるは、常陸風土記ぞ其が中の一つなるべき事、その發端なる詞にて著し、播磨風土記も同じ頃のものにやあらむ、また出雲風土記は天平五年二月卅日勘造とあれば、和銅より二十六年ばかり後に進れるものなり、また肥前、豊後のは出雲のと同體にも見ゆれど、なほ其より後にたてまつれるならむも知るべからず、文體に自らかはる所あればなり」(古風土記)と、以て五風土記の來歴顯晦を観るべし。

既に絶えたる風土記の幸にも釋日本紀、仙覺の萬葉抄等に引用せられしに因り、斷篇零文の猶觀るべきを得るは、崑山の片玉たるを失はざるなり。栗田博士は、彰考館編輯の風土記殘篇等を本とし、増補校訂して訓點をも加へ、古風土記逸文二卷を著せり。風土記を究むるものに取りては、便益なるものなれば、藝林の一嘉惠ともなすべし。

五風土記及び逸文を閱するに、其の文は、悉く漢文にして、或は純漢文あり、或は準漢文あり、或は二文の相混せるものあり。其の筆の工拙あるは、撰者の優劣と原史料の佳否に出でたるものならん。文采あるものを求めば、常陸風土記を推さざるべからず。其の二節を掲げん。

(一) 乘濱里東有浮島村、長二千步、廣四百步、四面絶海、山野交錯、一十五烟、里七八町餘、所居百姓火鹽爲業、

(有) 而在九社、言行謹諱。

(二) 童子女松原、古有年少童子、俗云加味、乃乎正古、加味乃乎止賣、古風土記逸文少童子下、加童女二字、男稱那賀寒田之郎子、女號海上安

是之孃子、竝形容端正、光華鄉里、相聞名聲、同存望念、自愛心熾、經月累日、孃歌之會、俗云多我岐、又

云加我昆也、邂逅相遇、于時郎子歌曰、伊夜是留乃、阿是乃古麻都爾由布悉且且、孃子報歌曰、字志乎爾波、多

乃古何、夜蘇志麻加久、便欲相語恐人知之、避自遊場、蔭松下、携手低膝、陳懷吐憤、既釋故戀之積

理、和乎爾佐婆志理之、疹、還起新歡之頻咲、于時玉露抄候、金風之節、皎皎桂月照處、唳鶴之西洲、颯颯松颯吟處、

度雁之東帖、山寂寞兮巖泉舊、夜蕭條兮烟霞新、近山自覽黃葉散林之色、遙海唯聽蒼波激磧之

聲、茲宵于樂、茲莫之樂、偏耽語之甘味、頓忘夜之將開、俄而鷄鳴狗吠、天曉日明、爰童子等

不知所爲、遂愧人見、化成松樹、郎子謂奈美松、孃子稱古津松、自古著名、至今不改。

前者は、簡淨の筆を用ひ、後者は、六朝駢儷の文を學びたるものなり。出雲風土記に至りては、文頗

る下れり。唯其の書の古く、將た文體の錯出せるを以て其の一例として左に擧示す。

(一) 忌部神戶、郡家正西廿一里二百六十步、國造神吉調望參向朝廷時、御沐之忌玉、故云忌部、卽川邊出湯、出湯所在、兼海陸、仍男女老少、成道路絡繹、或海中沼淵、日集成市、繽紛燕樂、一濯則形容端正、再泳則萬病悉除、自古至今、無不得驗、故俗人曰神湯也。

(二) 楯縫郡、所以號楯縫者、神魂命詔、五十足天日栖宮之縱橫御量、千尋栲繩持而百結結、八十結結下而、此天御量而、所造天下大神之宮造奉詔而、御子御天鳥命楯部爲而天降給之、爾時退下來坐而、大神宮御裝束楯造始給所、是也、仍至今楯梓造而、奉於皇神等、故云楯縫。

此くの如く、前者は純漢文にして後者は準漢文なり。其の文體の相雜りて一ならざるなり。

浦島子の傳説は書紀に見え、(維略紀二十二年七月條)萬葉集に歌はれ、浦島子傳あり、續浦島子傳記あり、百家の書に述べられ、詩歌文章の好題目とせられしものなるが、其の本は丹後風土記に出でたるものなり。釋日本紀に引ける丹後風土記の逸文中には會浦島子の事あるを以て特に左に録す。

與謝郡日置里、此里有筒川村、此人夫日下部首等先祖名云三河筒川嶋子、爲人姿容秀美、風流無類、斯所謂水江浦嶋子者也、是舊宰伊預部馬養連所記無相乘、故略陳所由之旨、長谷朝倉宮御宇

天皇○維略御世、嶋子獨乘小船、汎出海中爲釣、經三日三夜、不得一魚、乃得五色龜、心思奇異、

置于船中卽寐、忽爲婦人、其容麗、更不可比、嶋子問曰、人宅遙遠、海庭人乏、詎人忽來、女娘

微笑對曰、風流之士、獨汎蒼海、不勝近談、就風雲來、嶋子復問曰、風雲何處來、女娘答曰、天

上仙家之人也、請君勿疑、垂相談之愛、○栗田寬曰、愛嶋子知神女、慎懼疑心、女娘語曰、賤妾之意、共天地畢、俱日月極、但奈何早先不許之意、○古風土記逸文、不許、今從集解、嶋子答曰、更無所言、何解乎、

女娘曰、君宜廻棹赴于蓬山、嶋子從往、女娘教令眠目、卽不意之間、至海中博大之島、其地如敷

玉、關臺掩映、樓臺玲瓏、目所不見、耳所不聞、携手徐行、到一大宅之門、女娘曰、君且立此處、

開門入內、卽七豎子來相語曰、是龜比賣之夫也、亦八豎子來相語曰、是龜比賣之夫也、茲知女娘

之名龜比賣、乃女娘出來、嶋子語豎子等事、女娘曰、其七豎子者昂星也、其八豎子者畢星也、君

莫怪焉、卽立前引導、進入于內、女娘父母共相迎揖而定坐、于斯稱說人間仙都之別、談議人神偶

會之喜、乃薦百品之芳味、昆弟姊妹等、舉坏獻酬、隣里幼女等、紅顏戲接、仙歌寥亮、神儻透迤、

其爲歡宴、萬倍人間、於茲不知日暮、但黃昏之時、群仙侶等、漸漸退散、卽女娘獨留、雙眉接袖、

成夫婦之理、于時嶋子遺舊俗、遊仙都、既三歲、忽起懷土之心、獨戀二親、故吟哀繁發、嗟嘆日

益、女娘問曰、比來觀君之貌、異於常時、願聞其志、嶋子對曰、古人言、小人懷土、死狐首丘、

僕以虛談、今斯信然也、女娘問曰、君欲歸乎、嶋子答曰、僕近離親故之俗、遠入神仙之堺、不忍

戀眷、輒申輕慮、所望還本俗、奉拜二親、女娘拭淚歎曰、意等金石、共期萬歲、何眷鄉里、棄

遣一時、卽相携徘徊、相談慟哀、遂接袂退去、就于岐路、於是女娘父母親族、但悲別送之、女娘

取玉匣授嶋子、謂曰、君終不遺賤妾、有眷尋者、堅握匣、慎莫開見、卽相分乘船、仍教令眠目、

忽到本土筒川鄉、卽瞻眺村里、人物遷易、更無所由、爰問鄉人曰、水江浦嶋子之家人、今在何處、

鄉人答曰、君何處人、問舊遠人乎、吾聞古老等相傳曰、先世有水江浦嶋子、獨遊蒼海、復不還來、

今經三百餘歲者、何忽問此乎、卽啣棄心、雖廻鄉里、不會一親、卽送旬日、乃撫玉匣、而感恩神

女、於是嶋子忘前日期、忽開玉匣、卽未瞻之間、芳蘭之體、率于風雲、翩飛蒼天、嶋子卽乖違期

要還、知復難會、廻首踟躕、咽淚徘徊、于斯拭淚歌曰、等許余弊爾、久母多智和多留、美頭能容

能、宇良志麻能古賀、許等母智和多留、又神女遙飛芳音歌曰、夜麻等弊爾、加是布企阿義天、母

婆奈禮、所企遠理等母與、和遠和須良須奈、嶼子更不勝戀望、歌曰、古良爾古非、阿佐刀遠比良企、和我遠禮婆、等許與能波麻能、奈美能於等企許由、後時人追加歌曰、美頭能容能、宇良志麻能古我、多麻久志義、阿氣受阿理世波、麻多母阿波麻志、等許與弊爾、久母多智和多留、多由女久女波都賀末等

○栗田實曰、由久以下九字難訓、恐本文可有誤脫、仍案六人部、和禮曾加奈志企。
是香考云、宜改作麻久志氣波都賀爾阿氣志、此說似是、可從。

此の風土記に引ける浦島子記の作者伊預部馬養は、持統の朝に擇善言司に拜せられ、尋で皇太子學士となり、律令の撰定にも預り、其の詩は懷風藻に見ゆ。蓋し、文學の名士なり。丹波の與謝郡司となりしは、持統朝以前に在るべく、浦島子記は、其の時代の作ならん。風土記の編者は馬養の原文に従ひて、之を載せしものなるか、或は筆削して大略を叙したるものなるか、今は考ふるに由なきも、其の文章に於ては、常陸風土記に亞ぐべし。措辭用語に至りては、頗る遊仙窟に肖たるものあれば、或は此に倣ひしものならん。風土記を編纂せし和銅六年は、馬養が郡司たりし時よりは少くも二十年後に在るべく、書紀編修の養老四年は、和銅六年より八年後にあれば、書紀に浦島子の事を記せしは、馬養の原文か、若しくは風土記が其の原史料となりしものならん。

奈良朝の漢文學は、奈良都會の一區域に止まれるにあらず、諸國に博士あり、學士あり、漢文學の地方に及べるは論なきも、諸國に風土記を編みし如きも、亦地方文學の一として觀ざるべからざるなり。

第二章 養老令

一 撰定の來歴

藤原多嗣は、弘仁格式に序して曰く「律以懲肅爲宗、令以勸誠爲本」(類聚三)と。律令の精神は全く此に在り。故に其の文章も亦精覈謹嚴にして、一字苟もせざるあり。之を我が古代に求むるに、推古朝に憲法十七條あり。奈良朝に、養老令あり。竝に今日に傳はれる一大法典なり。十七條の事は、既に論叙する所あり。此に聊養老令に就いて、撰定の由來及び其の文章の一斑を述べん。

先づ、支那の律令に就いて一瞥を投せんか、呂刑は、律文の源をなし、周官は政典の端を開き、春秋に刑鼎あり、戰國に李悝の法經あり、前漢には九章の律あり、蕭何が秦の府庫に入りて、律令を收めたることは、史記の蕭相國傳に見え、杜周が律令を釋きて「前主所是著爲律、後主所是疏爲令」と曰ひしことは、史記の杜周傳に出づ。杜周の律令の解は其眞意義にあらざるも、秦漢以來律令の語ありしを徵すべく、後漢に建武律令故事三卷あり、晋に至り律令分れて二書となり、宋・齊・梁・陳・後魏・北齊・後周及び隨の開皇・大業には、皆各律あり、令あり、唐に入りては南北に承け、其長を取り、高祖の時には武德令三十一卷あり、太宗の時には、貞觀律十卷、令二十七卷あり、高宗に至

り、永徽律十二卷、令三十卷を定め、又長孫無忌等に命じ、律學の士と偕に、律の義疏を撰ばしむ、即唐律疏義なり。之を上古より唐代に至る迄の律令の梗概とす、隨唐の律令は、我が律令の母法にして、最も參照に價するものなるが、獨り唐律疏義を留むるのみにして、令の存せるものなきは遺憾となすべし。

我が邦に於ける令は、天智帝の御宇を始とす。帝即位の初に、中臣鎌足等に命じ、舊章を損益し、律令を撰修せしめて、天下に施行せらる。孔仁格式の序に

天智天皇元年、制令廿二卷、世人所謂近江朝廷之令也。

とあるは是なり。天武帝立ちたまふに及び、更に律令を定めしめたまふ。書紀の天武紀に

十年二月甲子、天皇皇后共居于大極殿、以喚親王諸王及諸臣、詔之曰、朕今更欲定律令、改法式、故俱修是事、然頓就是務、公事有關、分人應行。

と見ゆれば、親王諸王及び諸臣に詔し、各分擔して改定せしめられしものなり。持統帝の三年六月に諸司に令一部二十二卷を班賜せられしこと、書紀に出づ。此の二十二卷の令は、即天武の勅に因りて成れる令なることは、集解・通證等も注せる所なり。之を淨御原朝令とも稱すべし。

文武帝は、尤も律令を重んじたまひ、諸王に詔して令文を讀み習はしめ、又更に律條を撰成せしめらる。續日本紀の文武紀四年六月の條に曰く、

六月甲午、勅淨大參刑部親王・直廣登藤原朝臣不比等・直大貳粟田真人・直廣參下毛野朝臣古麻呂・直廣肆伊岐連博德・直廣肆伊余部連馬養・勤大壹薩弘恪・勤廣參土師宿禰甥・○薩弘恪・土師宿禰・據類聚國史補之、勤大肆阪合部宿禰唐・務大壹白猪史骨・○史本作大、今據類聚國史改之。追大壹黃文連備・田邊史百枝・道君首名○君字據類聚國史補之。狹井宿禰尺麻呂・追大壹鍛造大角・進大壹額田連林・進大貳田邊史首名・山口伊美伎大麻呂・直廣肆調伊美伎老人等、撰定律令、賜錄各有差。

又大寶元年八月の條に
八月癸卯、遣三品刑部親王・正三位藤原朝臣不比等・從四位下下毛野朝臣古麻呂・從五位下伊吉連博德・伊余部連馬養、撰定律令、於是成、大略以淨御原朝○天武帝爲准正、仍賜祿有差。

と。之に據れば、此の時の令文は、淨御原朝の令を準的として撰定せられたるものなり。弘仁格式の序に

逮文武天皇大寶元年、贈太政大臣正一位藤原朝臣不比等、奉勅撰律六卷令十一卷。
とあり。世に之を大寶令と曰ふ。或は、養老令に對し、前令、後令とも稱せり。

大寶令の成れるや、帝は撰定者をして講説の任に當らしめ、古麻呂は親王諸臣百官の爲に之を講じ、道首名は、大安寺に到りて、僧尼令を説き、明法博士は、六道に派遣して新令を講ず。新律の成るに及び、又内外文武官をして讀習せしめらる。律令の厲行に力めたまふこと此の如し。

元正帝の養老二年に、又右大臣藤原不比等等に勅して、更に律令を刊修せしめらる。弘仁格式の序に

養老二年、復同大臣不比等奉勅更撰律令、各爲十卷、今行於世律令是也。又令義解に載する所の太政官符には、刊修諸臣の名を臚列せり。

平城朝廷養老中、同太政大臣復奉勅刊修令律、各爲十卷、博士正四位下大和宿禰長岡・從五位下陽胡史眞身・外從五位下矢集宿禰虫麻呂・外從五位下鹽屋連古麻呂外從五位下山田連白金等也。

之を養老令と曰ふ。大寶令に對し新令、今令とも稱す。凡そ、三十篇九百五十五條あり現今に傳はる令は卽是なり。

大寶、養老二令の撰定刊修に預れる諸家は、孰れも錚々たる文學の名士なり。其の經歷は、法典の文と抄からざる關係を有するを以て、特に左に錄次す。

忍壁親王忍壁親王 忍壁親王日本紀刑部に作る今書紀に從ふ、天武帝の第九子なり。嘗て、帝紀及び上古の事を撰みたまひ、後に知太政官事なりたまふ。其の歌は萬葉集に見ゆ。

藤原不比等、鎌足の第二子にして、政事文學共に百僚の冠たり。歌は萬葉集に、詩は懷風藻に見ゆ。其の墓するや、太政大臣正一位を贈らる。

粟田眞人 學を好み、能く文を屬す。大寶元年遣唐執節使となり、唐に往き、則天武氏をして儀

容の閑麗を感せしむ。

下毛野古麻呂 崇神帝の皇子豐城入彦の後なり。事蹟詳ならず。

伊吉博德天武紀に伊吉連に作る又博德は得に作る、唐の長安の劉揚雍より出で、本と史なりしが、天武十二年に連の姓を賜はる。嘗て、久しく唐に留まる。其の在唐歸航中の事を叙せる文あり。書紀の注に引用せられたり。

伊與部馬養 事略は前章風土記の條に出す。

薩弘恪 姓系事蹟詳ならず。

土師甥 野見宿禰の後なり。天武紀の十三年に大唐學生とあれば、唐に留學したりしものならん。

阪合部唐 火明命の八世の孫邇倍足尼の裔なり。天武十三年に姓を賜ひて宿禰と曰ふ。

白猪骨 王辰爾の甥膽津の後なり。膽津は、丈田定籍の功により白猪史となり。尋で、田令を拜す。養老四年、白猪史は葛井連を賜はる。

黃文備 高麗人の後なり。主税頭となる。其の詩は懷風藻に見ゆ。

田邊百枝 田邊史に皇別と豐城入彦命四世孫大荒田別命の後、審別と義王知推之後あり。百枝は孰れの子孫なるを知らず。大學博士たり。其の詩は、懷風藻に見ゆ。

道首名 大彥命の係彦屋主田心命の後なり。少きより律令を治め、吏職に習ひ、其の筑後守とな

りて肥後の事を攝せし時、治蹟あり。吏事を言ふものは、皆稱首となす。

狹井尺麻呂 伊香我色雄の後なり。事蹟詳ならず。

鍛冶大角角或は明に作る 元明・元正の朝に刑部少輔を歴て、明經第一の博士たり。養老中、越智廣江等十餘人と竝に學優にして、師範となすに堪へたるを以て、特に勅して純絲布鍬を賜はる。神龜中に、守部連の姓を賜はる。其の詩は懷風藻に見ゆ。

額田部林 天津彦根命の後なり。天武の朝に額田部連に姓を賜ひて宿禰といふ。

田邊首名 百枝と其の祖を同じくす。事蹟詳ならず。

山口太麻呂 後漢の靈帝の曾孫阿智主の後なり。

調老人 其の先は、百濟人なり。持統の朝に擇善言司に拜せられ、後大學頭となる。其の詩は懷風藻に見ゆ。

以上は、大寶令の撰定に預れる人なり。

太和長岡 神津彦命の後にして、五百足の子なり。勝寶中忌寸を改めて、宿禰を賜ふ。少き時より、刑名の學を好み、兼ねて能く文を屬す。靈龜中唐に入りて、益を請ひ、發明する所多し。當時法令を言ふものは、皆就きて之を質せり。

陽胡眞身 隋の煬帝の後なる達率楊候阿了王より出づ。事蹟詳ならず。

矢集虫麻呂 伊香我色雄命の後なり。明法博士、大學頭たり。養老中に鍛冶大角等と共に學問の優なるを以て、特に物を賜ふ。其の詩は懷風藻に見ゆ。

鹽屋古麻呂 葛城襲津彦命の後なり。明法博士たり。其の詩は懷風藻に見ゆ。

山田白金 周の靈王太子普の後なりといふ。史姓なりしが、連を賜はる。明法博士たり。後の法律を學ぶもの推して準的となせり。

大倭小東人 長岡と其の出自を同じくす。本と忌寸なりしが、宿禰を賜はり、刑部少輔となれり。

以上は、養老令を刊修したる人なり。大倭小東人は、太政官符に載せざりしも、續日本紀に律令を刪定せしにより、功田を賜ひし事見えしを以て此に加へぬ。

藤原不比等以下二十四人中、事蹟の知るべきものに就いて之を觀るに、文學に深きものあり、治務に達したるものあり、法律に通せるものあり、又或は唐に使い、將た留學したるものあり。蓋し皆一時の名選たるべし。而して、其中九人は歸化氏族の子孫なるは、當時猶家傳の學を守れるものあるを觀るべし。

尙此に附言せざるべからざるものあり、格式の事なり。平安朝の法典に律、令、格、式の四種あり。此の語は、既に淳仁帝の天平寶字三年の詔に見え「律令格式者、錄當今之要、具庶官之紀綱」と宣はせ給ひ、時に中納言の石川年足は奏して「臣聞治官之本、要據律令、爲政之宗、則須格式、科條

之禁、雖著篇簡、別式之文、未有制作、伏乞作別式、與律令並行」と、遂に別式二十卷を作りたり。觀るべし、式も亦律令と共に奈良朝に成りて、平安朝の基をなししものなることを。

一一令 文

我が邦の令は、近江に起り、大寶に整ひ、養老に定まれるものなり。固より唐制に倣ひたるものなるも、亦深く我が國體民情に鑑み、數十年の實際的經驗に徴して、損益修正せられたるものなることは、内容及び義解、集解等の證する所なり。文辭の如きも、前後幾多の改竄、洗練を経たるものにして、一時に成れるものにあらざるべし。世人往々我が養老令を以て、全然唐令に模倣したる如く速了するものあるは、皮相の謬見たるを免れざるなり。今や、唐令の亡びしを以て、比較するを得ざるも、幸に唐六典の存するあり。書錄解題に據れば、唐の韋述の集賢記注に六典の成れる由來を叙したる中に「母嬰・徐欽・韋述、始以令式入六司、其沿革並入註中」の文あり。令式を以て、六司に入るとあれば、常に行はれたる永徽令の文を入れたるものならん。されば唐六を把りて、我が養老令に比するも不可なかるべし。若し兩書を對照せば、其の法規の異同を知らるべきのみならず、會、以て我が令撰定刊修者の文筆を觀る一助とも爲すに足らん。

養老令 考案令○施録者與六典異文

唐六典 施録者與令同文

凡考課之法、有四善。

- 一曰、德義有聞者爲一善。
- 二曰、清慎顯著者爲一善。
- 三曰、公平可稱者爲一善。
- 四曰、恪勤匪懈者爲一善。

最 條

- 神祇祭祀、不違常典、爲神祇官之最。
- 獻替奏宣、議務合理、爲大納言之最。
- 承旨無違、吐納明敏、爲少納言之最。
- 受付庶務、處分不滯、爲辨官之最。
- 侍從覆奏、施行不傳、爲中務之最。
- 銓衡人物、擢盡才能、爲式部之最。
- 僧尼合道、辯第不擾、爲治部之最。
- 戶口不濫、倉庫有實、爲民部之最。
- 銓衡武官、調充戎事、爲兵部之最。

善狀之外有二十七最

- 一曰、獻可贊否、拾遺補闕、爲近待之最。
- 二曰、銓衡人物、擢盡才良、爲選司之最。
- 三曰、揚清激濁、褒貶必當、爲考校之最。
- 四曰、禮制儀式、動合經典、爲禮官之最。
- 五曰、音律克諧、不失節奏、爲樂官之最。
- 六曰、決斷不滯、與奪合理、爲判事之最。
- 七曰、部統有方、警守無失、爲宿衛之最。
- 八曰、兵士調集、○舊唐書集作習戎裝充備、爲督領之最。

決斷不滯、與奪合理、爲刑部之取。
 謹於修置、明於出納、爲大藏之取。
 堪供食產、催治諸部、爲宮內之取。
 訪察嚴明、糾舉必當、爲彈正之取。
 與崇禮教、禁斷盜賊、爲京職之取。
 監造御膳、淨戒無誤、爲主膳之取。
 部統有方、警守無失、爲衛府之取。
 音樂克諧、不失節奏、爲雅樂之取。
 僧尼不擾、審客得所、爲玄蕃之取。
 支度國用、明於勘勾、爲主計之取。
 謹於蓋藏、明於出納、爲主稅之取。
 調肥閑馬、不脫飼丁、爲馬寮之取。
 慎於曝涼、明於出納、爲兵庫之取。
 朝夕常侍、拾遺補闕、爲侍從之取。
 監察不忘、出納明密、爲監物之取。

九日、推鞠得情、處斷平允、爲法官之最。
 十日、繹校精審、明於刊定、爲校正之最。
 十一日、承旨敷奏、吐納明敏、爲宣納之最。
 十二日、訓導有方、生徒充業、爲學官之最。
 十三日、賞罰嚴明、攻戰必勝、爲將帥之最。
 十四日、禮義興行、肅清所部、爲政教之最。
 十五日、詳錄典正、詞理兼舉、爲文史之最。
 十六日、訪察精審、彈舉必當、爲糾正之最。
 十七日、明於勘覆、稽失無隱、爲句檢之

勤於宿衛、進退合禮、爲內舍人之取。
 職事修理、昇降必當、爲次官以上之取。

十八日、職事修理、供承強濟、爲監掌之最。
 十九日、功課皆充、丁匠無怨、爲役使之最。

揚清激濁、褒貶必當、爲考問之取。
 訪察精審、庶事兼舉、爲判官之取。
 公勤不怠、職掌无闕、爲諸官之取。
 勤於記事、稽失無隱、爲主典之取。
 詳錄典正、詞理兼舉、爲文史之取。
 明於記事、不失勅旨、爲內記之取。
 訓導有方、生徒充業、爲博士之取。
 占候醫卜、効驗多者、爲方術之取。
 推步盈虛、窮理精密、爲曆師之取。
 市廛不擾、紆濫不行、爲市司之取。
 推鞠得情、申辨明了、爲解部之取。
 禮儀興行、戎具充備、爲太宰之取。

二十日、耕耨以時、收穫剩課、爲屯官之最。
 二十一日、謹於蓋藏、明於出納、爲倉庫之最。
 二十二日、推步盈虛、究理精密、爲歷官之最。
 二十三日、占候醫卜、効驗居多、爲方術之最。
 二十四日、譏察有方、行旅無壅、爲關津之最。

強濟諸事、肅清所部、爲國司之取。
 无有愛憎、供承善成、爲國掾之取。
 防人調習、戎裝充備、爲防司之取。
 讞察有方、行人无擁、爲關司之取。

二十五日、市廛不擾、姦濫不行、爲市司之最。
 二十六日、牧養肥碩、蕃息孳多、爲牧官之最。
 二十七日、邊境肅清、城隍修理、爲鎮防之最。

我が令と六典とを對比するに、四善の條文は彼我相同じ。取條は唐は二十七條なるも、我は四十二條あり。彼我の官制同じからざれば、取條の多少も亦異ならざるを得ず。其の中に條文の二句共に同じきものは、十七條、一句相同じきもの三條あるのみ、誰か我が令に對して一々唐に模倣したりと謂ふか。毎條の文は、四字の二句を以て成り、宛然たる律語の形にして、恰も珠玉を陳ねたる觀あり。唐令に倣ひたるものは、言ふに足らざるも、我の新條文は、律令の撰定刊修者の手に成れるものにして、措辭用語の精核なるは、唐令と其の調を一にせるものなり。

第三章 各種の文體

近江奈良朝には、文章を善くせる名匠大家少からず。其の代表的文章は、例證として既に前に擧げ、

又後に援くべきを以て、殊更作品に對して筆を起す要なし。然れども、幾種の文體を有せしかを觀ることは、漢文の沿革を明にする上に於て緊要の事となす。且つ、當時の總集として、諸家の詩を彙めたる懷風藻の如きものもあるも、諸體の文を集めたる文集あるなし。是れ、吾人をして一層此の章を起すの已むを得ざるを感せしむる所以なり。

詔勅奉疏の類は、日本書紀・續日本紀に載せ、詩序小傳の類は、懷風藻に出で、歌序書牘の類は、萬葉集に見え、對策及び賦は、經國集に收む。其の他一、二の文は、三代格・政事要略・朝野群載・東大寺要録等に散見せり。而して、此等の文を一書の中に聚めたるものは、本朝文集なり。

本朝文集は、水戸の彰考館に於て編纂したるものにして、凡そ八十卷あり。上は、神武天皇の郊祀詔に訪まり、下は、後西院天皇御宇の大江典が答林整宇書に終る。而して大化より光仁帝御宇の終までに至る文は、第二卷より第十卷に訖る九卷となす。卷中收むる所二、三の疑はしきものなきにあらざるも、略、當時の文章を網羅したり。其の勞を積み便を與へたる功は、多謝せざるべからざるなり。

正倉院文書、(大日本古文書所收)藤原家傳及び狩谷掖齋編纂の古京遺文、竺徹定觀錄の古經題跋併に近人山田孝雄續輯の續古京遺文、古經堂松翁の續古經題跋等は、本朝文集の遺を補ふべきものあり。

今本朝文集以下收むる所の文章に就き、體別に統計して、文體の種類及び其の文章の數を左に掲ぐ。

文體	篇數	文體	篇數	文體	篇數	文體	篇數
詔	百七十二	勅	百九十二	制	二十四	詔報	五
勅報	一	勅書	六	璽書	七	令旨	三
議	一	啓	一	表	十二	奏	十二
疏	七	狀	二	奏狀	一	封事	二
對策	二十二	牒	一	書序	二	詩序	八
歌序	十九	書牘	六	記	二	傳	八
碑	九	碑序	二	墓志	八	墓版	一
賦	二	銘	五	祭文	一	哀文	一
願文	三	條式	一	作式	一	跋	四
書後	一						十三

文體三十七種 篇數五百五十五 内 本朝文集五百〇八篇 補遺四十七篇

〔備考〕

圓點の符號を施せるは、補遺の文に係る。正は正倉院文書、藤は藤原家傳、懷は懷風藻、京は正續古京後文、經は正續古經題跋の略稱なり。

右の統計に對して、吾人の感想を惹起せしめたるもの二、三を陳べん。

第一は、文體の増益なり。試に、大化以前を回顧すれば、文章の數も少く、文體も詔勅國書上奏碑

文銘辭の五、六種に過ぎず。然るに、近江奈良朝には、之に六倍して三十七種の多きに及ぶは、正に以て、漢文使用の範圍の擴大せしを表ししものなり。更に、平安朝の文を見るに、文體の此の外に出づるもの尠し。されば、幾多の文體を開きて、後來の軌範を垂れたるは、近江奈良朝に在りと謂ふも不可なかるべし。

第二は、公文の多きことなり。詔と云ひ、勅と云ひ、制と云ひ、詔勅勅報と云ひ、勅書、璽書と云ふ、其の名は異なれども、齊く天皇より百僚臣民に諭し、外國國王に賜はる文旨なり。其の數合して四百五篇あり。令旨と云ひ、議と云ひ、啓といふは皇太子に出づるものなり。其の數合して五篇。表と云ひ、奏と云ひ、疏と云ひ、狀と云ひ、奏狀と云ひ、封事と云ひ、對策と云ひ、牒と云ふは、皆下より上に奉る文なり。其の數合して五十九篇あり。以上は、盡く公事に屬するものにして、總數四百六十九篇に達せり。而して、其の餘は、私用と謂ふべきものにして、八十六篇なり。如何に、實際的公文に供用せられしことの多きかを觀るべし。

第三は、上掲以外の文體のことなり。夫の書紀の注に援用せられたる伊吉連博德書は、日記の體なり。上皇聖德法王帝説及び寶龜十年真人元開淡海三船の撰なる鑑眞東征傳は、傳記の體なり、法隆寺伽藍緣起茲流記資財記、元興寺緣起の佛本傳來記の如きは、緣起の體なり。孰れも、皆近江奈良朝の文字として、一讀の價値を有するものなり。

今、此の文體談の機會を利用し、藝術的の美文として、藤原宇合と石上宅嗣との二賦を紹介せん。

棗 賦

藤原 宇 合

一宮之下、八極之中、園池綿邈、林麓丰茸、奇木殊名而萬品、神草分區以千蕤、特西母之玉棗、麗成王之圭桐、何則卜深居而榮紫禁、移盤根以茂彤庭、滄地養之淳渥、稟天生之異靈、依金闕而播貌、隨玉管而流形、固本枝於百卉、植聲譽於千齡、爾其秋實抱丹心而泛色、春花含素質而飛馨、朝承周雨漢露、夕犯許月陳星、當晚節而逾美、帶涼風以莫零、石虎瞻而頰角、李老翫而比瓶、投海傳繆公之遠廬、在篋開方朔之幽襟、鷄心釣名洛浦、牛頭味稱華林、斯誠皇恩廣被草木、聖化實及豚魚、何必秦松授乎封賞、周桑載乎經書。(續國集)

小山 賦

石 上 宅 嗣

夫何四序之交代、經萬古以無私、草逢春而花錦、樹入夏而葉帷、秋氣悲兮落實、冬風急兮空枝、觀節物之如此、覺人世之盛衰、聞瀛岳兮靡覿、望帝鄉兮難期、願爲山之在進、想覆篑之不移、事孰有貴、會心無思、構巖岫於庭際、引細流於堂垂、天下有山、地中生木、小人以遠、君子所育、雖乏習坎之勢、豈謝設險之德、坐酌損之澤西、臨制節之水北、爾乃參差賁土、日度而不障、皎潔坳池、風動而奚漲、松欹岸兮傾蓋、石澄流兮泛鏡、雲片覆兮嶺陰、月半出兮露映、鳥乍鳴兮遷木、我若遺兮委命、嗟大造之殊品、誠卑細而同慶、於是攝深思於一指、跨鯤海而無居、騁幽情於萬物、

據蟻垤而有餘、信夫不出戶牖而知矣、何必歷覽山水而尙諸、聊託文之在茲、式寫心之所如、亂曰、四序遞謝兮、萬物榮枯、視昔異代兮、知後同途、高尚在心兮、坳地足只、清淨委命兮、崑岳叢爾、禽獸不群兮、何必避世、瓢□爲樂兮、聊以卒歲、爲而不恃兮、孰知其德、燕處超然兮、唯道是則。(續國集)

宇合の賦は、意を刻し、思を致したるものにして、錦繡の文とも稱すべし。此を我が邦に於ける賦の始となす。宅嗣に至りては、淹雅の才學を以て、文筆を發遣し、風格高華にして、文氣の飛動するものあり。奈良朝末の一大後勁となすべし。

第四編 詩 藻

第一章 詩と詩集

一 詩の原委

隨唐の交通と漢文學の興隆とは、社會の實生活の上に一大變化を與へしのみならず、美的趣味の程度をも激進せしむる所あり。従ひて、志を言ひ情を抒ぶる機關としても、獨り和歌のみを以て満足せず、更に漢詩をも欲求するに至るは自然の順序にして、漢詩の我が邦に起れるは如上の理由に外ならず。其の書に見ゆるは、實に近江朝の時となす。

天智帝は、萬機の暇に學士大夫を招きて宴を賜ひ詩を賦せしめ、以て昇平の化を黼藻せしめらる。懷風藻の編者は、其れを叙して曰く、

旋招文學之士、時開置醴之遊、當此之際、宸翰垂文、賢臣獻頌、文章麗筆、非唯百篇。是れ、作詩の書に見ゆる始なり。雕章麗筆唯に百篇のみにあらずと云へば、其の盛想ふべし。憾むらくは、天智帝の御製及び詞臣の詩の夙く佚して見ることを得ざるを。幸にも吉光片羽の今日に存

して、當時の詩風を想望せしむるものは弘文帝の御製なり。懷風藻に

侍 宴

皇明光日月 帝德載天地 三才竝泰昌 萬國表臣義

とあり。此は、古今の絶唱として人口に膾炙せる詩なるが、帝が東宮に在す日、天智帝の宴に侍して作りたまひしものなり。文字典麗にして氣象雄大、八荒を併呑し、宇内を包擧する概あり。此にあらざれば、天智帝の盛徳大業を稱し奉るべからず、優に隋唐作者を凌駕したまふものあり。

竝に詩の始に就いて、一言辨すべきものあり。日本書紀の持統紀に、一たび

皇子大津及長辨有才學、尤愛文筆、詩賦之興、自大津始也。

と叙せしより、紀淑望は、古今和歌集の序に「自大津皇子之初作詩賦、詞人才子、慕風繼塵」と書し、古今著聞集も「天武の第三子大津皇子始めて詩賦を作り給ふ」と云へり。恐らくは、書紀の説を襲きたるものならん。然るに、懷風藻に第一に淡海朝の皇太子として弘文帝の詩を擧げ、其の次に河島皇子と大津皇子とを載すれば、大津皇子を以て詩の始となすべからず。大日本史に書紀の謬を辯じて曰く「天皇○弘文帝崩時、大津皇子年僅十歳、天皇之言詩先大津可知矣」とは、争ふべからざる事實なり。林道春は曰く、

日本紀曰、詩賦之興、自大津始也、紀淑望古今集倭歌集序曰、大津皇子始作詩賦、何不言大友

乎、想夫壬申之亂、大友天命不遂、而太弟得志、即是天武帝也、舍人親王者天武子也、故撰日本紀時、諱而不言之乎、抑亦大友子孫憚而不傳之乎、大友久蒙叛逆之冤、故其詩不傳于世、是以淑望亦未見乎、微懷風藻、則大友之才寥寥乎。(本朝一人一首)

と。諱而不言と憚而不傳とは、果して然るや否を知るべからざるも、弘文帝の才藻を懷風藻によりて證明し得ることは、誠に道春の説の如し。尤も王朝時代に在りて、既に詩の始を弘文帝に托するものあり。源隆國の今昔物語に

今昔天智天皇ノ御代ニ大友御子在マシケリ、心ニ智有リテ才賢カリケリ、文ノ道ヲバ極テ好ミ給ケル、詩賦ヲ造ル事ハ此御子ノ時ヨリゾ此國ニハ始マリケル。

とあるは是なり。要するに、弘文帝の御製は、近江朝の作を代表せるものにして現今に在せる古詩の權輿となすべし。

詩は奈良朝に至りて愈、盛に行はる。其の事は、多くの引證を要せず、一、二の例を擧ぐれば、全豹を窺はるべし。

第一は、聖武の朝に詩賦を上らしめられし事なり。續日本紀の神龜三年九月の條に

庚寅、〇十日 内裏生玉來 〇兼壽錄云、玉來蓋芝一名、〇伴信女云、玉來兼玉英、見拾部式、奈英因字體近似而誤也。 勅令朝野道俗等作玉來詩賦、壬寅、〇二十 八日 文人一百十二人上玉來詩賦、隨其等第、賜祿有差、一等純二十疋、綿三十屯、布三十端、

二等純十疋、綿二十屯、布二十端、三等純六疋、綿六屯、布八端、四等純四疋、綿四屯、布六端、不第純一疋、綿一屯、布三端。

とあり。玉英は、芝英の類ならん。孝經授神契に「神靈滋液則有玉英」と云ひ、又「王者德至草木、則芝草生」と云ひ、瑞應圖には「芝英王者、親近耆老、養有道則生」と見ゆ。祥瑞の物なるを以て、特に朝野の道俗に勅して詩賦を作らしめられしものなり。勅命の出でしより屢々十二日の間に、詩賦を上りしもの一百十二人の多きに及ぶと云へば、豈に詩風の盛なることを語れるものにあらずや。殊に、等第を定めて物を賜ひ、不第のものまでも賞賜せられしは、如何に優獎の渥きかを想ふべし。

第二は、左大臣長屋王の新羅の使節を遣へて、文字の謙を張りし事なり。長屋王は、天武帝の孫にして、高市親王の子なり。才藻あり、詩を賦し、歌を詠す、當時の才人文士多く其の門に遊ぶ。神龜三年、新羅の使薩淦金造近等來朝せし時、長屋王は其の第に之を遣へて宴集を張り、互に字を分ち詩を作りて交驩を盡せり。學士大夫の其の席に列するもの多く、詩の懷風藻に存せるもの、長尾王の詩を合せて十首あり。其の人名を掲げ、併せて分得の字を註す。

長屋王 賦得 烟字

山田三方 缺

背奈行文 缺

調古麻呂 缺

刀利宣令 賦得 穉字

下毛野蟲麻呂 賦得 前字

安倍廣庭 賦得 流字

百齊和麻呂 賦得 時字

吉田宜 賦得 秋字

藤原總前 賦得 驛字

一例として古麻呂の詩を擧げん。

五言初秋於長王宅宴新羅客

一面金蘭席	三秋風月時	琴樽叶幽賞	文華叙離思	人含大王德
地若小山基	江海波潮靜	披霧豈難期		

山田三方と下毛野蟲麻呂とは、各其の詩の序を叙せしが、蟲麻呂の序は左の如し。

夫秋風已發、張步兵所以思飯、秋氣可悲、宋大夫於焉傷志、然則歲光時物、好事者賞而可憐、勝地良遊、相遇者懷而忘返、況乎皇明撫運、時屬無爲、文軌通、而華夷翕欣載之心、禮樂備、而朝野得歡娛之致、長王以五日休暇、披鳳閣而命芳筵、使人以千里羈遊、俯雁池而沐恩煦、於是彫俎煥而繁陳、羅薦紛而交映、芝蘭四座、去三尺而引君子之風、祖饒百壺、敷一寸而酌賢人之酌、琴書左右、言笑縱橫、物我兩忘、自拔宇宙之表、枯榮雙遺、何必竹林之間、此日也涼暑方間、長阜向晚、寒雲千嶺、淳風四域、白露下而南亭肅、蒼烟生以北林藹、草也樹也、搖落之興緒難窮、觴兮詠兮、登臨之送歸易遠、加以物色相召、煙霞有奔命之場、山水助仁、風月無息肩之地、請染翰操紙、卽事形言、飛西傷之華篇、繼北梁之芳韻、人操一字。

以て勝集の光景を見るべく、文詩の隆盛を徴すべし。

淳仁帝の天平寶字三年、高麗の使節入朝せし時にも、大保の惠美押勝は、邀へて其の第に雅讌を催

し、當代の文士各、送別の詩を賦し、副使揚奉師も詩を作りて之に和せし事は、續日本紀に見え、其の熾盛は長屋王の宴に譲らざりしものありし如し。由來、兩國名士の文酒の交歡は、外交善鄰の一端として行はれ、文詩の工拙は延いて國家の榮辱にも關し、詩人文士の大に心血を注ぐ所にして、一面には文學を奨励する事ともなれり。天曆年間、菅原文時封事を上りて、鴻臚館を廢失せずして、遠人を懷け、文士を勵まさんことを請ひし中に

國家故事、蕃客朝時、擇通賢之倫、任行人之職、禮遇之中、賓主開筆、又拔諸生能文者、令預饌別之席、因茲翰苑銳思之士、無不以對賓客、爲其心期、方今詞人才子、顧相誠曰、人命有限、世途難拋、何徒勤苦於風月之間乎、請見鴻臚館之不可復爲文場矣。

とあり。此は鴻臚の設備、蕃客の待遇が今の古に及ばざりし事を歎きたるものなるが、平安朝の盛時に於ける主賓の開筆、翰苑銳思の士が、競ひて伎倆を揮ひしものは、全く奈良朝の流風餘韻たらざるはあらざるなり。

二 一作詩の諸家

近江朝より奈良朝の終に至るまで、年を経ること短しとなさず。而して、詩の流行の盛なることは、前に述ぶる如し。されば、花鳥風月の間に、咨嗟詠歎の情を寄托せし人は、夥多ありしならん。然る

に、其の詩の今日に傳はれるものは、僅に七十五人あるのみ。今其の姓名、官位及び詩數等を表示すれば左の如し。

〔備考〕

一、表中の(經)は經國集、(萬)は萬葉集、(東)は東征傳、(釋)は釋日本紀、(文)は文苑英華の略。
一、詩數の下、書名を掲げざるものは、懷風藻に載する所なり。

人名及官位	詩數	歌及文	備考
天皇			
文武天皇	三	歌(萬)	
弘文天皇	二		
孝謙天皇	一(經)		
皇子			
川島皇子	一	歌(萬)	撰帝紀及上古事
大津皇子	四	歌(萬)	
諸王			
葛野王 式部卿	二		
犬上王	一		

大石王	一	歌(萬)	
山前王	一		
大伴王	二	歌(萬)	
境部王	三	歌(萬)	
長屋王	三	歌(萬)	
贈正一位			
藤原不比等 太政大臣	五	歌(萬)	與撰律令
藤原房前 左大臣	三	序歌(萬)	
贈正二位			
阿倍仲麻呂 唐祕書監	一(文)		
從二位			
大伴旅人 大納言	一(萬)	序歌(萬)	
直大二			
中臣大島 大納言	二		
正三位			
第一章 詩と詩集			

紀 麻呂 大納言

藤原宇合 參議節度使

從三位

石上宅嗣 大納言

大神高市麻呂 中納言

石川石足 左大辨

安倍廣庭 中納言

藤原麻呂 兵部卿

丹墀廣成 中納言

石上乙麻呂 中納言

大伴家持 中納言

正四位下

安倍首名 兵部卿

紀雄人 大宰大貳

從四位上

宇合集二卷

賦(經)

歌(萬)

歌(萬)

歌(萬)

衡惠藻

萬葉集

歌(萬)

序書歌(萬)

二(經)

一

二

五

三

四

一(萬)

一

三

巨勢多益須 大宰大貳

從四位下

大神安麻呂 兵部卿

中臣人足 左中辨

淡海三船 文章博士

正五位上

采女比良夫 近江守

正五位下

紀古麻呂

調老人 大學頭

守部大隅 大學博士

吉田宜 圖書頭

葛井廣成 中宮少輔

道首名 肥後守

大津首 陰陽頭

第一章 詩と詩集

二

一

七(經)

傳歌(萬)

一

二

一

一

二

二

一

二

與撰律令

與撰律令

與撰律令